

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年6月30日

【発行者名】 FCインベストメント・リミテッド
(FC Investment Ltd.)

【代表者の役職氏名】 取締役 リー・ワイ・リム
(Lee Wai Lim)

【本店の所在の場所】 英領西インド諸島、ケイマン諸島、KY1-1111、グランド・ケイマン、私書箱2681、ハッチンス・ドライブ、クリケット・スクエア、コンヤーズ・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド気付
(c/o Conyers Trust Company (Cayman) Limited, Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman Islands, British West Indies)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野康造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野康造
弁護士 大西信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

**【届出の対象とした募集(売出)外国投資信フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド
託受益証券に係るファンドの名称】** (Phillip-Aizawa Trust Thai Fund)

**【届出の対象とした募集(売出)外国投資信 5億米ドル(約644億円)を上限とします。
託受益証券の金額】** (注) 米ドルの円貨換算額は、2022年4月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=128.86円)によります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

フィリップ - アイザワ トラスト タイファンド(Phillip-Aizawa Trust Thai Fund)

(注) タイファンド(以下「サブ・ファンド」といいます。)は、アンブレラ・ファンドであるフィリップ - アイザワ トラスト(以下「ファンド」といいます。)のサブ・ファンドです。本書の日付現在、ファンドは、サブ・ファンドを含め1つのサブ・ファンドにより構成されています。なお、アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で—または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指します。

(2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券(以下「ファンド証券」または「受益証券」といいます。)

ファンドは追加型です。届出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

5億米ドル(約644億円)を上限とします。

(注1) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2022年4月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=128.86円)によります。以下、米ドルの円貨換算はすべてこれによります。

(注2) ファンドは、ケイマン法に基づいて設定されていますが、ファンド証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行います。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、別段の記載がない限り四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(4) 【発行(売出)価格】

取引日における受益証券1口当り純資産価格(以下1口当り純資産価格を「純資産価格」といいます。)

なお、発行価格に関する照会先は、下記「(8) 申込取扱場所」に同じです。

(注) 「取引日」とは、毎ファンド営業日、または、管理会社が受託会社との協議の上、随時決定する日を指します。「ファンド営業日」とは、土曜日、日曜日以外の日で、ダブリン、ロンドン、シンガポールおよび東京において銀行が営業しており、かつ、タイ証券取引所で取引が行われている日、または管理会社が受託会社との協議の上、サブ・ファンドについて随時決定するその他の日をいいます。「評価日」とは、毎ファンド営業日、または、管理会社が受託会社との協議の上、サブ・ファンドについて随時決定する日を指します。

(5) 【申込手数料】

日本国内における申込手数料は、以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
5,000口未満	3.30% (税抜3.00%、税0.30%)
5,000口以上10,000口未満	2.75% (税抜2.50%、税0.25%)
10,000口以上	2.20% (税抜2.00%、税0.20%)

(6) 【申込単位】

10口以上 1口単位

(7) 【申込期間】

2022年7月1日(金曜日)から2023年6月30日(金曜日)まで

ただし、申込は、各取引日に取り扱われます。

(8) 【申込取扱場所】

アイザワ証券株式会社(以下「アイザワ証券」または「日本における販売会社」といいます。)

東京都港区東新橋一丁目9番1号

ホームページ・アドレス：<https://www.aizawa.co.jp/>

電話番号：03 - 6852 - 7700

(注1) 上記日本における販売会社の日本における本支店および日本における販売会社の指定するその他販売取扱会社(以下「販売取扱会社」といいます。)の本支店において、申込みの取扱いを行います。

(注2) 販売取扱会社とは、日本における販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込または買戻しを日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受け入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および(または)取次登録機関をいいます。

(9) 【払込期日】

投資者は、申込み注文の成立を日本における販売会社が確認した日(以下「約定日」といいます。)から起算して日本での4営業日目までに申込金額を日本における販売会社または販売取扱会社に対し円貨または外貨で支払うものとし、各申込日の発行価額の総額は、日本における販売会社によって当該申込日から起算して6ファンド営業日以内の日(以下「払込期日」といいます。)にファンド口座に米ドル貨で払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

上記「(8) 申込取扱場所」と同じです。

(11)【振替機関に関する事項】

該当ありません。

(12)【その他】

(1) 申込証拠金はありません。

(2) 引受等の概要

()アイザワ証券は、FCインベストメント・リミテッド(以下「管理会社」といいます。)との間で、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する平成18年11月13日付契約に基づき、日本においてファンド証券の募集を行います。

()日本における販売会社は直接、または販売取扱会社を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求の管理会社への取次ぎを行います。

()管理会社は、アイザワ証券を管理会社の日本における代行協会員として指定しています。

(注) 「代行協会員」とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、純資産価格の公表を行い、また目論見書、運用報告書を販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいいます。

(3) 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社および販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の開設を申し込む旨の申込書を提出します。買付代金の支払いは、円貨または外貨によるものとし、米ドルとの換算はすべて各申込についての約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。

申込金額は、日本における販売会社により各払込期日にファンド口座に米ドル貨で払い込まれます。

(4) 日本以外の地域における発行

本募集に並行して、海外でアメリカ合衆国国民および同国居住者以外の者ならびにケイマン諸島の居住者以外の者に対してのみファンド証券の販売が行われます。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a . ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

サブ・ファンドの主な目的は、一貫したプラスのリターンを達成することです。投資運用会社は、主にタイで設立されまたは事業を行っている企業により発行された、上場株式、無議決権預託証券(以下で説明します。)、債券、ワラントその他の証券、およびかかる証券のデリバティブ商品(オプション、先渡し、および先物を含みます。)にサブ・ファンドの勘定で投資しますが、投資対象はこれらに限られません。従って、サブ・ファンドは、純資産価額(以下純資産価額を「純資産総額」といいます。)の30%までは、タイ国外で上場されている企業の証券に投資することもできます。投資運用会社は、その方針として、自らがサブ・ファンドの勘定で投資している企業の支配を目的とはしません。

無議決権預託証券(以下「NVDR」といいます。)は、タイ証券取引所の完全子会社である、タイNVDRカンパニー・リミテッド(以下「NVDR社」といいます。)によって発行されるもので、外国人投資規制を避けて投資を促進する目的で、2001年に導入されました。投資先証券(普通株、優先株、ワラントおよびTSR(売買可能新株購入権)を含みます。)と同じ価格と金融上の利益を有します。NVDRは、タイ証券取引委員会によって正式に認められた有価証券であり、タイ証券取引所により自動的に上場有価証券とみなされます。2022年4月末日現在、798銘柄がNVDR社によって保管されており、これは全上場銘柄数の93%に相当します。NVDRに投資を行うことにより、投資家は、投資先証券に投資したのと同様に、配当および株主割当発行を含む、等しい金融上の利益を受領します。NVDRに投資することと投資先証券に投資することの唯一の違いは、NVDR保有者は議決権を有しないということです。しかし、上場廃止の決定などの重要な問題については、NVDR社が株主総会に参加し、その議決権を行使することになります。

ファンドにおける信託金の限度額は、特に定めがありません。

b . ファンドの性格

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立されました。

受託会社および受託会社から任命されたいかなる者(管理会社も含みます。)も、かかる目的のためにファンドの勘定で受益証券を発行する独占的な権利を有します。各受益者は、毎取引日書面による通知を日本における販売会社を通じて受託会社に送付することにより、受託会社にそのファンド証券の買戻しを請求することができます。

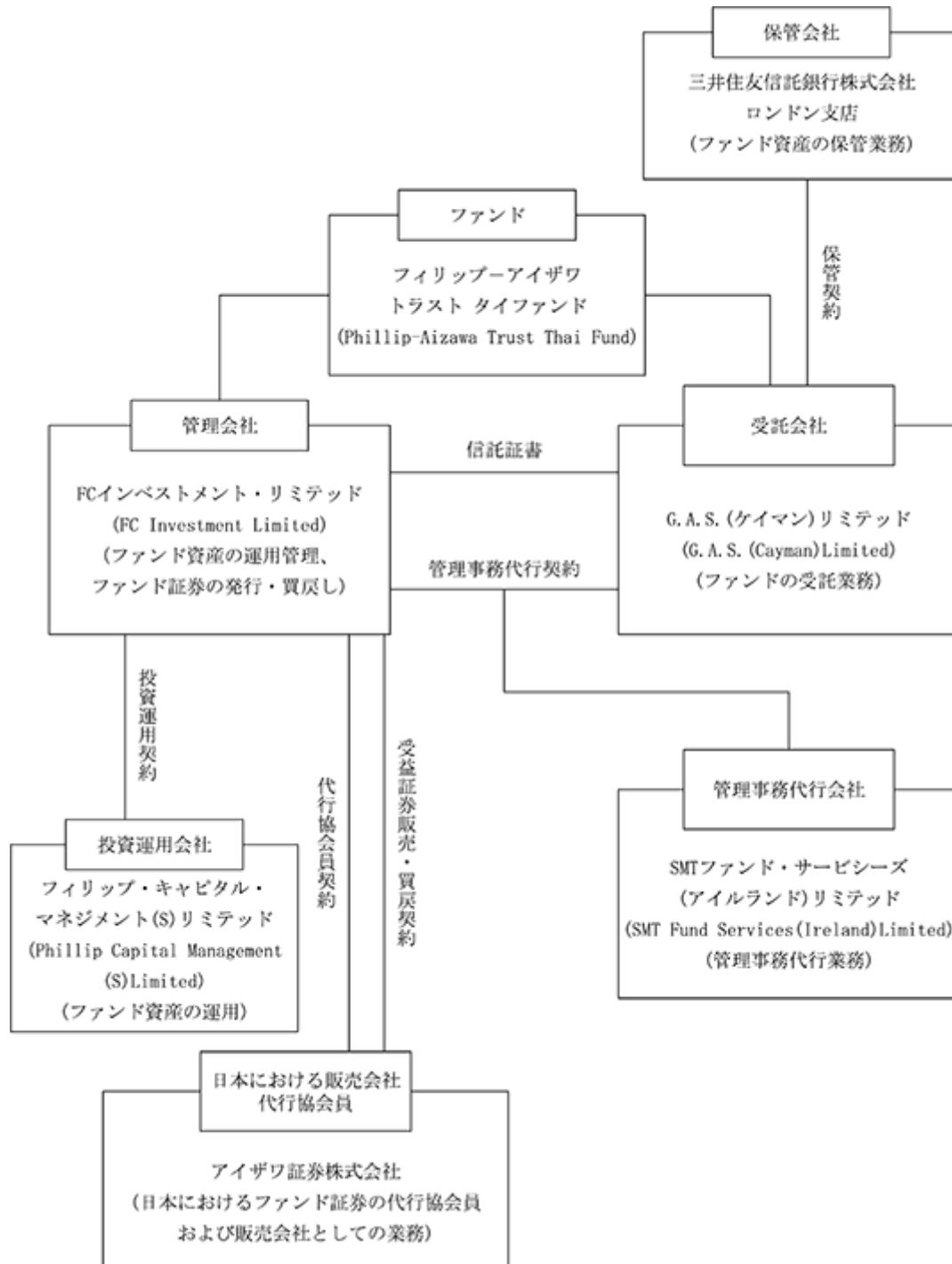
1口当りの買戻価格は、受託会社によって買戻請求が受領された直後に計算される1口当たり純資産価格(以下1口当たり純資産価格を「純資産価格」といいます。)です。

(2) 【ファンドの沿革】

- 2003年9月9日 管理会社設立
 2006年11月10日 基本信託証券および補遺信託証券締結
 2007年1月5日 ファンドの運用開始
 2013年6月25日 受託会社の退任・任命証券締結
 2015年7月23日 補遺信託証券締結

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
FCインベストメント・リミテッド (FC Investment Ltd.)	管理会社	2006年11月10日付で基本信託証書(HSBCトラスティー(ケイマン)リミテッド(以下「旧受託会社」といいます。)、管理会社および受託会社との間で締結された2013年6月25日付退任・任命証書を含みます。)および補遺信託証書を旧受託会社と締結(随時改訂され、補足されます。以下併せて「信託証書」といいます。)。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻し業務を提供します。
フィリップ・キャピタル・マネジ メント(S)リミテッド (Phillip Capital Management (S) Limited)	投資運用会社	2006年11月10日付で投資運用契約 ^(注1) を管理会社と締結しファンド資産の運用業務を提供します。
G.A.S. (ケイマン)リミテッド (G.A.S. (Cayman) Limited)	受託会社	2013年6月25日付で退任・任命証書を管理会社および旧受託会社と締結、2015年7月23日付で補遺信託証書を管理会社と締結。ファンドの受託業務を提供します。
SMTファンド・サービシーズ(アイ ルランド)リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited)	管理事務代行会社	管理事務代行契約 ^(注2) (改訂済)を管理会社および受託会社と締結しファンド資産の管理事務代行業務を提供します。
三井住友信託銀行株式会社ロン ドン支店	保管会社	保管契約(2020年3月2日付で変更済) ^(注3) を受託会社と締結しファンド資産の保管業務を提供します。
アイザワ証券株式会社	代行協会員 日本における 販売会社	2006年11月13日付で管理会社との間で代行協会員契約 ^(注4) (改訂済)を締結。代行協会員業務を提供します。 2006年11月13日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻し契約 ^(注5) を締結。受益証券の販売・買戻し業務を提供します。

(注1) 投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社が、サブ・ファンドの資産の投資および再投資を運用管理することを約する契約です。

(注2) 管理事務代行契約とは、管理事務代行会社が、管理事務代行業務を行うことを約する契約です。

(注3) 保管契約とは、保管会社が、保管業務を行うことを約する契約です。

(注4) 代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の送付、受益証券の純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約です。

(注5) 受益証券販売・買戻し契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本における販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻し注文を管理会社に取次ぐことを約する契約です。

管理会社の概況

管理会社：	FCインベストメント・リミテッド(FC Investment Ltd.)		
1 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島の会社法(改正済)に基づき、ケイマン諸島で2003年9月に免除会社として設立されました。ケイマン諸島の会社法は、会社の設立、運営、株式の募集等、会社に関する基本的事項を規定しています。		
2 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することを含みます。		
3 資本金の額	管理会社の2022年4月末日現在の資本金は5,000万円で、全額払込済みです。管理会社は、1株50,000円の記名式株式1,000株を発行済みです。		
4 沿革	2003年9月9日に設立されました。		
5 大株主の状況	株式会社ファンドクリエーショングループ	東京都千代田区麹町1丁目4番地 半蔵門ファーストビル5階	1,000株 (100%)

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

() 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法(改正済)(以下「信託法」といいます。)に基づき設立されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改正済)(以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。)により規制されています。

() 準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託銀行に対して資金を払い込み、受託銀行は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、一般的に保管銀行としてこれを保持します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者としないう旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

「監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)

一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)(以下「ミューチュアル・ファンド規則」といいます。)は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。

ミューチュアル・ファンド規則は、新たな一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。)への投資信託免許の申請を義務づけています。かかる投資信託免許の交付には、CIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わねばなりません。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件(証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況(もしあれば)を含みます。)、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけています。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAが承認した管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけています。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および管理事務代行会社以外の役務提供者に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができません。

また、管理事務代行会社は、投資家名簿の写しを通常の営業時間中に投資家が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、マネー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達のリスクの程度が低いとファンドが評価する国またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社（もしくはプライムブローカー）を任命し、維持しなければなりません。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は、当該変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家および保管会社以外の役務提供者に通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、マネー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達のリスクの程度が低いとファンドが評価する国またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければなりません。投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の役務提供者に当該変更について通知しなければなりません。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を要します。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求されます。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければなりません。また、中間財務諸表については当該投資信託の英文目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すればよいものとされています。

(5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

() ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければなりません。また目論見書には、ミューチュアル・ファンド規則第37条において規定される一定の事項も含んでいなければなりません。目論見書は、ファンドの詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

管理事務代行会社は

- (a) ファンドの資産の一部または全部が関連ある目論見書に記載される投資目的および制限に従い投資されていないこと
- (b) 受託会社または管理会社が、実質的にファンドの設立規定または関連ある目論見書に従いファンドの事業または投資行為を遂行していないこと

を知った場合、かかる情報を認識した後可及的速やかに管理事務代行会社は、

- () 受託会社に当該事項を書面にて報告し、また
- () 当該報告書の写しおよび報告書に適用ある状況をCIMAに提出しなければなりません。

さらに次期中間または定期報告書が次期年次報告書以前に配布される場合には、当該報告書またはその適切な要約が、次期年次報告書に記載されていなければなりません。

管理事務代行会社は、以下について書面にて可及的速やかにCIMAに報告しなければなりません。

- (a) ファンドに関する買付けまたは買戻しの停止および当該停止の理由および
- (b) ファンドを解散する意図および当該解散の理由

受託会社は、各会計年度末の6か月後の末日から20日以内に、ファンドの活動について書面による報告をCIMAに提出しなければならず、当該報告書は、ファンドに関して以下を記載していなくてはなりません。

- (a) ファンドの名称ならびにそのすべての前名称
- (b) 投資家が保有する各証券の純資産価格
- (c) 前報告期間以来の純資産総額および各証券の料率変化
- (d) 純資産総額
- (e) 関連ある報告期間における新規買付けの数および価格
- (f) 関連ある報告期間中の償還および買戻しの数および価格
- (g) 報告期間末現在発行済みの有価証券総数

受託会社は、以下を確認する受託会社が署名した宣言書を毎年CIMAに提出するか提出させられるものとします。

- (a) 受託会社が了知し信じる限りにおいて、ファンドの投資指針、制限および構成が遵守されていること。
- (b) ファンドが、投資者または債権者の利益を害する方法で運営されていないこと。

ファンドは、CIMA、投資者およびサービスプロバイダー(管理事務代行会社以外)に、当該変更前1か月以上前に管理事務代行会社の任命における提案された変更について書面により通知しなくてはなりません。

ファンドは、CIMA、投資者およびサービスプロバイダー(保管銀行以外)に、当該変更前1か月以上前に保管銀行の任命における提案された変更について書面により通知しなくてはなりません。

ファンドは、CIMA、投資者およびサービスプロバイダーに、当該変更前1か月以上前に管理会社の任命における提案された変更について書面により通知しなくてはなりません。

ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。

監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があるとの情報を得た場合または疑念を抱いた場合にはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できないか、できないであろうこと。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行もしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計が適正に監査されうるような十分な会計基準なしに事業を遂行するか、またはその旨意図していること。
- () 不正もしくは犯罪性のある方法で事業を継続しているか、継続しようとしていること。
- () 以下を遵守せずに事業を継続しているか、継続しようとしていること。
 - ・ ミューチュアル・ファンド法またはそれに基づく規定
 - ・ 金融庁法(改正済)
 - ・ マネー・ロンダリング防止規則(改正済)
 - ・ 免許に伴う条件

ファンドは、CIMAに年次報告書を提出しなければなりません。年次報告書は、ミューチュアル・ファンド規則において定められている一定の事項を含み、前年12月31日現在のファンドに関する重要な情報を要約します。

ファンドの監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッドです。ファンドの会計は香港の会計基準に準拠し、監査が行われます。

() 受益者に対する開示

入手可能なファンドの直近の会計帳簿および記録書類(信託証書、サービス委託契約、申込書の様式、販売・買戻契約、代行協会員契約および事務代行契約を含みます。)は、管理会社および事務代行会社の営業所に備え置かれます。受益者およびその正当な代理人は、自己の受益権に関してのみ、合理的な通知をもって、通常の営業時間中いつでもかかる会計帳簿および記録書類を閲覧し、これらの写しを取得することができます。受益者登録簿の写しも、管理事務代行会社の営業所に備え置かれます(主たる登録簿は、ケイマン諸島において受託会社が保持します。)。管理事務代行会社は、管理会社と協力して、各評価日現在の純資産価格を算定します。さらに、ファンドの各会計年度の終了後、合理的に可能な限り速やかに(遅くともファンドの会計年度の終了から6か月以内に)、香港の会計基準に従った監査済年次報告書および監査報告書が作成されます。かかる財務諸表および報告書の写しは、ファンドの受益者登録簿に記載されている受益者の登録住所に宛て送付されます。

受益者は、受託会社のinfoMLR0@sumitrustgas.comに連絡することにより、現任のマナー・ロンダリング・コンプライアンス・オフィサー、マナー・ロンダリング・レポートング・オフィサーおよびデュプレティ・マナー・ロンダリング・レポートング・オフィサーの詳細(連絡先の詳細を含みます。)を入手することができます。

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法との開示

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を財務省関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等においてこれを閲覧することができます。

ファンド証券の日本における販売会社および販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また管理会社は、信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知っている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実は日本における販売会社および販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のサブ・ファンドの運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面(交付運用報告書)は、日本の知っている受益者に交付されます。運用報告書(全体版)は、管理会社のために代行協会のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付されます。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託として規制されています。CIMAはミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するため監督・執行権限を有します。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制において所定の詳細事項および監査済決算書をCIMAに毎年提出することが求められています。規制されたミューチュアル・ファンドとして、CIMAは、いつでも受託会社に対し、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求に応じない場合には、受託会社に多額の罰金が科され、CIMAがファンドの清算を裁判所に申し立てることができます。

規制されたミューチュアル・ファンドが、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企画し、または任意解散を行おうとしている場合、ファンド等の免許ミューチュアル・ファンドについて、規制されたミューチュアル・ファンドがミューチュアル・ファンド法に反して免許の条件に従うことなく業務を遂行しているもしくは遂行しようとしている場合、規制されたミューチュアル・ファンドの管理と運営が適正に行われていない場合、または規制されたミューチュアル・ファンドの運営者の地位にある者が、この地位を保有するのに適当な人物でないことを確認した場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を行使することができます。

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ信託会社としてCIMAの認可を受けています。受託会社は、CIMAの監督下にあります。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として認可されています。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

投資目的および投資方針

サブ・ファンドの主な目的は、一貫したプラスのリターンを達成することです。投資運用会社は、主にタイで設立されまたは事業を行っている企業により発行された、上場株式、NVDR、債券、ワラントその他の証券、およびかかる証券のデリバティブ商品(オプション、先渡し、および先物を含みます。)にサブ・ファンドの勘定で投資しますが、投資対象はこれらに限られません。従って、サブ・ファンドは、純資産総額の30%までは、タイ国外で上場されている企業の証券に投資することもできます。投資運用会社は、その方針として、自らがサブ・ファンドの勘定で投資している企業の支配を目的とはしません。

投資哲学、投資プロセスおよび投資手続

サブ・ファンドは、優れた中・長期のパフォーマンスの達成を目的とし、主にグロース(成長)投資の手法を採用します。投資運用会社は、市場の非効率性を探し出し、従来の考え方にとらわれずに、これまでにないトレンドや、見過ごされてきた成長要因を見つける努力をします。投資運用会社は、極端に株価が過小評価されている企業や経営実績の悪い企業、あるいは極端に高成長の企業には投資を集中せず、株価が妥当で成長性のある企業に投資を行います。投資運用会社は、こうした投資スタイルを採ることで、保有期間やボラティリティ、成長性等といった諸要素間のバランスがとれた運用を行うことが可能となります。

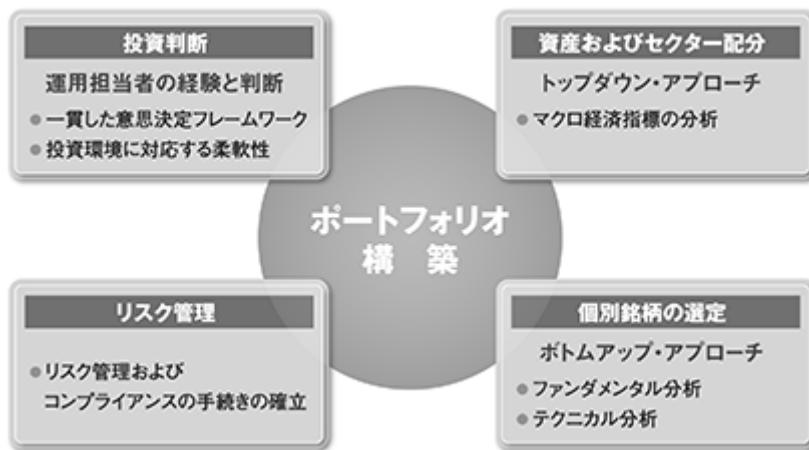
投資運用会社は、一貫した意思決定のフレームワークに基づいて下される判断と、ファンド・マネージャーの経験とを組み合わせた投資スタイルを採用します。これにより、ファンド・マネージャーは、投資判断の原則に基づいた運用を行いながら、変化する投資環境に対して柔軟に対応することができます。

投資プロセスは、トップダウン・アプローチおよびボトムアップ・アプローチの長所の組み合わせにより特徴付けられます。資産およびセクター配分の決定は、トップダウン・アプローチに基づいて行われます。投資運用会社は、株価や債券利回り、為替に影響を及ぼしうる事象について、基本的なマクロ経済の観点から評価します。

ボトムアップ・アプローチは、証券の絶対的および相対的な魅力を決定するための積極的な定性・定量分析を含みます。投資運用会社は、投資を予定している対象の投資価値を決定するために厳密なファンダメンタル分析を行い、テクニカル分析によって市場の潜在的トレンドを予測します。投資運用会社は、投資対象となる銘柄の潜在的な価値が株価の上昇に結びつくタイミングを注意深くうかがいます。

投資運用会社は、サブ・ファンドのポートフォリオ構築に関して参考になる、様々な情報源からの情報に積極的にアクセスします。投資運用会社は、初期選別またはモニタリングを行うツールとして、定量スクリーニングを利用します。定量スクリーニングの結果は、財務指標などによる銘柄の初期選別を迅速に行うことを容易にします。資産配分の決定がなされると、運用チームが初期選別によって投資候補銘柄を特定し、それらに対してファンダメンタル分析を行い、適正株価のレンジを決定します。これらの銘柄が適正株価を下回って取引されている場合、投資運用会社は、株価変動のきっかけ(カタリスト)と、株価ギャップが埋まるまでの時間を予測します。投資運用会社は、その銘柄への投資がリスクに見合うものであると判断した場合にのみ、ポートフォリオに組み入れます。この時点で、個別の銘柄および全般的なポートフォリオの双方のレベルにおいて、綿密な入口・出口戦略が計画されます。

サブ・ファンドの資産は、いつの時点においても、上記において概説した趣旨の範囲内で、上場または未上場の普通株式、優先株式、NVDR、ワラント、債券、またはその他のデリバティブ商品に投資することができます。投資運用会社は、投資が行われるまで、一時的に、サブ・ファンドの現金を定期預金や短期金融商品、およびその他の現金預金等価物などの金融商品で運用することができます。また、投資運用会社は、ヘッジングまたはリスク管理の目的で、有価証券やその他の金融商品に直接投資を行うことができます。



(2) 【投資対象】

上記「(1) 投資方針」を参照のこと。

(3) 【運用体制】

管理会社の取締役は、ファンドの関係法人に対する管理を行います。

管理会社は、ファンド資産の運用を投資運用会社に委託しています。投資運用会社には、10名のファンド・マネージャーおよびアナリストによる投資チームがあり、最高投資責任者に報告します。サブ・ファンドについて責任を負う、投資運用会社のファンド・マネージャーおよび投資アナリストは、ファンドの投資についての考えを述べる責任があります。かかる責任には、マクロ経済および市場動向の精査および分析、株価のモニター、株式の選別および分析ならびに投資戦略および株式選別のための最終的な意見の提案が含まれます。このような投資に係る監視および分析機能を実行するにあたって、ファンド・マネージャーはブローカー、アナリスト、経営者および取引関係者を含む関係者等の幅広いネットワークから定期的に受領する膨大なリサーチおよびその他の情報に広く依拠しています。

投資決定は、投資運用会社の投資委員会によって審査されます。投資委員会の3名の委員は投資チームのメンバーであり、最高投資責任者を含みます。投資委員会は、投資運用会社の主要投資責任者兼ストラテジストである最高投資責任者が議長を務めます。投資委員会は最優先事項として、ファンド・マネージャーが提案する投資についての意見に関する報告および精査を行い、ポートフォリオ戦略、資産配分、株式選別および組入銘柄の変更に係る投資決定を下します。代表ファンド・マネージャーは、投資決定が実行されるよう努め、サブ・ファンドの全体的な運用実績のモニターを行います。投資運用会社はサブ・ファンドの管理事務代行会社により作成される評価レポートを検討し、サブ・ファンドの評価の適切な実施を確保します。

(4) 【分配方針】

管理会社は、その単独の裁量により、サブ・ファンドの収益ならびに実現および未実現キャピタル・ゲインの分配を行うことができます。分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。管理会社は、現在、受益証券に関して分配金の支払を予定していません。

(5) 【投資制限】

サブ・ファンドは、以下の主な投資制限に従います。

1 空売り

投資運用会社は、サブ・ファンドの勘定で証券を空売りすることができます。しかし、空売りされる証券の総額は、直近の純資産総額を超えることはできません。

2 タイ国外で上場されている証券

直近の純資産総額の30%を超えない部分については、タイ国外で上場されている株式、債券、ワラントおよびその他の証券、ならびにかかる証券のデリバティブ(オプション、先渡しおよび先物を含みます。)に投資することができます。

3 単一発行体制限

- (a) 直近の純資産総額の10%を超えない部分は、単一の発行体により発行されたいずれかのクラスの証券に投資することができます。この制限を計算する際は、デリバティブは除かれます。
- (b) 投資運用会社は、サブ・ファンドの勘定で、ある1つの会社の発行済株式総数の10%を超えて取得することはできません。
- (c) 疑義を避けるため、単一発行体制限は、以下から生じる短期預金の配分には適用されません。
 - a . 再投資までの投資対象の換金
 - b . サブ・ファンドの終了前に近々満期となる投資対象の換金であり、かつ、これらの金銭を様々な機関に配分することが受益者の利益とならない場合

4 デリバティブ

サブ・ファンドは、ワラント、オプション、先物および先渡しを含むデリバティブに投資することができます。直近の純資産総額の15%を超えない部分は、かかる商品に投資することができます。

5 一般的な制限

- (a) サブ・ファンドは、投資先企業の経営に参加しないものとします。
- (b) サブ・ファンドは、商品および/または不動産を扱う会社の証券には投資できますが、商品または不動産そのものには投資しません。
- (c) サブ・ファンドの投資対象は、負債の担保としていかなる方法においても、譲渡担保権、抵当権、質権を設定されず、また譲渡もされません。
- (d) 投資運用会社は、サブ・ファンドの勘定で引受または下引受取引を行いません。
- (e) サブ・ファンドは、無限責任を生じさせる投資対象に投資しません。ただし、この制限は、デリバティブへの投資には適用されないものとします。

上記に加え、管理会社および投資運用会社は、サブ・ファンドに関して下記の投資制限を遵守します。

- (a) 一つの発行体の株式または投資信託受益証券を、その価値（以下「株式等エクスポージャー」といいます。）が純資産総額の10%を超えて保有することはできません（当該株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）。
- (b) 一つの取引相手方とのデリバティブのポジションまたはデリバティブ取引の原資産である発行体についてのデリバティブのポジションから生じるネット・エクスポージャー（以下「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。）が純資産総額の10%を超えて、デリバティブのポジションを保有することはできません（当該デリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）。
- (c) 一つの主体により発行され、組成されまたは引き受けられた、（ ）有価証券（上記（a）に掲げる株式または投資信託受益証券を除きます。）、（ ）金銭債権（上記（b）に掲げるデリバティブを除きます。）および（ ）匿名組合出資持分を、その価値（以下「債券等エクスポージャー」といいます。）が純資産総額の10%を超えて保有することはできません（当該債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）。（注：担保付取引の場合は、担保評価額が控除され、当該主体に対する債務がある場合は、債務額が控除されます。）

(d) 一つの主体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーについて、総額で純資産総額の20%を超えてポジションを有することはできません。

投資運用会社は、上記の投資制限および下記の借入制限の遵守について監視する責任のみを負います。

別段の記載がない限り、上述の投資制限は、投資に関連する取引の実行または契約の日付において適用されます。投資制限は、かかる制限内に含まれるいずれかの制限が以下の結果として遵守されなかったことのみを理由とする場合は、違反しているとみなされず、かつ、サブ・ファンドの投資ポートフォリオの変化は必ずしも影響を受けません。

(a) サブ・ファンドのいずれかの投資対象の価額の値上がりもしくは値下がり

(b) 資本の性質を有する権利、ボーナス、または利益の受領を理由とする場合

(c) 合併、再建、または転換または交換のためのスキームまたは取決め

(d) サブ・ファンドの投資ポートフォリオにおいて保有されている証券についての返済または償還

しかし、関連する証券は制限が再度遵守されるまでは取得されません。投資制限のいずれかが不注意により遵守されなかった場合、投資運用会社は、優先目標として、違反に気付いてから60日以内に、受益者の利益を考慮して、違反を是正するのに必要な合理的な措置をすべて講じます。前記に加えて、投資運用会社がサブ・ファンドを代理して以下のことを行うことはありません。

(a) 当事者として、自己もしくは自己の取締役と取引を行うこと

(b) 受益者の利益を損なうか、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に違反する取引(受益者ではなく管理会社、投資運用会社もしくは第三者の利益を図る取引を含みますが、これらに限りません。)を行うこと

(c) 1つの会社の株式の取得の結果、管理会社または投資運用会社に管理されるすべてのミューチュアル・ファンドに保有される当該会社の議決権付株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超える場合に、その会社の株式を取得すること

(d) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後にサブ・ファンドが保有するかかる投資対象の総価値がサブ・ファンドの純資産総額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得すること。ただし、投資運用会社は、当該投資対象の評価方法が本書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとします。

借入

ファンドの投資運用会社は、サブ・ファンドの勘定で、一回に純資産総額の10%まで、現金を借入れることができます。

3 【投資リスク】

リスク要因

投資家は、受益証券の価格が上がるだけでなく下がる場合があることに留意する必要があります。サブ・ファンドへの投資は大きなリスクを伴います。投資運用会社は潜在的な損失を最小限に抑えるよう企図された戦略を実施することを意図しますが、かかる戦略が実施されるという保証、または当該戦略が実施された場合にそれが成功するという保証はありません。受益証券の流通市場が形成される可能性は低く、従って、受益者は、買戻しという手段によってのみ受益証券の処分を行うことができます。投資家は、サブ・ファンドへの投資の大部分または全部を喪失する可能性があります。そのため各投資家は、サブ・ファンドへの投資リスクを負うことができるか否かに関して慎重に考慮すべきです。以下、リスク要因について記載しますが、下記の記述はサブ・ファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明するものではありません。

投資目的の達成

サブ・ファンドの投資目的が成功するとの保証または表明は一切行われていません。サブ・ファンドの投資プログラムは、レバレッジ、流動性を欠く投資対象への投資および分散の限定等の投資手法を含む場合があります。係る運用は、一定の状況において、サブ・ファンドの投資対象が被る悪影響を最大化する可能性があります。サブ・ファンドが一貫してプラスのリターンを達成するという投資目的を達成する保証はありません。

レバレッジ

サブ・ファンドは、借入れによってレバレッジされる場合があり、投資運用会社は、自らが必要または望ましいと判断する場合、サブ・ファンドの勘定で、レバレッジを構成する投資戦略をとる場合があります。かかる戦略には、証券の借入れおよび空売りならびに先物およびオプション等の特定種類のデリバティブ証券およびデリバティブ商品の取得および処分が含まれる場合があります。

レバレッジは、より高い総リターンを得る機会を提供する一方で、不利な価格変動により生じるより大きな損失リスクをサブ・ファンドに負わせます。

証券の借入れ

投資運用会社は、サブ・ファンドの勘定で、貸し手が当該証券を直ちに回収できるという条件で証券を借り入れることがあります。証券が回収される場合、投資運用会社は、早期に戦略を練り直すことが必要となり、これにより損失を生じる場合があります。投資運用会社は、できる限り、回収不可の株式を借り入れるよう努力します。

デリバティブ

デリバティブは、その価値が単一または複数の投資先証券、金融ベンチマークまたは指数に連動している証券および契約を含みます。デリバティブにより、投資家は、投資先資産への投資にかかる費用の一部で、特定の証券、金融ベンチマークまたは指数の価格変動をヘッジしまたはこれに投機することができます。デリバティブの価値は、投資先資産の価格変動に大きく依存します。従って、投資先資産の取引に適用されるリスクの多くは、デリバティブ取引にも適用されます。ただし、デリバティブ取引に関連するリスクは他にも多くあります。例えば、多くのデリバティブは取引実行時に支払われまたは預託される金銭よりもかなり多くの市場エクスポージャーを提供するため、比較的わずかで不利な市場動向が、投資額の全損だけでなく、当初の投資額を超える損失をサブ・ファンドに被らせる可能性があります。投資運用会社がサブ・ファンドの勘定で取得しようとするデリバティブが、特定の時期に満足のいく条件で入手できるとの保証はなく、または全く入手できない可能性があります。

担保に関する取り決め

サブ・ファンドは、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの取引相手方に適用される法令および規制に基づく場合を含め、担保に関する取り決めの実行を要求されることがあります。

取引相手方がサブ・ファンドの勘定に現金担保を提供した場合、当該現金担保は、保管会社における分別された担保勘定または当該担保に関する取り決めの当事者間で合意されるその他の銀行勘定(以下「担保勘定」といいます。)に預託され、再投資目的では利用されません。担保勘定の受取利息(もしあれば)は、クレジット・サポート・アネックスに従い取引相手方から要求される利息の支払いに不足する可能性があります。金利差は、純資産総額に影響を及ぼします。現金以外の受取担保は、売却、再投資または質権設定されません。

また、サブ・ファンドは、取引相手方の利益のために担保提供を要求される場合もあります。かかる場合、サブ・ファンドの投資目的のために利用可能なサブ・ファンドのポートフォリオが本来よりも少なくなります。その結果、サブ・ファンドの全収益は、担保に関する取り決めにより減少する可能性があります。

担保の管理を支援する担保管理代理人が任命される可能性があり、その場合、当該代理人の報酬は、サブ・ファンドの資産から支払われるか、または別途合意される場所に従って支払われます。

担保リスク

取引相手方からの担保の受け入れおよび実施されている担保管理システムは、取引相手方の債務不履行または支払不能に対するサブ・ファンドの潜在的なエクスポージャーの軽減を意図していますが、かかるリスクを完全に取り除くことはできません。提供される担保は、多くの理由により、当該取引相手方の債務の返済に不足する可能性があります。また、取引相手方により提供される担保は独立して日次で評価されますが、担保として提供される一部の確定利付証券および/または持分証券が常に有効な相場価格を有するとは限りません。

担保が正確かつ的確に評価される保証はありません。担保が正確に評価されない場合、サブ・ファンドはその範囲で損失を被る可能性があります。担保が正確に評価されたとしても、取引相手方の債務不履行または支払不能の時点と当該担保が換金される時点の間に担保の価値が減少することがあります。非流動資産の場合、換金に時間を要することから担保の価値の減少のリスクがより大きくなる可能性があります。提供される担保の全部または大部分がかかる資産で構成されることがあります。

担保のオペレーショナル・リスク

取引相手方の支払債務および取引相手方により提供される担保は、各営業日に独立して評価され、担保の金額および構成は、担保要件を満たすために調整されます。担保に関する方針は投資運用会社により監視されますが、当該方針が正しく遵守および実施されない場合、サブ・ファンドはその範囲で、取引相手方の債務不履行または支払不能により損失を被ることがあります。

実績報酬

投資運用会社に対して支払われる実績報酬は、投資運用会社が、当該実績報酬がない場合に行うよりも、よりリスクが高くまたは投機的な投資を行う誘因となる場合があります。投資予定者は、投資運用会社に対して支払われる管理報酬および実績報酬が、未実現利益(および未実現損失)の一部に基づいていること、また、サブ・ファンドがそのような未実現損益を全く実現しない場合があることに留意すべきです。

投資運用会社への依存

受託会社は、サブ・ファンドの受託者の職務および管理上の事項に関して最終的な権限および責任を有しますが、サブ・ファンドの資産の投資に関するすべての決定は、投資運用会社に委任されており、投資運用会社によって行われるため、投資運用会社は、サブ・ファンドの資産に対して完全な取引権限を有します。したがって、サブ・ファンドの資産の投資に関する専門知識は、投資運用契約の継続ならびに投資運用会社の役員および従業員の業務および技能に大きく依存します。投資運用会社および/またはその主要人物のいずれかから業務の提供を受けられなくなる場合、サブ・ファンドは、投資運用会社により開発された独自の投資手法を利用できなくなる可能性があり、その結果、サブ・ファンドの資産価値に重大な悪影響が生じる可能性があります。受益者は、サブ・ファンドの運用に参加する権利または権限を有しません。

過去の実績

投資運用会社、ならびに投資運用会社およびその関連会社が運用、助言またはスポンサー業務を行う法主体、ファンド、口座またはクライアントの運用成績は、サブ・ファンドの将来の運用成績の指標とみなすべきではありません。

ポートフォリオ選択リスク

一般的に、特定のセクター、地域、市場セグメント、有価証券または金利に影響を及ぼす品質、相対利回り、相対価値または市場動向に関する投資運用会社の判断が誤りであると判明する場合があります。

主要な個人への依存

サブ・ファンドの資産に関する投資判断は投資運用会社によって行われます。受益者は、サブ・ファンドの運用に参加する権利または権限を有しません。結果として、当面のサブ・ファンドの成功は、投資運用会社の能力に大きく依存しています。サブ・ファンドの勘定で投資運用会社が採用する戦略がリターンを達成するまたは成功するとの保証はありません。従って、投資運用会社の主要な個人が死亡するかまたはその他ある期間能力を失った場合、サブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響が出る可能性があります。

決済リスク

サブ・ファンドは、投資運用会社がサブ・ファンドの勘定で取引を行う、相手方当事者の信用リスクにさらされ、決済不履行リスクも負うことになります。

為替レート

受益証券は、サブ・ファンドが米ドル貨以外の通貨建ての資産に投資される場合に、為替レートの変動にさらされます。投資運用会社は、サブ・ファンドを代理し、外国為替取引を通じて、かかるエクスポージャーに関連するリスクを部分的に相殺しようと努める場合があります。外国為替取引が実行される市場は、専門性および技術性が高く、乱高下が激しくなります。当該市場において、流動性および価格の変動を含む重大な変化は、非常に短い期間、しばしば数分のうちに発生する可能性があります。外国為替取引リスクは、為替レートリスク、為替交換リスク、金利リスクおよび地域の為替市場、外国投資または特定の外貨取引を規制することによる外国政府による介入の可能性を含みますが、これらに限られません。

流通市場の欠如

受益証券の流通市場が形成される見込みはありません。従って、受益者は、買戻しという手段によってのみ受益証券の処分を行うことができます。買戻請求日から関係する買戻日までの期間に、受益証券の買戻請求を行う受益者が保有する受益証券の純資産総額が下落するリスクは、買戻しを請求する受益者が負います。

買戻しおよび買付けの潜在的な影響

投資運用会社が、ある取引日に関する買付けの申込みを受付けた旨の通知を受けた後、当該取引日における受益証券が発行される前に、サブ・ファンドの勘定で投資を行った場合、かかる投資による利益(または損失)は、既存の受益者が保有する受益証券に割り当てられ、かかる割当てが、当該取引日における純資産価格を増減させる可能性があります。

同様に、投資運用会社がある買戻日における買戻しに関してサブ・ファンドの投資対象を処分したが、その決済が当該買戻日の後に行われる場合、当該処分による利益(または損失)は、残存する受益者が保有するサブ・ファンドの受益証券に割り当てられます。

さらに、受益者の請求により受益証券の大量買戻しが行われる場合、管理会社または投資運用会社は、かかる買戻しの代金を賄うために必要な現金を調達する目的で、本来望ましい時期よりも早急に、また、本来得ることのできる価格よりも不利な価格で投資対象を換金する必要が生じる可能性があります。

例外的な場合、例えば、サブ・ファンドの多数の投資者が受益証券の買戻しを単一の日に要求した場合、すべての受益者に対する支払いが、想定された買戻しスケジュールより遅延する可能性があります。

保管リスク

保管会社またはブローカーとの取引にはリスクを伴います。保管会社またはブローカーに証拠金として預託されたすべての有価証券およびその他の資産は、サブ・ファンドの資産として明確に特定され、したがって、サブ・ファンドはかかる当事者に関する信用リスクにさらされないことが期待されます。しかしながら、かかる当事者が支払不能となった場合には、かかる分別管理が達成されるとは限らず、また、証拠金として保有されている資産に対するサブ・ファンドの権利を強制することに関連して、実務上または時間的な困難が生じる可能性があります。

サブ・ファンドの資産が、支払不能となった保管会社およびブローカーにより保有される可能性もあります。資産が分別管理されていない場合、サブ・ファンドは無担保債権者として順位付けられ、その資産を完全には回収できない可能性があります。

市場リスク

サブ・ファンドの勘定で保有する投資対象の価値は、経済的、政治的、もしくは規制上の状況、インフレ、金利もしくは為替レートの変動、または投資者心理の悪化といった一般的な市場状況によって下落する可能性があります。不利な市況が長引く可能性があり、有価証券の種類によって受ける影響が異なる場合もあります。有価証券の価値は、特定の発行者、業種、あるいは証券市場全体に影響を与える要因によって下落することがあります。最近の世界的な金融危機により、サブ・ファンドの勘定で保有する投資対象を含む多くの有価証券の価値と流動性が大きく低下しました。この危機に対応して、米国政府と連邦準備制度理事会は、金融市場を支援するための措置を講じてきました。このような支援の取りやめにより、一定の有価証券の価値や流動性に悪影響が生じる可能性があります。さらに、最近米国で制定された法律により、金融規制の多くの側面に変化が求められています。この法律が市場に与える影響や、市場参加者への実務的な影響は、当面の間、明らかにならない可能性があります。サブ・ファンドは、個別の投資対象について、重大または完全な損失を被る可能性があります。

キャッシュ・スウィープ・リスク

保管会社によって保有されるオーバーナイト現金残高は、キャッシュ・スウィープ・プログラム(以下「キャッシュ・スウィープ・プログラム」といいます。)の対象となる可能性があります。キャッシュ・スウィープ・プログラムには、金銭を第三者たるカウンターパーティー(以下「キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティー」といいます。)における単一または複数の顧客共同口座に預託することが含まれます。投資者は、キャッシュ・スウィープ・プログラムの結果として、サブ・ファンドがキャッシュ・スウィープ・カウンターパーティーに対するカウンターパーティー・エクスポージャーを負うことに留意すべきです。カウンターパーティー・リスクの説明は、下記「カウンターパーティー・リスク」をご参照ください。

カウンターパーティー・リスク

サブ・ファンドは、契約条件に関する紛争(正当な根拠に基づくものであるか否かにかかわらず)または信用もしくは流動性の問題を理由にカウンターパーティーが取引をその条件に従って決済しないリスクにさらされ、サブ・ファンドが損失を被ることになる場合があります。満期までの期間が長く、何らかの出来事が決済を妨げる可能性がある契約の場合、または単独もしくは少数のカウンターパーティーとの間で取引が行われた場合には、このような「カウンターパーティー・リスク」が大きくなります。

受託会社、管理会社および投資運用会社は、特定のカウンターパーティーと取引を行うことまたは、すべてもしくはいずれかの取引を同一のカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。受託会社、管理会社および投資運用会社がいかなるカウンターパーティーとも取引可能であること、およびかかるカウンターパーティーの財務能力に関する有意かつ独立した評価がないことにより、サブ・ファンドが損失を被る可能性が高まる場合があります。

また、サブ・ファンドは、非上場デリバティブ商品に関して、取引所決済機関の履行保証など組織化された取引所におけるかかる商品の取引参加者に適用されるものと同様の保護を受けることができないことにより、サブ・ファンドの受託会社、管理会社または投資運用会社がサブ・ファンドに関して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクにさらされる場合があります。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、公認取引所ではなく取引に従事する特定の会社または企業であり、よって、受託会社、管理会社または投資運用会社がサブ・ファンドに関して取引を行うカウンターパーティーの支払不能、破産または債務不履行の場合には、サブ・ファンドに多額の損失が生じる可能性があります。受託会社、管理会社または投資運用会社は、特定のデリバティブ取引に関する契約に基づく債務不履行時には契約上の救済が得られることがあります。しかし、引き当てとなる担保またはその他の資産が不足する場合には、かかる救済では十分ではない可能性があります。

投資者は、集金口座キャッシュ・スweep・プログラムに関連する集金口座キャッシュ・スweep・カウンターパーティー(それぞれ、後記「第2 管理及び運営 1 申込(販売) 手続等()海外における申込み(販売)」にて定義されます。)のカウンターパーティー・リスクにさらされる可能性があります。またサブ・ファンドは、キャッシュ・スweep・プログラムに関連するキャッシュ・スweep提供者のカウンターパーティー・リスクにさらされる可能性があります。

世界的な金融危機の間、複数の大手金融市場参加者(店頭取引およびディーラー間取引のカウンターパーティーを含みます。)が、支払期限の到来した契約上の債務を履行することができず、または不履行に近い状態に陥り、金融市場において不確実性の認識が高まるとともに、先例のない政府の介入、信用および流動性の縮小、取引および金融取り決めの早期解約、ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行がもたらされました。受託会社、管理会社またはサブ・ファンドに関するそれらの代理人(投資運用会社を含みます。)がサブ・ファンドに関して取引を行うカウンターパーティーが債務不履行に陥らない、また、サブ・ファンドが結果として取引による損失を被らないという保証はありません。

評価リスク

サブ・ファンドに帰属する資産の価値を計算するにあたり、その評価は、受託会社、管理会社および投資運用会社が随時承認する評価方針および手続に従って行われるものとします。受託会社、管理会社および/または投資運用会社は、評価方針に基づき、裁量権を行使し、また判断を行うことができます。受託会社および/または投資運用会社は、資産および負債の価値を決定するにあたり、サブ・ファンド全体の利益のために誠実に行動することを条件として、合理的な判断を下す権利を有します。かかる評価について、現在または過去の投資者が異議を申し立てることはできません。

投資対象の評価

管理事務代行会社が、サブ・ファンドが取引を行うかまたは現金を保有する取引相手方から、サブ・ファンドの勘定において締結された取引と保有される現金または投資対象を照合するのに十分なタイミングで、取引明細書またはその他の必要な情報を受領しない場合があります。これは、不完全な情報または計算時に検証できない情報に基づいて純資産総額が計算されることを意味し、純資産総額の計算における不正確性につながる場合があります。受託会社、管理事務代行会社および投資運用会社のいずれも、その結果発生した損失について責任を負いません。

プライシング情報源の限定

受託会社、その委託先としての管理事務代行会社、および/または管理会社、その委託先としての投資運用会社は、純資産総額の計算に関連するものを含め、サブ・ファンドの投資対象の価格決定に関して単一または限られた数の情報源に依拠する場合があります。

先行投資

受益者は、受益証券の取得申込みが受領された旨の通知を受けた投資運用会社が、申込金が受領される前に当該申込金が決済されることを見越して、サブ・ファンドの勘定において投資を行う場合があること(以下「先行投資」といいます。)に留意すべきです。かかる先行投資は、サブ・ファンドの利益のために行うことが意図されていますが、申込金の決済が行われなかった場合、サブ・ファンドは損失にさらされることがあります。かかる損失には、取引の手仕舞い費用(その時まで既に相場に不利な変動が生じている可能性があります。)および先行投資の資金を調達したサブ・ファンドの銀行預金口座または関連するファシリティ契約が借り越しとなった場合の遅延利息の支払いが含まれますが、これらに限られません。その結果、先行投資により生じるサブ・ファンドの損失は、純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。受託会社、管理会社および投資運用会社のいずれも、かかる損失について責任を負いません。

仲介その他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するためにブローカーまたはディーラーを選定するにあたり、投資運用会社は競争入札を実施する必要はなく、利用可能な最低手数料を採求する義務を負いません。投資運用会社は、同一の取引を行う他のブローカーもしくはディーラーよりも高い価格でリサーチもしくはサービスの提供もしくはそれらに対する支払いを行うブローカーもしくはディーラー、または投資運用会社の関連会社であるブローカーもしくはディーラーに対して手数料を支払う可能性があります。

決済ブローカーの支払不能リスク

投資運用会社は、サブ・ファンドに関して、証券取引を精算し決済するために、複数のブローカーのサービスを利用することができます。サブ・ファンドのいずれか1社のブローカーが支払不能に陥った場合、適用される規則および規制により顧客資産に保護が与えられる場合がありますが、当該ブローカーの下で保管されているサブ・ファンドの資産がリスクにさらされることがあります。

政府、経済、社会等に関して考慮すべきリスク

サブ・ファンドの投資対象資産の純資産総額および流動性は、為替レート、為替管理、金利の変化、ならびに政府方針および税制の変更、ならびに社会、政治および経済の不安定性、またはタイおよびサブ・ファンドの投資先であるその他の国々におけるもしくはこれらの国々に影響を与えるその他の事象の悪影響を受ける場合があります。

政治的リスク

タイは、その他の新興市場と共に、タイの経済ひいてはサブ・ファンドの投資対象の価値に悪影響を及ぼす可能性のある政治的変革、政府規制、社会不安または外交展開(戦争を含みます。)について通常よりも高いリスクにさらされる場合があります。国有化またはその他類似の行為により、資産が没収され、影響を受ける会社の株主がほとんどまたは全く報酬を受領できない場合があります。

タイの経済は、国際取引に大きく依存しているため、貿易障壁またはその他の保護貿易政策および一般的な国際経済の変動により悪影響を受ける場合があります。

本国送金リスク

タイにおける投資は、資金の本国送金に関し、関連する認可の遅延もしくは認可拒否により、または取引の決済手続に影響を及ぼす政府介入により悪影響を受ける可能性があります。タイにおいて投資を行う前に付与された認可は、変更されまたは撤回される場合があり、新たな制限が課される場合もあります。

規制上のリスク

タイにおける投資は、新たな法律が導入され、為替管理が行われ、個別の会社が規制条項を採用し、または非居住者(個別にまたは共同で)が特定の会社またはセクターにおけるサブ・ファンドの保有制限に違反した場合に、規制上のリスクにさらされます。

外国保有制限

一般に、タイの会社の株式には、49%の外国投資制限が課されています。証券の直接所有を求める外国人投資家のための代替ボードとして、保有する証券が特定の会社について設定される外国保有制限を超過してはならないという主な制限付きで、フォーリンボードが設定されました。概して、外国保有制限は、フォーリンボードにおける株式にプレミアムを生じる、需要の供給超過をもたらします。しかし、タイ以外の投資家がNVDR(年次総会での議決権を除き、自らの名義で証券を保有している場合と同様の金融上の利益が得られます。)によってほぼすべての上場会社について100%まで投資することができるため、かかるプレミアムが将来に発生する見込みはありません。

無議決権預託証券(NVDR)

投資家は、NVDRに投資することにより、ある会社の普通株式に直接投資する投資家と同様の金融上の利益(配当、株主割当発行およびワラント等)を受け取ります。しかし、NVDRの保有者は、会社の意思決定に参加することはできません。

市場のボラティリティの可能性

タイ証券取引所は、最近において極端な価格変動を経験しており、そのような変動が将来に発生しないと保証することはできません。

流動性リスク

流動性は、投資運用会社がサブ・ファンドの勘定で適時に投資対象を売却することができるか否かに関係します。投資運用会社がサブ・ファンドの勘定で投資することができる有価証券は、流動性が低い可能性があります。比較的流動性の低い投資対象の市場は、より流動性の高い有価証券の市場よりも変動が大きい傾向があります。サブ・ファンドが比較的流動性の低い有価証券に投資する場合、投資運用会社が希望する価格とタイミングで投資対象を処分する機会は制限される可能性があります。有価証券の転売は、時には契約条項によって制限されることがあり、それ自体が有価証券の価値に影響を与える可能性があります。

上場および非上場証券の流動性

投資運用会社は、ファンドの勘定において、未上場証券だけでなく上場証券にも投資する場合があります。上場証券、特に中小企業の上場証券への投資は、証券の流動性を保証するものではなく、未上場証券への投資は、高い非流動性リスクにさらされています。極端な市況または注文規模によっては、必ずしも希望価格での買注文もしくは売注文の実行またはオープン・ポジションの清算ができるとは限りません。

企業の情報開示、会計および規制基準

一部のタイの企業の情報開示は国際基準に比べて厳格ではなく、タイの企業に関する公に利用できる情報も少ない場合があります。また、タイの企業が、米国やヨーロッパの企業に適用される会計基準とはかなりの点で異なる会計の基準および要件に従っている場合があります。

源泉徴収税に関するリスク

投資者は、ある市場におけるサブ・ファンドの投資対象の売却代金または当該投資対象に関する分配、配当あるいはその他の支払の受領は、当該市場当局により課される税金、納付金、義務またはその他の料金あるいは手数料(源泉課税を含みます。)が課されることに留意する必要があります。

米国外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」といいます。)は、源泉徴収税(現在30%)を米国を源泉とするまたはその他の支払に課しています。サブ・ファンドが、関連する要求または義務についてFATCAを遵守することができなかった場合、サブ・ファンドにはサブ・ファンドが受領する支払に対して源泉徴収税が課され、これにより純資産総額は減少し、受益証券の価値は悪影響を受けます。FATCA源泉徴収税の賦課を避けるために、受託会社がサブ・ファンドに課されたあらゆる義務を履行すべく試みても、サブ・ファンドがかかる義務を履行できる保証はありません。受託会社は関連する源泉徴収税を、源泉徴収税が課されることになった投資者に負担させることができないことがあります。FATCAの遵守から生じる管理費用は、サブ・ファンドの運用費用の増加となることもあります。

取得時点で源泉徴収税の対象とならない有価証券に投資運用会社が投資する場合、適用される法律、条約、規則もしくは規制、またはそれらの解釈の何らかの変更の結果として、将来的に税金が源泉徴収されない保証はありません。投資運用会社はかかる源泉徴収された税金を回収することができず、よってかかる変更(該当する場合は、サブ・ファンドが投資している投資対象の純資産総額に悪影響を及ぼす可能性があります。

OECD共通報告基準

FATCAを実施するための政府間アプローチを広範囲に推進するため、OECDは、世界的なオフショア脱税の問題に対処する目的でCRS(共通報告基準)を策定しました。金融機関の効率性を最大化し、そのコストを削減することを目的として、CRSは、金融口座情報のデュー・ディリジェンス、報告および交換に関する共通基準について定めています。CRSに基づき、参加する法域は、共通のデュー・ディリジェンスおよび報告手続きに基づいて金融機関が特定したすべての報告対象口座に関する金融情報を、報告を行う金融機関から取得し、これを交換パートナーとの間で年に一度自動的に交換します。ケイマン諸島は、CRSの実施に同意しています。その結果、サブ・ファンドは、ケイマン諸島が採用するところに従い、CRSのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する必要があります。投資者は、サブ・ファンドによるCRS上の義務の履行を可能にするために、管理事務代行会社から追加の情報提供を求められることがあります。求められた情報を提供しない場合、投資者は、これにより生じる罰金もしくはその他の課徴金を課され、受益証券の強制的買戻しの対象となり、および/または、投資者がFATCAに関連して請求された情報を提供しない場合と同様のその他の悪影響を受けることがあります。

投資者は詳細につき、下記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い (B)ケイマン諸島」、「ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換」の項を参照することが推奨されます。

サイバー犯罪とセキュリティ侵害

サブ・ファンドの業務に関連してインターネットとテクノロジーの使用が増えるにつれて、サブ・ファンドはサイバー・セキュリティの侵害により、より大きなオペレーション・リスクおよび情報セキュリティ・リスクにさらされやすくなっています。サイバー・セキュリティ侵害には、資産もしくは機密情報の横領、データの汚染、もしくは業務の中断を目的としたコンピュータウィルスへの感染、または「ハッキング」もしくはその他の手段によるサブ・ファンドのシステムへの不正アクセスを含みますが、これに限定されるものではありません。サイバー・セキュリティ侵害はまた、サービス妨害攻撃や、サブ・ファンドのシステムに保存された機密情報を、権限を有する個人が意図的または意図せずに公開する場合など、不正なアクセスを要しない方法で発生する可能性があります。サイバー・セキュリティ侵害は、混乱を引き起こし、サブ・ファンドの事業運営に影響を与える可能性があります。その結果、財務上の損失、サブ・ファンドの純資産総額の算出不能、適用法令違反、規制上の罰金および/または課徴金の負担、法令遵守その他のコストを発生させる場合があります。その結果、サブ・ファンドおよびその投資者に悪影響が生じる可能性があります。さらに、サブ・ファンドは第三者であるサービス提供者と緊密に連携しているため、そのような第三者であるサービス提供者に対する間接的なサイバー・セキュリティ侵害により、サブ・ファンドとその投資者が、直接的なサイバー・セキュリティ侵害と同様のリスクにさらされる可能性があります。

サブ・ファンドは、サイバー・セキュリティ侵害によるリスクを軽減するためにリスク管理体制を構築していますが、そのような措置が成功する保証はありません。

将来の規制の変更は予測不可能であること

証券市場には包括的な法律、規則および証拠金要件が適用されます。さらに、証券取引所は、市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の遡及的实施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有します。有価証券の規制は急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合があります。将来の規制の変更がサブ・ファンドに及ぼす影響は予測が不可能ですが、重大かつ悪影響となることがあります。

訴訟および規制措置

サブ・ファンドは、自身の活動および投資運用会社の活動に起因する訴訟または規制措置の対象となる可能性があり、防御のコストが発生したり、結果の不成功のリスクを負ったりする可能性があります。

早期終了リスク

サブ・ファンドは、一定の状況において、下記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要(3) 信託期間」の項に記載されているように、予定された終了日以前に終了することがあります。

利益相反

下記「第三部 特別情報 管理会社の概況 4 利害関係人との取引制限」に記載のとおり、利益相反が生じる可能性があります。あらゆる利益相反を確実に、公正な解決をすることが意図されていますが、これは常に可能であるとは限りません。

保証の不存在

サブ・ファンドへの投資は、いかなる政府、政府機関もしくは政府関係機関、またはいかなる銀行保証基金によっても、付保または保証されていません。サブ・ファンドの受益証券は、いかなる銀行の預金または債務でもなく、またいかなる銀行によっても保証または裏書きされておらず、受益証券への投資金額は上昇および/または下落する可能性があります。元本の保全是保証されていません。サブ・ファンドへの投資は、元本割れの可能性を含む一定の投資リスクを伴います。

ファンド営業日

ファンド営業日の定義は、祝日またはその他の理由によるケイマン諸島の休業日を考慮していません。したがって、受託会社はすべてのファンド営業日に裁量を行行使できるとは限りません。

スタートアップ期間

サブ・ファンドは、新規に拠出された資産の初期投資に関する一定のリスクを伴うスタートアップ期間に直面する可能性があります。スタートアップ期間には、全額コミットされたポートフォリオと比べて、サブ・ファンドのポートフォリオの分散の水準が低くなる可能性があるという特別なリスクももたらされます。投資運用会社は、全額コミットされたポートフォリオへの移行に関して様々な手続きを用いることがあります。これらの手続きは、一部は市場の判断に基づくものであり、成功する保証はありません。

追加のクラスの費用

将来において、追加のクラスの受益証券が発行されることがあります。かかる追加のクラスの設定に関連する経費および費用の全部または一部が、当該クラスのみによって負担されず、例えばサブ・ファンド全体によって負担される可能性があります。これは、かかる追加のクラスが設定される前に発行されていたクラスの純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

制裁

受託会社およびサブ・ファンドは、適用される制裁制度の対象となる事業体、個人、組織および/または投資との間における取引を制限する法律の対象となります。

したがって受託会社は、投資者が、また投資者の知識または意見の限りにおいて、投資者の実質的所有者、支配者または権限ある者(以下「関連者」といいます。)(該当する場合)が、()米国財務省の外国資産管理室(以下「OFAC」といいます。))によって維持されるか、またはEUおよび/もしくは英国の規制(後者の規制は行政命令によってケイマン諸島に拡大適用されます。))および/またはケイマン諸島の規制に従って、制裁を受ける事業体または個人の何らかのリストに挙げられている、()国際連合、OFAC、EU、英国および/またはケイマン諸島によって科される制裁の適用される関連の国または地域に業務上の拠点または本拠を置いている、()その他の面で国際連合、OFAC、EUまたは英国(後者の制裁は行政命令によってケイマン諸島に拡大適用されます。))またはケイマン諸島によって科される制裁の対象となっていること(以下集合的に「制裁対象」といいます。))がないことを、投資者が継続的に表明および保証するよう要求する可能性があります。

投資者または関連者が制裁対象であるか、または制裁対象になった場合、受託会社は、当該投資者または関連者が制裁対象でなくなるか、または適用法の下で取引を継続するための資格が得られるまで、投資者および/または投資者の受益証券との間におけるそれ以上のあらゆる取引を停止することを、投資者への通知なしに直ちに要求される可能性があります(以下「被制裁者事象」といいます。))。受託会社およびサブ・ファンドは、被制裁者事象の結果として投資者において発生したあらゆる負債、コスト、費用、損害および/または損失(あらゆる直接的、間接的または結果的損失、利益の喪失、収益の喪失、評判の失墜、すべての利息、罰則および法務費用、ならびにその他すべての専門家手数料および費用を含みますが、これらに限られません。))に対して、いかなる法的責任も負わないものとします。

加えて、サブ・ファンドのために行われた何らかの投資がその後適用される制裁の対象となった場合、受託会社は、かかる適用される制裁が解除されるか、または適用法の下で取引を継続するための資格が得られるまで、当該投資との間におけるそれ以上のあらゆる取引を、投資者への通知なしに直ちに停止する可能性があります。

分配

本書の日付の時点で、管理会社は受益者に対し分配を支払うことを予定しておらず、むしろサブ・ファンドの純収益および実現されたキャピタル・ゲインはすべて再投資されることを予定しています。従って、サブ・ファンドへの投資は、財務または税金対策の目的で現時点での収益を求める投資家には適していません。

情報請求

受託会社、管理会社またはケイマン諸島に住所を有するその取締役もしくは代理人は、適用法に基づき規制当局もしくは規制機関または政府当局もしくは政府機関が行う情報請求に従い、情報の提供を強制されることがあります。具体的には、CIMAが、自らもしくは公認の外国の規制当局のために、金融庁法に基づいて請求する場合、または、ケイマン諸島税務情報局(以下「TIA」といいます。)が、ケイマン諸島税務情報局法(2017年改訂)ならびに関連する規則、合意、協定および覚書に基づいて請求する場合があります。これらの法律に基づく秘密情報の開示は、いかなる秘密保持義務の違反ともみなされず、一定の状況において、受託会社、投資運用会社、その取締役または代理人は、かかる請求を受けたことの開示を禁止される場合があります。

郵便物の取扱い

ファンドまたはサブ・ファンドの登記上の事務所において受領された、ファンドまたはサブ・ファンド宛の郵便物は、処理のため、受託会社が提供する転送先所在地に未開封のまま転送されます。受託会社、投資運用会社、その取締役、役員、顧問またはサービス提供者(ケイマン諸島における登記上の事務所サービスを提供する機関を含みます。)はいずれも、何らかの経緯で生じた転送先所在地への郵便物の配達遅延に対していかなる責任も負いません。特に受託会社および投資運用会社は、自身個人宛の郵便物(ファンドまたはサブ・ファンド宛の郵便物ではない)のみを、受領、開封または直接処理します。

リスクに対する管理体制

投資運用会社は、適用法令ならびにサブ・ファンドの投資方針および制限を遵守するために、リスク管理およびコンプライアンスの手続きを確立しています。この手続きには、ベンチマークに対するポートフォリオの運用実績およびポートフォリオのリスク、さらには投資制限が遵守されているかの定期的な監視が含まれています。

サブ・ファンドはヘッジ目的のためにのみデリバティブ取引等を行います。投資運用会社は、デリバティブ取引等の想定元本がサブ・ファンドの純資産総額を超えないように管理します(いわゆる簡便法)。

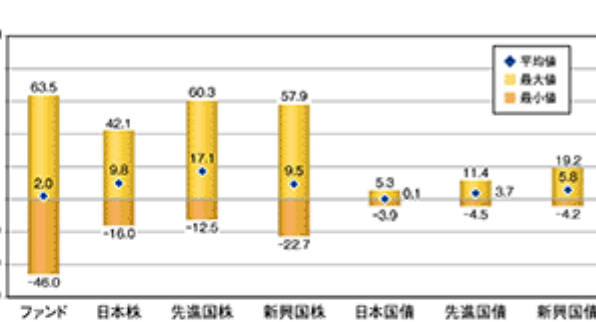
リスクに関する参考情報

ファンドの課税前分配金再投資換算 1 口当たり
純資産価格・年間騰落率の推移

2017年5月～2022年4月の5年間におけるファンドの課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較

このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



出所：Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に
FC インベストメント・リミテッドが作成

- ※課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。ただし、ファンドについては分配金の支払実績はないため、課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格は 1 口当たり純資産価格と等しくなります。
- ※ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその 1 年前における課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。
- ※ファンドの年間騰落率は、ファンドの基準通貨である米ドル建てで計算されており、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ※代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその 1 年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。
- ※ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の 5 年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ※ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○各資産クラスの指数

- 日本株…TOPIX（配当込み）
 - 先進国株…FTSE 先進国株価指数（除く日本、円ベース）
 - 新興国株…S&P 新興国総合指数
 - 日本国債…ブルームバーグ E 1 年超日本国債指数
 - 先進国債…FTSE 世界国債指数（除く日本、円ベース）
 - 新興国債…FTSE 新興国市場国債指数（円ベース）
- （注）S&P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P. が円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）の指数値及び TOPIX に係る標準又は商標は、株式会社 JPX 総研又は株式会社 JPX 総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など TOPIX に関するすべての権利・ノウハウ及び TOPIX に係る標準又は商標に関するすべての権利は JPX が有します。JPX は、TOPIX の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

FTSE 先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE 世界国債指数（除く日本、円ベース）および FTSE 新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plc またはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLC またはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plc およびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

海外における申込手数料

ファンド証券1口当りの発行価格に、発行価格の3%を超えない額の申込手数料が課されます。

日本国内における申込手数料

申込手数料は、購入時の商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として収受されるものです。

日本国内における申込手数料は、以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
5,000口未満	3.30% (税抜3.00%、税0.30%)
5,000口以上10,000口未満	2.75% (税抜2.50%、税0.25%)
10,000口以上	2.20% (税抜2.00%、税0.20%)

(2) 【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されません。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されません。

(3) 【管理報酬等】

受託報酬

受託会社は、各評価日に計算される純資産総額の年率0.1%の割合の報酬の支払いを受けます。この報酬は、各評価日に発生し、実績報酬(もしあれば)が発生する前に計算されます。受託報酬は毎月後払いで支払われます。ただし、この報酬は、毎月最低でも8,500米ドル(2018年12月31日までは、毎月最低1,500米ドル)支払われます。受託報酬は、ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

さらに、受託会社は、評価手数料および取引手数料ならびにサブ・ファンドの年次財務書類の作成に関する報酬を請求する権利を有します。また、受託会社は、サブ・ファンドの登録事務代行業務に関して、年2,500米ドルを超えない額(毎月後払いで比例配分に基づき支払われます。)も請求します。受託会社は登録事務代行業務に関して、受益証券の申込み・買戻しおよび受益者への分配(もしあれば)の手続きに関する取引手数料の支払いを受ける権利も有します。これらの報酬は、サブ・ファンドにより支払われます。管理事務代行会社の報酬は、上述の受託報酬から支払われます。管理事務代行会社への報酬は、管理事務代行業務および登録事務代行業務の対価として支払われます。受託会社および管理事務代行会社の適正な立替費用はすべてサブ・ファンドが負担します。

保管会社は、保管会社および受託会社の間で合意した料率等でサブ・ファンドの資産から報酬の支払いを受けます。副保管会社の任命に関するすべての報酬または手数料、当該副保管会社が負担する経費、ならびに保管会社の適正なすべての立替費用は、サブ・ファンドが負担します。

保管業務報酬は、ファンドの資産の保管業務の対価として、受託会社を通じて保管会社に支払われます。

2021年12月31日に終了した会計年度中の受託報酬(管理事務代行報酬を含みます。)、管理事務代行費用および保管業務報酬は、それぞれ102,000米ドル、22,400米ドルおよび4,176米ドルでした。

管理報酬

管理会社は、各評価日に計算される純資産総額の年率0.1%の管理報酬の支払いを受けます。この管理報酬は、各評価日に発生し、実績報酬(もしあれば)が発生する前に計算されます。管理報酬は毎月後払いで支払われます。

管理報酬は、ファンド資産の管理・運用業務の対価として管理会社に支払われます。

2021年12月31日に終了した会計年度中の管理報酬は、2,497米ドルでした。

投資運用報酬

投資運用会社は、各評価日に計算される純資産総額の年率0.7%の報酬の支払いを受けます。この投資運用報酬は、各評価日に発生し、実績報酬(もしあれば)が発生する前に計算されます。投資運用報酬は毎月後払いで支払われます。

投資運用報酬は、ファンド資産の運用業務の対価として投資運用会社に支払われます。

2021年12月31日に終了した会計年度中の投資運用報酬は、17,475米ドルでした。

また、投資運用会社は、各暦四半期末に計算され、後払いされる実績報酬(以下「実績報酬」といいます。)の支払いを受ける権利を有します。いずれかの暦四半期(以下「当該四半期」といいます。)に係る実績報酬は、当該四半期末における(実績報酬控除前の)受益証券の純資産価格が、当該四半期以前のいずれかの暦四半期末における(実績報酬控除前の)受益証券の純資産価格の最高額または当初発行価格の100米ドル(当該最高額を上回る場合)を超える分の金額に、当該四半期中の発行済受益証券口数の平均を乗じた額の10%に相当します。サブ・ファンドのパフォーマンスは、当初は、当初発行価格である受益証券1口当たり100米ドルに対して測定され、最初の暦四半期について比例按分されました。最初の実績報酬は、2007年3月の最終評価日における受益証券の純資産価格が当初発行価格の100米ドルを超える分の金額に基づいて決定されました。

説明のために記載すると、当該四半期の実績報酬は、当該四半期末における受益証券の純資産価格により、以下の算式に従って計算されます。

実績報酬 = (受益証券の純資産価格 - ハイ・ウォーターマーク) × 10% × 当該四半期中の発行済受益証券口数の平均

上記の算式において：

「受益証券の純資産価格」とは、評価日における(実績報酬控除前の)受益証券の純資産価格をいいます。

「ハイ・ウォーターマーク」とは、当該四半期以前の各四半期末における(実績報酬控除前の)受益証券の純資産価格の最高額または100米ドルのいずれか高い方をいいます。

「当該四半期中の発行済受益証券口数の平均」とは、当該四半期中の各評価日に発行している受益証券口数の単純1日平均をいいます。

いずれかの評価日における受益証券の申込価格および買戻価格を計算する目的上、当該評価日における実績報酬は発生しますが、実績報酬を決定するための該当四半期末における受益証券の純資産価格の計算においては、かかる発生は無視されるものとします。

2021年12月31日に終了した会計年度中の実績報酬は、ありませんでした。

販売報酬

日本における販売会社は、発行される受益証券の申込価格(申込金額)の3.0%(消費税を除きます。)を上限とする申込手数料を受取ることができます。受益証券を購入する投資家は、申込手数料を日本における販売会社から個別に請求されます。

日本における販売会社は、各評価日に(実績報酬(もしあれば)が発生する前に)算出される純資産価格に、獲得した申込者のために発行された受益証券の口数を乗じた額の年率0.5%の報酬を受領します。かかる報酬は、各評価日に発生し、サブ・ファンドの資産から毎月後払いで支払われます。

販売報酬は、口座内でのサブ・ファンドの事務手続き、運用報告書等各種書類の送付、購入後の情報提供等の対価として販売会社に支払われます。

2021年12月31日に終了した会計年度中の販売報酬は、12,483米ドルでした。

代行協会員報酬

サブ・ファンドに関する代行協会員報酬は、各評価日に(実績報酬(もしあれば)が発生する前に)算出される純資産総額の年率0.2%に等しいものとします。代行協会員報酬は各評価日に発生し、毎月後払いで支払われます。代行協会員は、提供するサービスに関して合理的に生じた立替費用の支払を受ける権利を有します。代行協会員報酬および代行協会員の立替費用は、サブ・ファンドが負担し、サブ・ファンドの資産から支払われるものとします。

代行協会員報酬は、1口当たり純資産価格の公表を行い、また、目論見書、運用報告書を販売取扱会社に送付する等の業務の対価として代行協会員に支払われます。

2021年12月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、4,994米ドルでした。

(4) 【その他の手数料等】

マネー・ロンダリング・コンプライアンス・オフィサーおよびレポーティング・オフィサーの報酬

マネー・ロンダリング・コンプライアンス・オフィサー、マネー・ロンダリング・レポーティング・オフィサーおよびデュプティ・マネー・ロンダリング・レポーティング・オフィサーは、サブ・ファンドの信託財産から年間報酬を受領する権利を有します。

運営費用

受託会社は、下記に掲げたものを含むものこれらに限られないサブ・ファンド自身の直接の運営費用をサブ・ファンドの信託財産からのみ支払います。

サブ・ファンドの資産および収益に課されるすべての公租公課

サブ・ファンドの組入証券に関わる取引について支払うべき通常の銀行取引手数料(かかる手数料は取得価額に含まれ、また売却価額からは控除されます。)

券面印刷費、基本信託証書およびサブ・ファンドに関するその他一切の書類(サブ・ファンドまたはファンド証券の募集に関する規制当局(各国の証券業協会を含みます。))に提出すべきまたは日本の投資家に配布すべき有価証券届出書および目論見書を含みます。)の作成および/または提出および印刷費用

上述の規制当局の適用法令に基づき要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、受益者および実質上の受益者の利益のために必要とされる言語で作成し、かつ配布する費用

サブ・ファンドの受益者および実質上の受益者に対する公告の作成および交付費用

サブ・ファンドの受益証券のマーケティング費用(広告費用を含みます。)

合理的な額の弁護士、監査および会計士の手数料および費用

2021年12月31日に終了した会計年度中の運営費用およびその他の費用は、117,447米ドルでした。

創立費および募集費用

サブ・ファンドに係る創立、発行、および公募に係る費用(185,613米ドル)は、受益証券の募集による手取金から支払われ、サブ・ファンドの最初の会計年度で償却されました。

ファンドの受託会社としてのHSBCトラスティー(ケイマン)リミテッドの退任、ファンドの新受託会社としてのG.A.S.(ケイマン)リミテッドの任命および管理事務代行会社および保管会社の任命に係る費用は、ファンド全体で58,496米ドル、本サブ・ファンドについては28,728米ドルでした。かかる費用は、2013年7月1日から2013年12月31日までの期間に償却されました。かかる費用は、既存のサブ・ファンドからすべて支払われました。

(5) 【課税上の取扱い】

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。）を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、既存の法律に基づき、ファンド、サブ・ファンドまたはその受益者に対して所得税、法人税もしくはキャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、どの国ともファンドについての支払に適用される二重課税回避条約を締結していません。

ファンドは、ケイマン諸島内閣の総督から、信託法第81条に基づき、ファンドの設定日から50年間、所得または資本資産、収益もしくは価格上昇に対して科される税金もしくは賦課金、または遺産税もしくは相続税の性質を有する税金を課すために爾後制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、ファンドを構成する財産またはファンドに生じる利益に適用されないか、またはかかる財産または利益に関し本受託会社または本受益者に適用されないとの保証を受領しています。

ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課されません。

本書提出日現在、ケイマン諸島には為替管理は存在しません。

<サブ・ファンドが投資する証券に係る税金>

受託会社によりサブ・ファンドの勘定で実現される配当、利息およびその他収益ならびに証券の売却により実現されるキャピタル・ゲインは、その収入原資の管轄区域において課される源泉徴収税およびその他の税金の対象となる場合があります。様々な国に投資される資産の額および当該税金を削減するサブ・ファンドの適格性(もしあれば)が未知であるため、受託会社が関連するサブ・ファンドの勘定について支払う税率を予測することはできません。

<ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換>

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国との間で政府間協定に調印しました(以下「US IGA」といいます。)。また、ケイマン諸島は、100か国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準(以下「CRS」といい、US IGAとあわせて「AEOI」といいます。)を実施するための多国間協定に調印しました。

US IGAおよびCRSの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則が発行されました(以下「AEOI規則」と総称します。)。AEOI規則に基づき、TIAは、US IGAおよびCRSの適用に関する手引書を公表しています。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負います。ただし、一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関(関連するAEOI規則に定義されます。)」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、この場合、かかる金融機関にはCRSに基づく登録要件のみが適用されます。

「報告金融機関」に該当するサブ・ファンド

AE01規則により、「報告金融機関」に該当するサブ・ファンドについては、特に、() (US IGAに該当する場合のみ) グローバル仲介人識別番号(以下「GIIN」といいます。)を取得するために内国歳入庁(以下「IRS」といいます。)に登録すること、() TIAに登録し、これにより報告金融機関としての自らの地位をTIAに通知すること、() CRSに基づく義務を履行する方法を定めた方針および手続に関する文書を作成し、実行すること、() 「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、() かかる報告対象口座に関する情報をTIAに報告すること、および(vi) CRSコンプライアンス用紙をTIAに提出することを義務付けられています。TIAは、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局(例えば、米国報告対象口座の場合はIRS)に対し、TIAに報告された情報を自動的に送信します。

報告金融機関であり、US IGAを実施するAE01規則を遵守するサブ・ファンドは、FATCAのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがってFATCAの要件を「みなし遵守」しているとされ、FATCA源泉徴収税を課税されることはなく、また、非協力的口座を解約する必要はありません。ケイマン諸島の報告金融機関は、FATCA源泉徴収税の課税を免除されるために、自らのFATCA上の地位に関し、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となる場合があります。FATCA源泉徴収税は、US IGAの条項に基づき、ファンドまたはサブ・ファンドへの支払に対して課されませんが、ファンドまたはサブ・ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関(US IGAに定義されます。)とみなされた場合には、この限りではありません。US IGAを実施するAE01規則の下では、ケイマン諸島金融機関は、FATCAその他の口座保有者への支払に対して税金を源泉徴収する義務を負いません。

「非報告金融機関」に該当するサブ・ファンド

AE01の各規則において利用可能な免除のうちの1つに依拠し、そのため各制度について「非報告金融機関」としての資格を有するサブ・ファンドについては、CRSに関連してTIAに通知する義務がある() CRSの下での立場および区分(依拠している関連する免除を含みます。)ならびに() 主たる連絡窓口として任命された個人の詳細および非報告金融機関に関する主たる連絡窓口を変更する権限を有する第二の個人を除き、AE01規則に基づくいかなる義務も有していません。

総則

あらゆるサブ・ファンドへの投資ならびに/またはこれらへの投資の継続により、投資者は、当該サブ・ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、サブ・ファンドのAE01規則への遵守が投資者情報ならびに口座保有者および/または支配者の情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとします。投資者が(結果にかかわらず)要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻し、買戻しおよび/または投資者の口座の解約を含みますがこれらに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める義務を負いおよび/または権利を留保します。

(C) その他の法域

ケイマン諸島以外の法域でサブ・ファンドにより認識された収益および一定のファンド証券に支払われる分配金は、当該法域において、税金が課せられることがあります。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】(資産別および地域別の投資状況)

(2022年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	タイ	2,052,540.07	91.81
	シンガポール	64,762.84	2.90
不動産投資信託	タイ	39,857.22	1.78
小計		2,157,160.13	96.48
現金・その他の資産(負債控除後)		78,594.61	3.52
合計(純資産総額)		2,235,754.74 (約288百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

() 株式

(2022年4月末日現在)

順位	銘柄	国	業種	株数 (株)	帳簿価額(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1.	PTT PCL NVDR THB	タイ	エネルギー	192,000	1.13	216,350.25	1.08	207,557.03	9.28
2.	SCB X PCL NVDR THB	タイ	銀行	47,000	4.23	198,778.48	3.26	153,447.68	6.86
3.	KASIKORNBANK PLC THB NVDR	タイ	銀行	31,200	5.06	157,743.47	4.45	138,986.60	6.22
4.	ADVANCED INFO SERV THB NVDR	タイ	電気通信サービス	20,700	5.44	112,629.81	6.38	132,160.89	5.91
5.	AMATA CORP THB NVDR	タイ	不動産	197,968	0.49	96,832.60	0.63	125,245.29	5.60
6.	LAND AND HOUSES NVDR THB	タイ	不動産	433,280	0.28	120,226.67	0.28	119,454.41	5.34
7.	MEGA LIFESCIENCES THB NVDR	タイ	医薬品	80,000	1.13	90,703.10	1.44	114,922.51	5.14
8.	PTT EXPLORATION AND PROD THB	タイ	エネルギー	26,753	2.86	76,383.37	4.30	114,906.38	5.14
9.	SIAM CEMENT PCL NVDR THB	タイ	建設資材	9,550	13.57	129,599.06	10.45	99,773.63	4.46
10.	CHAROEN POKPHAND FOODS NVDR THB	タイ	食品	138,500	0.82	112,894.88	0.70	96,867.20	4.33
11.	BK OF AYUDHYA THB NVDR	タイ	銀行	91,500	1.14	104,502.30	1.01	92,275.38	4.13
12.	PTT GLOBAL CHEMICAL THB NVDR	タイ	化学	57,000	2.43	138,671.54	1.41	80,641.65	3.61
13.	WHA CORP PCL NVDR THB	タイ	不動産	830,000	0.11	92,758.11	0.10	80,451.57	3.60
14.	THAI BEVERAGE PCL SGD	シンガポール	食品	132,100	0.52	68,770.33	0.49	64,762.84	2.90
15.	NAMYONG TERMINAL PCL NVDR THB	タイ	運輸	463,100	0.18	83,269.18	0.14	63,165.88	2.83
16.	CAL-COMP ELECTRONICS-NVDR THB	タイ	電子装置	828,659	0.05	42,569.29	0.07	62,044.82	2.78
17.	INDORAMA VENTURES PCL THB NVDR	タイ	化学	47,500	1.71	81,385.50	1.31	62,032.04	2.77
18.	RATCH GROUP PCL THB NVDR	タイ	エネルギー	45,000	1.53	68,849.26	1.29	58,114.22	2.60
19.	BANGKOK BANK NVDR THB	タイ	銀行	13,500	5.69	76,874.38	3.80	51,323.35	2.30
20.	THAI OIL PLC THB10 NVDR	タイ	エネルギー	30,000	3.20	96,147.15	1.62	48,537.35	2.17
21.	QUALITY HOUSES NVDR THB	タイ	不動産	733,500	0.08	60,985.85	0.06	47,256.66	2.11
22.	ROJANA INDUS PARK PCL NVDR THB	タイ	公益事業	251,400	0.23	56,721.56	0.18	45,598.99	2.04
23.	UNIQUE ENGINEERING AND CO NVDR THB	タイ	建設	306,700	0.50	153,288.61	0.15	45,393.52	2.03
24.	AMATA VN PCL NVDR THB	タイ	不動産	35,224	0.21	7,351.61	0.22	7,768.95	0.35
25.	PLATINUM GROUP PCL THE NVDR THB	タイ	不動産	26,400	0.20	5,293.59	0.09	2,436.36	0.11
26.	SCG PACKAGING PCL NVDR THB	タイ	素材	1,346	1.11	1,490.45	1.62	2,177.71	0.10

() 不動産投資信託

(2022年4月末日現在)

順位	銘柄	国	種類	保有口数	帳簿価額(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1.	WHA PREMIUM GROWTH REIT THB	タイ	不動産投資信託	126,000	0.43	54,370.08	0.32	39,857.22	1.78

【投資不動産物件】

該当事項はありません。(2022年4月末日現在)

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。(2022年4月末日現在)

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2022年4月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第6会計年度末 (2012年12月末日)	14,684,608.67	1,892,258,673	220.07	28,358
第7会計年度末 (2013年12月末日)	8,175,732.12	1,053,524,841	179.26	23,099
第8会計年度末 (2014年12月末日)	6,146,717.47	792,066,013	178.58	23,012
第9会計年度末 (2015年12月末日)	4,052,588.68	522,216,577	141.98	18,296
第10会計年度末 (2016年12月末日)	4,419,885.27	569,546,416	164.65	21,217
第11会計年度末 (2017年12月末日)	4,523,955.04	582,956,846	212.66	27,403
第12会計年度末 (2018年12月末日)	3,448,653.79	444,393,527	186.13	23,985
第13会計年度末 (2019年12月末日)	2,833,448.89	365,118,224	183.16	23,602
第14会計年度末 (2020年12月末日)	2,540,139.91	327,322,429	168.46	21,708
第15会計年度末 (2021年12月末日)	2,468,209.42	318,053,466	167.92	21,638
2021年5月末日	2,558,607.42	329,702,152	177.78	22,909
6月末日	2,448,011.92	315,450,816	170.87	22,018
7月末日	2,256,357.19	290,754,188	157.60	20,308
8月末日	2,450,365.40	315,754,085	171.91	22,152
9月末日	2,312,354.67	297,970,023	162.91	20,993
10月末日	2,370,763.17	305,496,542	167.20	21,545
11月末日	2,357,722.04	303,816,062	159.86	20,600
12月末日	2,468,209.42	318,053,466	167.92	21,638
2022年1月末日	2,462,043.66	317,258,946	167.78	21,620
2月末日	2,490,110.12	320,875,590	170.51	21,972
3月末日	2,380,389.66	306,737,012	165.60	21,339
4月末日	2,235,754.74	288,099,356	156.25	20,134

(注) 会計年度末および中間期末の財務諸表において表示されている数値は、管理報酬、受託報酬およびその他費用がその発生時に費やされるものとして作成されることがあり、また、金融資産評価勘定について期末における公正価値を調整した数値が表示されることがあるため、募集目論見書に従って計算されている上記の純資産総額および純資産価格とは異なることがあります。

純資産総額および純資産価格の推移



【分配の推移】

該当事項はありません。(2022年4月末日現在)

【収益率の推移】

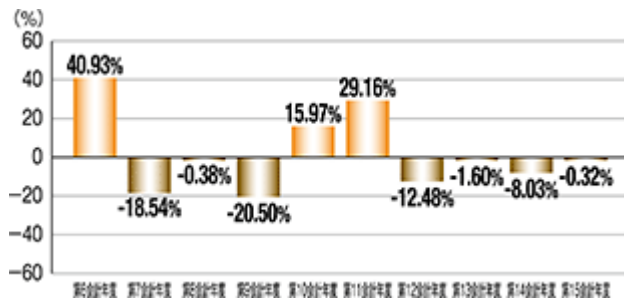
会計年度	収益率(注)
第6会計年度	40.93%
第7会計年度	-18.54%
第8会計年度	-0.38%
第9会計年度	-20.50%
第10会計年度	15.97%
第11会計年度	29.16%
第12会計年度	-12.48%
第13会計年度	-1.60%
第14会計年度	-8.03%
第15会計年度	-0.32%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の純資産価格(当該会計年度の分配金の合計金額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の純資産価格(分配落の額)

収益率の推移



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計金額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第6会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月末日)	990 (990)	54,016 (30,102)	66,144 (65,141)
第7会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月末日)	4,079 (4,079)	24,614 (23,611)	45,609 (45,609)
第8会計年度 (自 2014年1月1日 至 2014年12月末日)	1,184 (1,184)	12,373 (12,373)	34,420 (34,420)
第9会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月末日)	32 (32)	5,909 (5,909)	28,543 (28,543)
第10会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月末日)	10 (10)	1,709 (1,709)	26,844 (26,844)
第11会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月末日)	10 (10)	5,581 (5,581)	21,273 (21,273)
第12会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月末日)	30 (30)	2,775 (2,775)	18,528 (18,528)
第13会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月末日)	0 (0)	3,058 (3,058)	15,470 (15,470)
第14会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月末日)	190 (190)	581 (581)	15,079 (15,079)
第15会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月末日)	660 (660)	1,040 (1,040)	14,699 (14,699)

(注) ()内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

()海外における申込み(販売)

すべての受益証券は、記名式受益証券とします。受益者の権利は、受益証券券面ではなく、受益者名簿への記載により証明されます。受益証券は、単独名義または4名を上限とする共同名義で登録することができます。受益証券が共同名義で登録される場合、すべての共同保有者は、あらゆる取引(かかる受益証券の全部または一部の譲渡または買戻しを含みますが、これらに限られません。)に関して、共同保有者のうちいずれかの者による単独の書面による指図に基づき行為する権限を管理事務代行会社に付与することが求められます。

受益証券は各取引日に関係取引日付で計算された純資産価格と等しい価格で適格投資家に対し発行されます。

「適格投資家」とは、()米国の市民もしくは居住者、米国内で設立されたもしくは存続するパートナーシップ、米国の法律に基づき設立された、もしくは米国内に存続する法人、信託、もしくはその他の法的主体、()ケイマン諸島に居住し、または拠点を置く者(慈善目的の信託もしくは慈善団体、またはケイマン諸島の免税会社もしくは非居住会社を除きます。)、()適用ある法律に違反することなく受益証券を購入または保有することができない者、()EEA投資家、または()上記()ないし()に記載される個人、法人、もしくは法的主体のための保管者、ノミニー、もしくは受託者、のいずれにも該当しない個人、法人、もしくは法的主体をいいます。

「EEA投資家」とは、EEA(欧州経済領域)に居住し、または登録事務所を有する個人、会社または法人をいいます。

手続

受益証券の申込者は、管理事務代行会社が、受益証券の申込みのための申込者用の投資家口座を開設できるようにするために、記入済みの口座開設申込書とともに関係する情報および関係する申込者の身元確認書類、ならびに管理事務代行会社が請求する場合には買付金の資金源の詳細を、ファクシミリもしくは電子メール(署名済のPDFの様式によります。)または管理事務代行会社が事前に同意したその他の電磁的方法により提出しなければなりません。これらの要件の詳細は、下記の「マネー・ロンダリング防止およびテロ資金供与対策」に記載されています。

一旦管理事務代行会社が申込者に対して投資家口座が開設された旨の確認書を提供すれば、申込者は、申込書を提出することにより、受益証券の申込みをすることができます。管理事務代行会社が、取引締切時間(関係取引日の午後6時(東京時間)。以下「取引締切時間」といいます。)までに申込書を受領できない場合は、申込書受領後の翌取引日まで申込みを保留し、受益証券は当該取引日に該当する申込金額で発行されます。ただし、管理事務代行会社は、その裁量および管理会社への前もっての通知により、取引締切時間後であるが関連する取引日に関連する評価日の評価時点前に受領した申込書を受領することができます。

日本に居住する投資者によって行われた全ての受益証券への申込みは、日本における販売会社を通じて行われなければなりません。

申込者は、管理事務代行会社による投資家口座開設に関する確認書を受領する前に管理事務代行会社が受領した申込書については手続が進められないことに留意すべきです。その場合、申込者は、管理事務代行会社による投資家口座開設の確認書を受領した後に新たな申込書の作成および提出を求められることになります。投資家口座開設の確認前にサブ・ファンドの集金口座で受領された申込金が拒絶され、申込者は、追加の銀行手数料の負担を求められる可能性があります。

投資家口座開設の確認書が受領され、申込書が管理事務代行会社に交付された後、受益証券の申込みのための決済資金は、申込決済期限(当該取引日から起算して6ファンド営業日目の日、または特別の場合に管理会社が決定するその他の時点。以下「申込決済期限」といいます。)までに、サブ・ファンドの集金口座に受領されるものとします。申込書および/もしくは決済資金が申込決済期限までに受領されなかった場合は、申込みは、申込書および決済資金受領後に適用される翌取引日まで保留され、受益証券は当該取引日に適用される申込金額で発行されます。

各申込書には、申込の金額または受益証券口数を明記しなくてはなりません。関連する申込金額は米ドルで支払われなければなりません。

申込みの全部もしくは一部を拒絶しまたは受け付けるか否かは、管理会社の単独裁量によります。受け付けられた申込みに関して支払われた申込金は、受益証券に投資されるまでは利益を生じません。拒絶された申込みに関して受領された金額は、利息を付さず、適用ある銀行の手数を差し引き、関係書類と共に投資予定者のリスク負担において返還されます。

記入済の申込書は、管理事務代行会社により受領された後は撤回することができません。受益証券が発行された場合、管理事務代行会社は、所有権の確認書を発行します。

受益証券の申込みが受理された場合、受益証券は、かかる受益証券の申込者が関連する取引日後まで受益者名簿に記載されない場合であっても、関連する取引日の営業時間終了時点を効力発生日として発行されたものとみなされます。申込者により支払われた受益証券の申込金は、適用ある場合、関連する取引日以降、サブ・ファンドの投資リスクにさらされることとなります。

管理会社は、受託会社の事前同意を得た上で、随時、特定の期間中または管理会社が別段の決定をする時点まで、受益証券を発行しないことを決定することができます。かかる期間においては、受益証券の申込みを行うことはできません。

サブ・ファンドのために集金口座で保有(サブ・ファンドに対する投資前または受益証券の買戻しもしくはサブ・ファンドからの分配金に関する投資者に対する支払いの前の保有を含みます。)されるオーバーナイト現金残高は、キャッシュ・スイープ・プログラム(以下「集金口座キャッシュ・スイープ・プログラム」といいます。)の対象となる可能性があります。集金口座キャッシュ・スイープ・プログラムには、かかる金銭を少なくともS&P、ムーディーズまたはフィッチによる「A / A3」以上の信用格付を有する第三者たるカウンターパーティー(以下「集金口座キャッシュ・スイープ・カウンターパーティー」といいます。)における単一または複数の顧客共同口座に預託することが含まれます。投資者は、集金口座キャッシュ・スイープ・プログラムの結果として、投資者が集金口座キャッシュ・スイープ・カウンターパーティーに対するカウンターパーティー・エクスポージャーを負うことに留意すべきです。カウンターパーティー・リスクの説明は、前記「第1 ファンドの状況 3 投資リスク (1) リスク要因」、「カウンターパーティー・リスク」と題する項目に記載されます。

各投資者は、受益証券1口を最低申込単位として申し込むことができます。1口未満の受益証券は販売されません。

純資産総額の算定が停止されている期間中は、受益証券の発行は実施されません。

受益証券の券面は発行されません。

手数料

申込手数料および本書に記載される場合を除き、受益証券の発行または販売に関連して管理事務代行会社は何らの手数料、割引、ブローカレッジまたはその他の特別な条件をも課しません。いかなる者も受益証券の申込みまたはサブ・ファンドの借入資本につきオプションを有さず、またこれらを付与される権利を有しません。

不適格申込者

口座開設申込書において、受益証券の各申込予定者(適用ある場合、共同保有者を含みます。)は、特に、自らが適格投資家であり、かつ、適用ある法律に違反せずに受益証券を取得および保有することができることを表明および保証することが求められます。

サブ・ファンドが本来であれば負担することのない納税義務を負担するかまたはサブ・ファンドが本来であれば被ることのないその他の金銭的不利益を被る結果となると受託会社が考える状況においては、いかなる者に対しても受益証券の募集、発行または譲渡を行うことができません。

受益証券の申込者は、口座開設申込書において、特に、サブ・ファンドに対する投資のリスクを評価する金融に関する知識、専門性および経験を有すること、サブ・ファンドが投資対象とする資産への投資に内在するリスクおよびかかる資産が保有および/または取引される方法について認識していること、ならびにサブ・ファンドへの投資金全額の損失に耐え得ることを証明しなければなりません。受益証券の譲受人は、譲渡の登録前に同様の条項で表明および保証を行わなければなりません。

マネー・ロンダリング防止およびテロ資金供与対策

マネー・ロンダリングの防止を目的とした法令または規制を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、申込者に対して購入申込者自身の身元、実質的所有者/支配者の身元(適用ある場合)および資金源を確認するための証拠資料の提供を要求します。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止手続(デュー・ディリジェンス情報の取得を含みます。)の対応を適切な者に委託することもでき、受託会社は管理事務代行会社に同様の対応を委託しています。

管理事務代行会社は、アイルランド籍の会社であり、アイルランドのマネー・ロンダリング防止法令および規制(随時改正済)に従います。

アイルランドの2010年から2018年の刑事裁判(マネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策)法(以下「刑事裁判法」といいます。)により、受託会社および管理事務代行会社は、すべての受益者の身元および住所ならびに場合によっては受益者が代理で受益証券を保有する実質所有者の身元および住所を証明する方法を含む、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を防止および発見するためのリスク評価および適切な措置を講じる義務を課されています。受託会社は、刑事裁判法に従い各受益者の本人確認のために必要な文書を取得するため、管理事務代行契約の条件に基づき管理事務代行会社を任命しました。リスクに基づく手法の適用により、一定の状況において、管理事務代行会社が一定のタイプの投資者(例えば、公的要人またはその他のハイリスク・カテゴリーに該当すると査定された投資者)について、強化された顧客デュー・ディリジェンスを適用することが求められます。管理事務代行会社は、顧客、顧客に代わって行動する者および実質的所有者の特定および確認に関して、刑事裁判法第33条から第39条までに定める規定を遵守しなければなりません。

マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与に効果的に対処するため、また、刑事裁判法第33条第1項に従い、管理事務代行会社は、次の場合にその顧客および関係する場合には実質的所有者を特定し、確認しなければなりません。

- ・サブ・ファンドに関して受益者と受託者の間に取引関係が成立する前
- ・一時的な取引やサービスを行う前
- ・受益者に関する重要な詳細が変更された場合

管理事務代行会社は、管理事務を行うサブ・ファンドの受益者を特定し、確認することが求められます。受益者は、取引関係の開始に先立ち、関連するマネー・ロンダリング防止文書を提供することが義務づけられています。

管理事務代行会社は、継続的なデュー・ディリジェンスを実施することを要求することができ、したがって、管理事務代行会社は受益者または実質的所有者の身元を確認するため、必要に応じて追加情報を随時請求する権利を有します。

受託会社は、管理事務代行会社に、申込者の身元と住所を確認するのに必要と管理事務代行会社が判断する情報と文書を申込者に請求する権限を与えています。規制を受けた仲介業者を通して募集を行い、仲介業者がアイルランドと同等のマネー・ロンダリング防止規制を有すると適用法によって認められた国で活動している場合、管理事務代行会社は、そのような投資者に対して簡易な顧客デュー・ディリジェンスを適用する権利を有し、または購入予定者に関して規制を受ける仲介業者からの書面による表明に依拠することができますが、マネー・ロンダリング防止目的のために投資者の継続的なモニタリングを実施しなければなりません。

サブ・ファンドの受益証券の購入を希望する投資予定者に要求される文書の詳細(本人確認文書の種類を含みます。)は、口座開設申込書に概説されています。管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止の身元確認または検証の目的のために追加で必要な文書または情報について、投資予定者に通知します。

申込者がその身元確認のために管理事務代行会社から要求された情報の提供を怠るか、遅延した場合、管理事務代行会社は、投資家口座の開設を拒否するか、または取引の実施の許可を拒否することができます。投資予定者は、投資者が管理事務代行会社に第三者の身元を確認するための上記のような情報を提供しない限り、第三者の口座に対する買戻代金または分配金の支払が行われないことに特に留意しなければなりません。管理事務代行会社は、受益証券の申込者がすべてのマネー・ロンダリング防止要件を満たすまで、投資家口座を開設する立場になく、そのような状況下では、マネー・ロンダリング防止要件が満たされ申込者がその投資家口座が開設された旨の確認を受けるまでは、管理事務代行会社は、申込書および関連するサブ・ファンドの集金口座で申込金を受け取ることはできないことに留意ください。管理事務代行会社が申込者の身元確認に成功し、申込者に対して投資家口座が開設された旨の確認書を提供すると、申込者は、記入済の申込書および決済資金が受領された翌取引日に、関連するサブ・ファンドの受益証券の購入を申し込むことが許可されます。

管理事務代行会社による申込者の身元確認のために必要とされた情報および書類を申込者が提供しなかった場合、受託会社または管理事務代行会社が、当該受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが適用法もしくは規制に対する違反となる疑いを持った場合もしくは助言を受けた場合、またはかかる支払拒絶が受託会社もしくは管理事務代行会社が適用ある法令もしくは規則を遵守するために必要もしくは適切であると判断した場合、受託会社または受託会社を代理する管理事務代行会社が、第三者(または投資者以外の者の名義の口座)から申込金が提供されたと判断した場合に、当該申込者の申込みの処理が拒否されたことまたは買戻代金の支払いが遅延したことによって発生した一切の損失について、各申込者は、受託会社および管理事務代行会社が保護されることを承認し、これに同意するものとします。

CIMAは、随時修正および改訂されるマネー・ロンダリング防止規則への受託会社の違反、または違反に同意しまたは黙認した、もしくは注意を怠ったことが違反の原因であると証明されたファンドの受託会社または従業員に対して、ファンドに多額の行政上の罰金を課す裁量権を有します。かかる行政上の罰金がファンドにより支払われる範囲において、ファンドは、当該罰金および関連手続きの費用を負担します。

ケイマン諸島内の者は、他の者が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資金提供および資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、()犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律に基づいてケイマン諸島の財務報告当局(以下「FRA」といいます。)に対して、または、()テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法(2018年改訂)に基づいて巡査以上の階級の警察官またはFRAに対して、通報する義務を負います。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされません。

申込者は、申込みにより、自らおよび実質的所有者ならびに支配者の代理として、マネー・ロンダリング、租税情報交換、規制ならびにケイマン諸島および他の管轄双方における類似事項に関して照会があった場合に、監督官庁およびその他に対し受託会社および受託会社の代理としての管理者による情報の開示に同意するものとします。

データ保護法

ケイマン諸島の2017年データ保護法(随時改訂されます。)(以下「DPA」といいます。)は、ケイマン諸島政府により2017年5月18日に制定され、2019年9月30日に効力が生じています。DPAにより、国際的に認められたデータ・プライバシー原則に基づいた受託会社の法令上の要件を導入しています。受託会社は、DPLにおけるデータ管理者とみなされます。

一般データ保護規則(規則2016/679)により導入されたEUデータ保護制度(以下「GDPR」といいます。、DPAとあわせて「データ保護規則」といいます。)は、欧州経済地域(以下「EEA」といいます。)のデータ・プライバシーを管理する法律上の要件を規定しています。ファンドおよび各サブ・ファンドは、EEAで設立されておらず、またEEAに住所または居所を有する個人に販売されていないため、GDPRの適用対象には含まれません。管理事務代行会社は、EEA内で設立された事業体であるため、GDPRの適用対象に含まれます。

管理事務代行会社は、受託会社および管理会社の依頼によりファンドによるマネー・ロンダリング防止/本人確認義務履行の目的で、受託会社の依頼により投資者の個人データ処理に従事してきました。管理事務代行会社は、受託会社および管理会社に代わってデータを処理しているため、データ保護規則上のデータ処理者に分類されます。

投資予定者は、関連するサブ・ファンドへの投資ならびに受託会社およびその関連会社および/またはその委託先との関連するやり取り(口座開設申込書の記入、および(適用ある場合には)電磁的方法でのやり取りまたは電話通話の記録を含みます。)の観点から、または受託会社に投資者と関連する個人(例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、投資者、顧客、実質的所有者、代理人または受益者の社員)の個人情報を提供する観点から、当該個人は受託会社ならびにその関連会社および/または委託者に対しデータ保護規則の意味の範囲内における個人データを構成する一定の個人情報を提供することに留意すべきです。

個人情報には、投資者および/または投資者に関連する個人に関する以下の情報が含まれます。

氏名、住所、電子メールアドレス、連絡先詳細、会社連絡先情報、署名、国籍、出生地、生年月日、税務ID、信用履歴、通信記録、パスポート番号、銀行口座詳細、資金源詳細および投資者の投資活動に関する詳細。

受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの委託先および代理人と個人データを共有することができます。

受託会社(データ管理者として)もしくは管理事務代行会社(GDPRに基づく自らの権利においてデータ処理者もしくはデータ管理者として)または適切な権限委譲を受けた者(適用ある場合)によるケイマン諸島からのまたはEEA外への個人データの移転について、必要な場合データ保護規則に規定された条件に従い適切な安全措置が講じられます。

一定の限定された文脈において、管理事務代行会社は、法的・規制目的および正当なビジネス目的の下で、(法律上の義務に基づいて)マネー・ロンダリング防止法令上の、自らの義務を遵守するのに必要な範囲において、関連するサブ・ファンドに関して受託会社との契約の結果得られた個人データのGDPR上のデータ管理者として分類される可能性があります。このような限定的な状況には、あるファンドにおいて、管理事務代行会社がマネー・ロンダリング防止目的をクリアするために取得した個人データを、管理事務を行う別のファンドにおいて、同じ投資者のマネー・ロンダリング防止目的のクリアのために使用する場合が含まれます。

かかる特定の許容される個人データの使用に関して、管理事務代行会社は、GDPRに基づくデータ管理者のすべての義務を負います。管理事務代行会社は、管理事務代行会社がデータ管理者の職権を行うGDPR上のデータ主体に付与されたすべての権利が、当該データ主体のみにより管理事務代行会社に対して直接行使可能であることを認識しています。

疑義を避けるために、管理事務代行会社は一定の限定された文脈において、GDPRに基づく権利においてデータ管理者として行為するのみであり、DPAに基づくファンドのデータ管理者として行為するものとみなされるべきではありません。

受託会社および管理事務代行会社は、データ保護規則に基づくそれぞれのデータ保護義務および投資者(および投資者と関係する個人)のデータ保護に係る権利を概説した書類(以下「プライバシー通知」といいます。)を準備してきました。プライバシー通知は、申込手続きの一部であり、すべての投資者は入手可能です。

()日本における申込み(販売)

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報、(7)申込期間」に記載される期間中、「第一部 証券情報」に従ってファンド証券の募集が行われます。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」および他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。募集の単位は、10口以上1口単位です。

ファンド証券1口当りの募集価格は、原則として、各申込締切日におけるファンド証券の純資産価格です。日本における約定日は純資産価格の計算がなされた後、販売取扱会社が適用される純資産価格および当該注文の成立を確認した日であり、約定日から起算して4営業日目に、受渡しを行うものとします。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産総額が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド受益証券が適合しなくなったときは、ファンド受益証券の日本における募集を行うことができません。

2 【買戻し手続等】

()海外における買戻し

各受益者は、サブ・ファンドによる受益証券の買戻しを請求することができます。買戻しは、各ファンド営業日、または、管理会社が受託会社と協議の上、サブ・ファンドについて随時決定する日(以下「買戻日」といいます。)に実施されます。

買戻日に受益証券の買戻しを実施するためには、受益者が適法に作成し署名した買戻請求書がスキャンされ、電子メールまたはファクシミリにより、関連する買戻日の午後6時(東京時間)までに管理事務代行会社により受領されていることを要します。当該時刻を過ぎて受領された買戻請求書は、次の買戻日に取扱われず。

受託会社または管理会社が管理事務代行会社と協議後に一般的または特定の場合に決定しない限り、一度請求された買戻請求書は取り消すことができません。受益者は、当初の購入に関して支払いが受領された決済済み受益証券に関してのみ、買戻請求書を提出することができます。

受益者は、買戻期限(関連する買戻日の午後6時(東京時間)。以下「買戻期限」といいます。)までに管理事務代行会社が受領するよう、管理事務代行会社により要求されるその他の情報および文書とともに、ファクシミリもしくは電子メール(署名済のPDFファイルの様式によります。)または管理事務代行会社と事前に合意したその他の電磁的方法により記入済の買戻請求書を送付しなければなりません。

管理事務代行会社が、買戻期限までに買戻請求書を受領できない場合は、翌買戻日まで買戻請求を保留し、受益証券は関連する買戻日における買戻価格で買い戻されます。

買戻請求が受理された場合、受益者が受益者名簿から抹消されたか否か、買戻価格が決定もしくは支払われたか否かにかかわらず、受益証券は関連する買戻日の営業時間終了時点で買戻されたものと取り扱われます。したがって、そのような立場の受益者は、関連する買戻日以降、買戻価格および関連する買戻日より前に宣言されたが支払われていないあらゆる分配金を受領する権利(いずれも買い戻された受益証券に関するものに限られます。)を除いて、受益証券に関して基本信託証書および補遺信託証書から生じるあらゆる権利(サブ・ファンドに関して、通知を受領し、あらゆる集会に出席し議決権を行使する権利を含みます。)を行使することはできません。かかる買戻請求中の受益者は、買戻価格に関してサブ・ファンドの債権者となります。倒産手続において、買戻請求中の受益者は、一般債権者に劣後しますが受益者には優先します。受益者は、当初の購入に関して資金が受領された決済済みの受益証券についてのみ買戻請求を行うことができます。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社はいずれも、電子メールまたはファクシミリによって送付された買戻請求書が管理事務代行会社によって受領されない結果生じた損害について責任を負いません。買戻請求書には、買い戻す受益証券口数を記載するものとし、当該受益証券は、下記の規定に基づき、関連する買戻日の純資産価格で買い戻されます。受益者は、受益証券の買戻しを請求するために、買戻請求書に代えて、管理事務代行会社より申込・買戻注文書入手し提出することができます。

買戻価格

受益証券は、関連する買戻し日に該当する評価日、またはその日が評価日でない場合は直前の評価日に計算された受益証券1口当たりの純資産価格(以下「買戻し価格」といいます。)で買い戻されます。受益証券1口当たりの買戻し価格を計算する目的で、受託会社は、受益証券1口当たりの純資産価格から、買戻し請求に対応するための資産の現金化またはポジションのクローズを行うにあたってサブ・ファンドに発生するであろう金融および売却費用を反映するための適切な手当であると考えた金額を差し引くことができます。買戻手数料は、かかりません。

決済

後記「純資産価格の決定の停止」に記載されているとおり、買戻し代金の支払いは、通常、可能な限り、管理事務代行会社が完全な買戻請求書を受領してから5営業日以内に、または受託会社が管理会社と協議した後に決定するそれより後の日までに行われます。受託会社が独自の裁量で別段の合意をしない限り、支払いは米ドルで行われ、適用ある場合、最も近い最小通貨単位に自動的に概算され、当該受益証券の購入金額が償還を請求した受益者によって当初送金されたのと同じ口座へ、直接送金により、受益者のリスクと費用で行われます。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドが関連する受益証券の償還に資金を提供するためにその投資から関連する金額を受領するまで、買戻し代金を受益者に送金する義務を負いません。関連する買戻し日から実際の支払いまでの期間に関して、買戻し代金に利息が発生することはありません。

買戻金額は、(a)受益者により適法に作成され署名された買戻請求書をスキャンし、電子メールまたはファクシミリにより送信された文書を管理事務代行会社が受領し、かつ(b)受益者の署名の真正が管理事務代行会社により確認されるまで、受益者に支払われません。買戻金額は受益者以外の第三者には支払われません。

純資産総額の決定が停止されている期間中は、受益証券の買戻しは実施されません。

受益証券について支払われる買戻代金が、買戻しが行われた買戻日から5年間請求されなかった場合、かかる買戻代金は没収され、サブ・ファンドに返還されます。

()日本における買戻し

日本における買戻し請求は、各取引日において、日本における販売会社に対して直接、または販売取扱会社を通じて行われ、受益者は買戻日の午後2時までに日本における販売会社に対して買戻請求を行った場合には、当該買戻日に対する請求として取り扱われます。買戻しは1口単位とします。日本における買戻しの約定日は、適用される買戻価格が決定した後、適用される買戻価格および当該注文の成立を管理会社からの通知により日本における販売会社が確認した日であり、日本の受益者と日本における販売会社との買戻代金および確認書受渡日は、約定日から起算して日本における4営業日目です。買戻代金は「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款の定めるところにしたがって販売会社を通じて円貨または外貨で支払われるものとします。受益証券の買戻価格、買戻請求書の記載事項、買戻請求が拒絶される場合があること、純資産総額の決定が停止されている期間中は買戻しを実施されないことなどは、上記「()海外における買戻し」において記載されるところと同様です。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

各サブ・ファンドの純資産総額は、受託会社により、管理会社と協議の上、当該サブ・ファンドの各評価日の評価時点において決定されます。評価時点とは、各評価日における関係市場の営業終了時または管理会社が受託会社と協議の上、サブ・ファンドについて随時決定する時点をいいます。受託会社は、各サブ・ファンドの純資産総額につき、当該サブ・ファンドの資産総額から当該サブ・ファンドの負債総額を控除して決定します。サブ・ファンドの純資産総額は、当該サブ・ファンドのファンド証券の特定のクラスに帰属する資産および負債を、当該サブ・ファンドのファンド証券のその他のクラスのファンド証券の保有者ではなく、当該ファンド証券の保有者のみが実質的に負担することを確保できるよう、受託会社が決定する合理的な分配方法に基づき、当該サブ・ファンドのファンド証券の異なるクラス間で分配されます。外国通貨建てサブ・ファンドのファンド証券の各クラスに帰属する当該サブ・ファンドの純資産総額は、当該サブ・ファンドの各評価時点に、受託会社が決定する支配的な為替レートで当該外国通貨に換算されます。外国通貨建てサブ・ファンドのファンド証券のあるクラスの当該サブ・ファンドのファンド証券の純資産価格は、ファンド証券の当該クラスに帰属する(当該外国通貨に換算された)当該純資産総額の該当部分を、ファンド証券の当該クラスの発行済ファンド証券口数で除して計算されます。当該サブ・ファンドと同一通貨建てのサブ・ファンドのファンド証券のあるクラスの当該サブ・ファンドのファンド証券の純資産価格は、ファンド証券の当該クラスに帰属する当該純資産総額の該当部分を、ファンド証券の当該クラスの発行済受益証券口数で除して計算されます。

関係するサブ・ファンドに関する英文目論見書に別途明示的に記載される場合を除き、各サブ・ファンドの資産価値は、とりわけ、以下の規定に従い決定されます。

証券取引所に上場され、または取引されている有価証券は、関係する評価日における関係する市場の公式終了前の最終取引価格で評価され、当該日に取引がない場合は、最後に入手した取引価格で評価されません。特定の有価証券に関して複数の証券取引所で価格が入手可能な場合は、当該有価証券の主要市場を構成する証券取引所または管理会社が当該有価証券の評価額を算定する上で最も公平な基準を提供していると判断する証券取引所の最終取引価格とします。証券取引所が閉鎖されている場合、当該証券取引所に上場され、または取引されている有価証券は、証券取引所が閉鎖される前の取引日における最終取引価格で評価されます。

証券取引所に上場され、または取引されているものの、証券取引所の価格が代表的な価格でないか、または価格が入手できず、上場されていない有価証券は、管理会社または当該目的のため管理会社により任命された適格者がその原価、当該証券の最近の取引の実行価格、発行済の当該証券の総額を斟酌した保有額および評価に対するプラスまたはマイナスの調整を検討する際に管理会社とその絶対的な裁量において適切とみなすその他の要因を考慮して慎重に予想した実現見込額にて、誠実に評価されます。

証券取引所に上場されていないか、または取引されていない有価証券は、受託会社が当該目的のため承認した株式ブローカーまたはその他の適格者が慎重かつ誠実に予想した実現見込額にて評価されます。

証券取引所または市場で取引されている派生商品は、適用ある証券取引所または市場の決済価格で評価されます。当該価格が入手できない場合、当該目的のため管理会社が任命した適格者が慎重かつ誠実に予想した実現見込額とします。証券取引所または市場で取引されていない派生商品は、取引相手および/または価格情報提供者から入手した最新の評価額に基づき評価されます。

集合投資スキームへの投資は、集合投資スキームの株式または受益証券の最新の入手可能な純資産総額で評価されます。集合投資スキームについて管理事務代行会社が採用する価格の優先順位は、降順に以下の通りです。

- (1) 関係する集合投資スキームの管理事務代行会社からの最終価格
- (2) 集合投資スキームの投資先の関係する投資運用会社からの最終価格
- (3) 関係する集合投資スキームの投資先の管理事務代行会社が決定した予想価格
- (4) 関係する投資先の投資運用会社が決定した予想価格
- (5) 過去の最終価格

予想価格が使用される場合、関係するスキームの純資産総額にその後変動があったとしても、当該価格は最終的なものであるとします。

為替先渡予約は、関係する評価日の時点で新たに引き受け可能な同規模および同満期の為替先渡予約の価格を参考にして評価されます。

預金は額面価格に経過利息を加算して評価されます。コマーシャル・ペーパーおよび短期国債は、額面価格に経過利息を加算して評価されます。

確定利付証券は、信頼できるベンダーから提供される実現可能価格を用いて最良の予想価格で評価されます。報告された取引価格、ブローカー/ディーラーの相場価格、ベンチマーク・イールド、発行体のスプレッド、買付、募集およびその他の参照データといった基本変数(を含むことがあります、それに限りません。)を使用した評価額を決定するため、当該価格にはマトリックス手法を適用します。利息は有価証券を取得した日から発生します。当該価格が入手できない場合、かかる有価証券は中間市場の終了価格で評価されます。

基準通貨以外の通貨で表示されている(投資対象または現金などの)評価額は、特に管理会社が関連すると判断するプレミアムまたはディスカウントおよび交換費用を考慮した上で、管理会社が関係する評価時点に適用されていると見なす(公定レート等の)レートで基準通貨に換算されます。

上記の 項から 項に定める評価方法に従って、特定の資産を評価することが不可能な場合、受託会社は当該資産を適切に評価するために、他の一般に認められた評価方法を採用することができます。

上記の規定にかかわらず、投資対象の価格を計算する際に、管理会社または管理事務代行会社は、その絶対的な裁量において決定した自動価格通報サービスに依拠することができます。自動価格通報サービスから価格を入手できない投資対象については、管理会社または管理事務代行会社はその絶対的な裁量において、他の適切な独立した情報源、独立ブローカー、マーケット・メーカー、その他の仲介機関もしくは第三者が提供した情報を使用することができます。管理会社または管理事務代行会社は、上記の自動価格通報サービス、ブローカー、マーケット・メーカー、その他の仲介機関または第三者が提供した情報の不正確性に起因する投資対象の価格計算の誤りを理由とする損失に関して、一切責任を負わないものとします。

管理会社または管理事務代行会社は、投資対象の価値をより正確に反映し、良好な会計慣行に合致していると判断する場合、その裁量により、他の評価方法の使用を許可することができます。受託会社は、純資産総額の算定および関係する裁量権の行使を管理事務代行会社に委託しました。

投資運用会社がサブ・ファンドの勘定で上記の価格通報サービスを使用して評価することができない店頭取引デリバティブ商品(「OTCデリバティブ商品」)に投資する場合、管理会社は、純資産総額に組み込むため、OTCデリバティブ商品に関する取引の全ての取引相手が管理事務代行会社にOTCデリバティブ商品の評価額を提供することを確保する責任を負います。純資産総額を算定する目的のため、管理事務代行会社は、OTCデリバティブ商品の取引相手から受領したデータまたは評価額に全面的に依拠し、当該データまたは評価額の正確性または当該評価額がOTCデリバティブ商品の正味実現可能価額であることを検証する責任を負わないものとします。

サブ・ファンドの勘定で受領したあらゆる担保は、取引の相手方による債務不履行がない限り、サブ・ファンドの資産として扱われず、したがって、各サブ・ファンドの純資産総額の計算から除かれます。

サブ・ファンドの当該時点における現金およびその他の資産の価格ならびにサブ・ファンドの純資産総額の全ての決定は悪意ない限りサブ・ファンドの全ての受益者にとって最終的なものであり、評価の誤りが受託会社の提供した情報によるものでない限り、受託会社は悪意ない限り第三者により提供された評価に依拠することについて完全に免責されます。

上述の評価規定が香港で一般的に認められている会計基準から乖離している限り、かかる規定の適用により算出される評価を調整するために評価値の調整についての注記を各サブ・ファンドの年次報告書に記載する必要があります。サブ・ファンドの純資産総額が年次報告書の作成において調整されない場合、香港で一般的に認められている会計基準との不一致を原因として、会計監査人が不一致の重要性の性質および程度に基づきかかる年次報告書に限定意見を付記することがあります。

投資を行う者は、投資対象が香港で一般的に認められている会計基準に基づき公正価値により評価されなければならない。また、香港で一般的に認められている会計基準に基づき買付または募集価格が上場している投資対象の公正価格を表すと見なされることに留意すべきです。しかしながら、上述の評価規定に従い、上場している投資対象は、香港で一般的に認められている会計基準に基づき要求される通り買付および募集価格ではなく最終取引価格で評価され、その結果、香港で一般的に認められている会計基準に従い評価を行う場合とは異なる評価値が算出されることがあります。

なお、上述の記載にかかわらず、投資者は、評価日にサブ・ファンドのために行われる管理会社または投資運用会社の取引が、翌評価日時点の純資産総額および純資産価格の計算に組入れられる場合があることに留意すべきです。したがって、評価日時点のファンド証券を購入する投資者は、当該評価日における管理会社または投資運用会社の取引が当該評価日時点の純資産総額および純資産価格の計算に組入れられる場合に比べて、より多くまたは少なく支払うことがあります。同様に、評価日時点でファンド証券を買戻す投資者は、当該ファンド証券の買戻しから買戻代金をより多くまたは少なく受取ることがあります。

純資産総額の決定の停止

管理会社は、受益者の利益保護のためにそうすることが適切かつ効果的と判断した場合には、受託会社の事前の同意を得て、1か月を超えない期間、サブ・ファンドの純資産総額(および純資産価格)の決定を停止することができ、かつ受託会社の要請がある場合には停止します。管理会社または受託会社がファンドの純資産総額の決定を停止するであろう状況は以下のとおりです。

- (a) サブ・ファンドの投資対象の重要な部分が建値されている取引所が(通常の休日以外で)営業しなかった場合、または当該取引所での取引が制限もしくは停止されている場合
- (b) サブ・ファンドの投資対象の処分を実行不可能とし、もしくは受益者に対し重大な悪影響を与えるとの結果を招くような異常事態を構成する事由が存すると管理会社または受託会社が判断した場合
- (c) サブ・ファンドの保有資産の価格または価値を決定する際に通常用いられている通信手段が使用不能になった場合、また理由を問わずその保有資産の価格または価値を速やかにかつ正確に確認することができなくなった場合
- (d) 当該保有資産の実現と取得に伴う資金の移転が通常の為替レートにより執行することができないと管理会社または受託会社が判断した場合

管理会社はまた、受託会社と協議の上、当該サブ・ファンドの純資産総額または当該サブ・ファンドの受益証券の純資産価格または当該サブ・ファンドの受益証券の償還価格、買戻価格もしくは申込価格を決定するのに通常用いられる手段のいずれかが使用不能となっている期間またはその他の理由で上記のいずれかの価値もしくは価格または当該サブ・ファンドの信託財産の資産価格が速やかにかつ正確に決定することができない期間の全体または一部にわたり、サブ・ファンドの純資産総額の決定を中止することができます。

当該停止期間が2週間を超えるであろうと管理会社が判断した場合、管理会社は、できるかぎり早くその旨を各受益者に通知しなければなりません。純資産総額の決定が停止している期間は、受益証券の発行、買戻および名義書換は一切行われません。

さらに受託会社または管理会社は、マネーロンダリング規制およびサブ・ファンド、管理会社またはサブ・ファンドの管理事務代行会社に適用される規則を遵守するために、当該受益者に支払われるべき買戻し代金の支払いを中止することが必要であると判断した場合には、受益者に対する書面の通知により、買戻し代金の支払いを中止することができます。

(2) 【保管】

日本の投資家に販売されるファンド証券の券面は、日本における販売会社において日本における販売会社の名義で保管されます。ただし、一定の限定された条件を理由として日本の投資家が受益証券を自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。管理会社は、受益者名簿に登録された者以外の者をファンドの受益者として取り扱う必要はありません。

(3) 【信託期間】

() 存続期間

サブ・ファンドは、下記の場合に解散されます。

- (a) 受託会社と管理会社が合意した場合
- (b) 受益者集会において決議された場合
- (c) 信託証書締結日から開始する150年の期間の満了が経過した場合
- (d) 受託会社が退任する意図を書面により通知した場合、または受託会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始した場合で、管理会社が、かかる通知が出された後または清算が開始した後60日以内に、受託会社に代わり受託会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合
- (e) 管理会社が退任する意図を書面により通知した場合、または管理会社が、受託会社より解任される場合で、受託会社が、かかる通知が出された後または受託会社による解任後60日以内に、管理会社に代わり管理会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合
- (f) サブ・ファンドを違法とする、または受託会社の合理的な意見としてサブ・ファンドを継続することが不可能もしくは推奨されない(もしくは受託会社が必要であると考えれば、法律顧問の助言に基づいてそのように考えさせる)法規制が成立するか、または関連する規制当局による決定もしくは指導が行われた場合

また、信託証書に規定された事由により解散されるか、管理会社と受託会社がサブ・ファンドの存続を決定しない限り、サブ・ファンドは以下の事由の発生により解散します。

- (g) 2106年12月31日の到来
- (h) サブ・ファンドの純資産総額が500万米ドル以下になり、管理会社がサブ・ファンドを終了する旨をサブ・ファンドの受益者に3か月前に書面で通知することを決定した場合

サブ・ファンドが解散された場合には、管理会社は、すべての受益者に対し、サブ・ファンドが解散されたことおよび適用のある法令により要求されるその他の事項につき、速やかに公告・通知しなければなりません(または、管理会社は、日本における販売会社にこれらの公告・通知をさせなければなりません。)

サブ・ファンドの終了日において、管理会社は、サブ・ファンドの投資対象、不動産およびその他の資産を換金するものとします。サブ・ファンドの最終監査後、すべての負債を完済するか完済するために十分な引当金を確保し、また解散により生じた費用のために十分な引当金を確保した後で、受託会社は受益者に対して換金によって得られた資金を、サブ・ファンドの終了日時点におけるそれぞれの持分に比例して(受託会社が正当に要求することのできる、受領権限についての証拠(もしあれば)の提示により)配分するものとします。

()強制償還

管理会社は、受託会社との協議の上、()当該受益者が継続してファンド証券を保有すれば、ファンドもしくは受益者が関係する法律または規制に違反することになる、あるいは関係する法律または規制を遵守しなければならなくなると管理会社が判断した場合、または当該受益者がファンド証券を保有することから、もしくはそれに関連して、ファンドまたは受益者に対して訴訟が提起される、またはそのおそれがある場合、予告なくいつでも、()少なくとも10日前の書面による通知をもって、他の理由のために管理会社の裁量でいつでも、受益者のファンド証券の全部もしくは一部を強制的に償還することができます。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年12月末日に終了する一年間です。

(5) 【その他】

()サブ・ファンドの解散

前記「(3) 信託期間」をご参照ください。

()信託証券の変更

管理会社および受託会社は、一切の目的のために適切または望ましいと思料される方法および範囲で、信託証券の条項を、信託証券に補足証券を付する方法で、改正、変更または追加することができます。ただし、かかる改正、変更または追加は、適法に招集され開催された受益者総会の特別決議による承認がない限り効力を生じません。

()関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用契約は、一当事者が他の当事者に対し、60日前に書面による通知をすることにより終了されます。同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されます。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、いずれかの当事者が他の当事者に対し、90日前に書面による通知をすることにより終了されます。同契約は、アイルランドの法律に準拠し、同法により解釈されます。

保管契約

保管契約は、一当事者が他の当事者に対し、90日前に書面による通知をすることにより終了されます。同契約は、イギリスの法律に準拠し、同法により解釈されます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了されます。同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されます。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了されます。同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されます。

4 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者が受益権を管理会社に対し直接行使するためには、受益証券の名義人としてファンドの受益者登録簿に登録されていなければなりません。従って、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の実質上の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、自ら直接に管理会社に対し受益権を行使することができません。これらの日本の実質上の受益者は「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款に基づき日本における販売会社をして自己に代わって受益権を行使させることができます。受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、個人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

() 分配請求権

各受益者は、管理会社の決定した額の分配金をその保有する受益証券の口数に応じて管理会社に請求する権利を有します。

() 買戻請求権

各受益者は、前記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等」の規定に従ってファンドまたは日本における販売会社に対し買戻しを請求することができます。

() 残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者は、管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

() 損害賠償請求権

受益者は、管理会社、受託会社、管理事務代行会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

なお、受益者の管理会社その他の関係者に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に消滅します。

() 受益者総会での議決権

受託会社または管理会社は、集会を招集する通知に記載されている日時と場所においてすべての受益者またはサブ・ファンドの受益者のいずれか該当する方の集会を招集することができるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは保有受益証券の純資産価格の総額がすべてのサブ・ファンドの純資産総額の少なくとも10分の1の受益証券を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請、もしくは提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の少なくとも10分の1を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請のある場合、受託会社はこれらいずれかを招集しなければならないものとします。

受託会社は、集会の場所、日時および集会で提案される一切の決議の条件を定めた各集会の14日前の書面による通知を、全受益者の集会の場合は、各受益者に対し、またサブ・ファンドの受益者の集会の場合は、該当するサブ・ファンドの受益者に対し郵送するものとします。

定足数の要件は、2名の受益者ですが、受益者がただ一人の場合には、定足数は、その受益者1名となります。

いずれの集会においても、受益者総会の投票に付された決議は書面による投票で決定されるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは、保有受益証券の純資産価格の総額が、すべてのサブ・ファンドの純資産総額の75%以上の受益証券を保有している受益者により承認された場合、または提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは、該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の4分の3以上を保有している受益者により承認された場合、投票の結果は集会の決議とみなされるものとします。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンド証券の買戻し代金等の送金に関して、ケイマンにおける外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

()管理会社またはファンドに対する、ケイマン諸島および日本における法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、訴訟関係書類を受領する権限、

()日本における受益証券の販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、

を委任されています。

なお、日本国財務省関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する代理人は、

弁護士 竹野 康 造

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3 【ファンドの経理状況】

1 【財務諸表】

- a. 本書記載のフィリップ アイザワ トラスト タイファンド(以下「ファンド」といいます。)の2021年12月31日終了年度および2020年12月31日終了年度の邦文の財務書類(以下「邦文の財務書類」といいます。)は、香港財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を管理会社が翻訳したものです。これは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第5項ただし書の適用によるものです。
- b. 本書記載の2021年12月31日終了年度および2020年12月31日終了年度の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等を行います。)であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c. 邦文の財務書類には、原文の財務書類中の米ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されています。日本円への換算には、2022年4月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル=128.86円の為替レートが使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

(1) 【貸借対照表】

財政状態計算書

2021年12月31日

	注記	2021年		2020年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
銀行預金	10	165,890	21,377	164,012	21,135
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	9	2,360,578	304,184	2,400,726	309,358
ブローカーに対する債権	5,11	63,127	8,135	69,916	9,009
未収申込代金		-	-	11,425	1,472
資産合計		2,589,595	333,695	2,646,079	340,974
負債					
未払金及び未払費用		102,653	13,228	104,316	13,442
未払買戻代金		-	-	1,624	209
負債合計		102,653	13,228	105,940	13,651
資本					
資本金	13	2,486,942	320,467	2,540,139	327,322
負債及び資本合計		2,589,595	333,695	2,646,079	340,974
発行済買戻可能受益証券口数	12	14,699		15,079	
買戻可能受益証券1口当たりの純資産価格 (香港財務報告基準に準拠)		169.19	22	168.46	22

添付の注記は財務書類の不可分な一部である。

フィリップ・アイザワ trusts タイファンド

(2) 【損益計算書】

損益及びその他の包括利益計算書

2021年12月31日に終了した会計年度

	注記	2021年		2020年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
配当金収入		78,836	10,159	82,503	10,631
		<u>78,836</u>	<u>10,159</u>	<u>82,503</u>	<u>10,631</u>
費用					
投資運用報酬	6	17,475	2,252	15,249	1,965
受託報酬	6	102,000	13,144	102,000	13,144
管理報酬	6	2,497	322	2,178	281
管理事務代行費用		22,400	2,886	22,220	2,863
監査報酬		43,772	5,640	42,000	5,412
弁護士及び専門家報酬		38,892	5,012	33,958	4,376
保管業務報酬		4,176	538	4,803	619
販売報酬	6	12,483	1,609	10,892	1,404
代行協会員報酬	6	4,994	644	4,357	561
源泉税		8,148	1,050	8,250	1,063
その他費用		23,587	3,039	23,715	3,056
委託費用		3,048	393	5,028	648
		<u>283,472</u>	<u>36,528</u>	<u>274,650</u>	<u>35,391</u>
投資損益及び為替差損益調整前損失		<u>(204,636)</u>	<u>(26,369)</u>	<u>(192,147)</u>	<u>(24,760)</u>
投資損益及び為替差損益					
損益を通じて公正価値で 測定される金融資産に係る 純実現利益	9	211,434	27,245	9,050	1,166
損益を通じて公正価値で 測定される金融資産に係る 未実現利益 / (損失) の純変動 為替差損益	9	36,888 (29,008)	4,753 (3,738)	(51,749) 1,874	(6,668) 241
		<u>219,314</u>	<u>28,261</u>	<u>(40,825)</u>	<u>(5,261)</u>
当期利益 / (損失)		<u>14,678</u>	<u>1,891</u>	<u>(232,972)</u>	<u>(30,021)</u>
当期包括利益 / (損失) 合計		<u>14,678</u>	<u>1,891</u>	<u>(232,972)</u>	<u>(30,021)</u>

添付の注記は財務書類の不可分な一部である。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

持分変動計算書

2021年12月31日に終了した会計年度

	発行済 受益証券口数	資本金		資本合計	
		米ドル	千円	米ドル	千円
2020年1月1日現在	15,470	2,833,449	365,118	2,833,449	365,118
買戻可能受益証券の発行額	190	26,957	3,474	26,957	3,474
買戻可能受益証券の買戻額	(581)	(87,295)	(11,249)	(87,295)	(11,249)
期中包括損失合計	-	(232,972)	(30,021)	(232,972)	(30,021)
2020年12月31日および 2021年1月1日現在	15,079	2,540,139	327,322	2,540,139	327,322
買戻可能受益証券の発行額	660	113,541	14,631	113,541	14,631
買戻可能受益証券の買戻額	(1,040)	(181,416)	(23,377)	(181,416)	(23,377)
期中包括利益合計	-	14,678	1,891	14,678	1,891
2021年12月31日現在	14,699	2,486,942	320,467	2,486,942	320,467

添付の注記は財務書類の不可分な一部である。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

キャッシュフロー計算書

2021年12月31日に終了した会計年度

	注記	2021年		2020年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュフロー					
当期包括利益 / (損失) 合計		14,678	1,891	(232,972)	(30,021)
調整:					
源泉税控除後配当金収入		(70,688)	(9,109)	(74,253)	(9,568)
損益を通じて公正価値で測定される 金融資産の購入		(229,210)	(29,536)	(433,750)	(55,893)
損益を通じて公正価値で測定される 金融資産の売却代金		517,680	66,708	737,662	95,055
損益を通じて公正価値で測定される 金融資産に係る純実現利益	9	(211,434)	(27,245)	(9,050)	(1,166)
損益を通じて公正価値で測定される 金融資産に係る未実現(利益) / 損失の純変動額	9	(36,888)	(4,753)	51,749	6,668
ブローカーに対する債権の減少額		6,789	875	61	8
未払金及び未払費用の(減少) / 増加額		(1,663)	(214)	203	26
営業活動により(使用された) / 生み出された純キャッシュ		(10,736)	(1,383)	39,650	5,109
受取配当金		70,688	9,109	76,101	9,806
営業活動から生み出された純キャッシュフロー		59,952	7,725	115,751	14,916
財務活動によるキャッシュフロー					
買戻可能受益証券発行による収入		124,966	16,103	15,532	2,001
買戻可能受益証券買戻に係る支払		(183,040)	(23,587)	(87,473)	(11,272)
財務活動に使用された純キャッシュフロー		(58,074)	(7,483)	(71,941)	(9,270)
銀行預金の純増加額		1,878	242	43,810	5,645
当期首の銀行預金		164,012	21,135	120,202	15,489
当期末の銀行預金	10	165,890	21,377	164,012	21,135

添付の注記は財務書類の不可分な一部である。

フィリップ・アイザワトラスト タイフアンド

財務書類の注記

2021年12月31日

1. **トラスト**

フィリップ・アイザワトラスト（以下「トラスト」という。）は、HSBCトラスティー（ケイマン）リミテッドとFCインベストメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間で締結された2006年11月10日付基本信託証書によってケイマン諸島の法律に準拠して設定されたアンブレラ型オープンエンドのユニット・トラストである。また、トラストはケイマン諸島投資信託法（2021年改正）に準拠している投資信託である。フィリップ・アイザワトラスト・タイフアンド（以下「シリーズ・トラスト」という。）は、トラストと同日付で設定されたトラストのシリーズ・トラストである。受益証券の募集は2006年12月1日に始まり、最初の募集期間は2006年12月28日に終了した。シリーズ・トラストは、2007年1月5日に運用を開始した。2021年12月31日現在、トラストには1つのみのシリーズ・トラストがある。2013年7月現在の目論見書に従い、シリーズ・トラストの受託会社は、G.A.S.（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）である。

シリーズ・トラストの投資目的は、一貫してプラスのリターンを得ることである。フィリップ・キャピタル・マネジメント（S）リミテッド（以下「投資運用会社」という。）はシリーズ・トラストの勘定で投資を行う。主にタイで設立され、または事業を行っている企業が発行した上場株式、NVDR（無議決権預託証券）、債券、ワラントその他の証券、および係る有価証券のデリバティブ（オプション、先渡、先物を含む）に投資するが、投資対象はこれらに限定されない。シリーズ・トラストは、純資産総額（以下「NAV」という。）の30%を上限にタイ国外に上場されている会社の証券にも投資することができる。投資運用会社は方針としてシリーズ・トラストの勘定で投資する企業の支配を目的としていない。

シリーズ・トラストは、(i) 2106年12月31日、または(ii) NAV が500万米ドル以下になり、管理会社が受益者に対し償還の3ヶ月前の通知をもって償還することを決定した場合、のいずれか早い日において終了する。

2021年12月31日終了年度において、シリーズ・トラストのNAV は500万米ドルを依然として下回っており、2,486,942米ドル（2020年：2,540,139米ドル）となったが、管理会社および投資運用会社には、シリーズ・トラストを継続するという積極的な意図があるため、シリーズ・トラストは償還されなかった。

2.1 **作成の基準**

シリーズ・トラストの財務書類は、香港公認会計士協会発行の香港財務報告基準（以下「HKFRSs」という。）（香港会計基準（以下「HKASs」という。）および解釈指針を含む）および香港で一般に認められる会計原則に準拠して作成された。

フィリップ・アイザワ トラスト タイフアンド

財務書類の注記

2021年12月31日

2.1 作成の基準（続き）

これらの財務書類は取得原価主義で作成されている。ただし、損益を通じて公正価値で保有される金融資産を除く。これら金融資産については公正価値で測定されてきた。これらの財務書類は米ドルで表示されている。

管理会社は、HKFRSsに準拠して財務書類を作成するために判断や見積りおよび仮定を行う必要があり、本財務書類および添付されている注記で報告されている金額はそれによって影響を受ける。管理会社は本財務書類を作成する際に利用した見積りが合理的かつ慎重に行われたと考えている。実際の結果はこれら見積りと異なることがある。

2.2 会計方針および開示の変更

2021年1月1日以降に開始する会計年度から有効となる会計基準および解釈指針の中で、受託会社および管理会社の意見では、シリーズ・トラストに明らかに影響を与え、シリーズ・トラストに初めて適用される会計基準および解釈指針はない。またシリーズ・トラストは、公表されているがまだ発効していないその他の会計基準、解釈指針または修正の早期適用を行っていない。

2.3 発行されているが、未だ効力が生じていない香港財務報告基準（HKFRSs）

シリーズ・トラストは、発行されているが未だ発効していない以下の新規および修正されたHKFRSsを、本財務書類に適用していない。

HKAS第1号の修正：負債の流動または非流動への分類

HKAS第1号の修正は、負債の流動または非流動への分類に関する要件を明確にしている。この修正では、負債の決済を延期する企業の権利が、企業が特定の条件を遵守することを条件としている場合、企業が報告期間の末日にそれらの条件を遵守している場合に限り、負債の決済を延期する権利を有することを明記している。負債の分類は、企業が負債の決済を延期する権利を行使する見込みによって影響されることはない。またこの修正は、負債の決済とみなされる状況も明確にしている。この修正は2023年1月1日以降に開始する会計年度から有効となり、遡及適用される。早期適用も認められている。この修正はシリーズ・トラストの財務書類に重大な影響を与えることはない予想される。

HKAS第8号の修正：会計上の見積り

HKAS第8号の修正では「会計上の見積り」の定義を明確にしている。この修正では、会計上の見積りの変更および会計方針の変更と、誤謬の訂正の違いを明確にしている。またこの修正では、企業が会計上の見積りを行うために、測定技法やインプットをどのように使用するについても明確にしている。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2021年12月31日

2.3 発行されているが、未だ効力が生じていない香港財務報告基準（HKFRSs）（続き）

この修正は、2023年1月1日以降に開始する会計報告年度から有効となり、当該期間の開始日以降に発生する会計方針の変更および会計上の見積りの変更に応用される。早期適用を行う旨を開示している場合に限り、早期適用が認められる。この修正は、シリーズ・トラストに重大な影響を与えることはないと思われ。

HKAS第1号およびHKFRS実務記述書第2号の修正：会計方針の開示

HKAS第1号およびHKFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」の修正は、会計方針の開示に「重要性の判断」を適用する際に、企業の判断を支援するためのガイダンスおよび事例を提供するものである。この修正では、企業が「重要な（significant）」会計方針を開示する上での要件を、企業にとって「重要性がある（material）」会計方針を開示する上での要件に置き換え、企業が会計方針の開示について意思決定を行う上で、重要性の概念をどのように適用するかに関する指針を追加することにより、企業がより有用な会計方針の開示を提供できるように支援することを目的としている。

HKAS第1号の修正は、2023年1月1日以降に開始する会計年度から適用され、早期適用も認められる。実務記述書第2号の修正は、会計方針の情報に対して「重要性がある（material）」の定義を適用することに関して、強制力のないガイダンスを提供するものであるため、これらの修正の発効日は必要でない。この修正は、シリーズ・トラストに重大な影響を与えることはないと思われ。

3. 重要な会計方針の要約

金融商品

() 分類

HKFRS第9号に従って、シリーズ・トラストは、当初認識において金融資産と金融負債を以下に述べるカテゴリーに分類する。

この分類を適用する際に、金融資産または金融負債は、以下の場合に売買目的の保有となる：

- (a) 金融資産または金融負債が、主に短期間において売却または再購入する目的で取得される、または引き受けられる場合；または、
- (b) 当初認識において、金融資産または金融負債が、共に運用される特定された金融商品から成るポートフォリオの一部であり、そのために最近において短期的な利益確定の実際のパターンを示す証拠がある場合；または、

フィリップ・アイザワトラスト タイフアンド

財務書類の注記

2021年12月31日

3. 重要な会計方針の要約（続き）

金融商品（続き）

（ ） 分類（続き）

- (c) 金融資産または金融負債がデリバティブ（金融保証契約であるデリバティブ、または指定され、かつ効果的なヘッジ商品であるデリバティブを除く）である場合。

金融資産

シリーズ・トラストは、その後の測定において、以下の両方に基づき、金融資産を償却原価で測定される金融資産、または損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類する：

- ・ 金融資産を運用するための事業体のビジネス・モデル
- ・ 金融資産の契約上のキャッシュフローの特性

純損益を通じて公正価値（FVPL）で測定される金融資産

以下の場合、金融資産はFVPLで測定される：

- (a) 契約条件により、元本および元本残高に対する利息（SPPI）の単なる支払いである指定日にキャッシュフローが生み出されない場合；または、
- (b) ビジネス・モデルの目的が、契約上のキャッシュフローを回収すること、あるいは契約上のキャッシュフローを回収し、売却することであるといったビジネス・モデル内において保有されない場合；または
- (c) 当初認識時点において、金融資産がFVPLで測定されるように決定的に指定されている場合で、そうすることにより、測定または認識の不一致が解消されるか、大幅に軽減される場合。そうしないことにより、異なるベースで資産または負債の測定から不一致が生じる、あるいは資産または負債の測定に係わる利益および損失の認識から不一致が生じる場合。

シリーズ・トラストは、このカテゴリーに売買目的で保有する金融商品を含む。このカテゴリーには、主に価格の短期的変動から利益を生み出す目的で取得される資本性金融商品が含まれる。

償却原価で測定される金融資産

シリーズ・トラストは、このカテゴリーに銀行預金、ブローカーに対する債権、および未収申込代金を含む。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2021年12月31日

3. 重要な会計方針の要約(続き)

金融商品(続き)**金融負債***FVPLで測定される金融負債*

金融負債は、売買目的保有の定義を満たしている場合、損益を通じて公正価値で測定される。シリーズ・トラストには、負債ポジションにおけるデリバティブ契約や、売買目的に分類される株式および負債性金融商品はない。

償却原価で測定される金融負債

このカテゴリーには、損益を通じて公正価値で測定されるものを除く全ての金融負債が含まれる。シリーズ・トラストは、このカテゴリーに未払金及び未払費用、ならびに未払買戻代金を含めている。

() 認識

シリーズ・トラストは、当事者間で契約内容が整った時点を金融資産または金融負債の認識の基準と限定する。

一般的に法規制や市場の慣習により規定されている時間内に受渡しが必要な全ての金融資産の売買(正規の売買)は、シリーズ・トラストがその金融資産の売買を実行した日、即ち約定日に認識される。金融商品の実現損益は先入先出法(以下「FIFO」という。)で計算され、損益及びその他の包括利益計算書で認識される。

() 当初測定

損益を通じて公正価値で測定される金融商品は、公正価値で財政状態計算書に計上される。そのような金融商品の取引コストは全て損益及びその他の包括利益計算書に直接計上される。

その他の債権およびその他の金融負債は、最初にその取得時の公正価値とそれに直接帰属すべき取得または発行にかかった費用を加えて測定される。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2021年12月31日

3. 重要な会計方針の要約（続き）

金融商品（続き）

（ ）その後の測定

当初測定の後、シリーズ・トラストは損益を通じて公正価値で測定される金融商品を公正価値で再測定する。

活発な市場で取引される投資有価証券の会計報告日における公正価値は、取引費用控除前の最終取引価格に基づいている。取引相場価格が公認の証券取引所または信頼できるブローカーもしくは取引相手方から得られないときは、金融商品の公正価値は管理会社または投資運用会社による評価方法を用いて見積られ、第三者のブローカーの時価、直近の公正妥当な市場取引、実質的に同じである他の商品の現在の公正価値、ディスカウントキャッシュフロー法、オプション価格決定モデル、または実際の市場取引で得られる信頼できる価格の見積りを提供するその他の評価方法を参考にする。金融商品の公正価値の見積りおよび仮定はすぐに売買できる市場が存在すれば得られる価格と異なることがあり、その差異が大きいことがある。2021年および2020年12月31日終了年度で、管理会社または投資運用会社がこれらの方法で見積りをした金融商品はない。

それらの金融商品におけるその後の公正価値の変動は、損益及びその他の包括利益計算書で認識される。

金融資産の減損

シリーズ・トラストは、12ヶ月未満の満期の債権を償却原価で保有しており、全ての債権について、HKFRS第9号の下で予想信用損失（以下「ECLs」という。）に対する単純化されたアプローチと同様なアプローチを適用することを選択した。したがってシリーズ・トラストでは、信用リスクの変更を追跡していないが、その代わりに各報告日時点で存続期間のECLsに基づき損失引当金を計上する。

ECLsに対するシリーズ・トラストのアプローチは、確率加重の結果、現金の価値および過去のイベントや現在の状況、将来の経済情勢の予想に関して報告日時点で、過度なコストや努力なしに利用可能である合理的かつ支持できる情報などを反映する。

シリーズ・トラストでは、同様の損失パターンを有する債権のシリーズ・トラストに対する延滞日数に基づいて、債権のECLsを測定する実用的な手段として、引当マトリックスを使用する。債権はそれらの特性に基づいてグループ分けされる。引当マトリックスは、予想期間における過去に観測された損失率に基づいており、将来を予測するために調整される。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2021年12月31日

3. 重要な会計方針の要約（続き）

金融商品（続き）

（ ）認識の中止

金融資産（あるいは、適用できる場合は、金融資産の一部、または同様の金融資産グループの一部）は以下の場合、認識が中止される。

- ・ 当該資産からキャッシュフローを受け取る権利が終了した場合、もしくは
- ・ シリーズ・トラストが当該資産からのキャッシュフローを受け取る権利を譲渡した場合、あるいはパス・スルーの取り決めの下、実質的に遅延することなく、受け取ったキャッシュフローを第三者へすべて支払う義務を負った場合、および
- ・ (a) シリーズ・トラストが当該資産の実質上すべてのリスクおよびリターンを譲渡した場合、または(b) シリーズ・トラストが当該資産の実質上すべてのリスクおよびリターンを譲渡も留保もしなかったが、当該資産の管理を譲渡した場合、のいずれか。

シリーズ・トラストが当該資産からのキャッシュフローを受け取る権利を譲渡し、あるいはパス・スルーの取り決めを行い、そして当該資産の実質上すべてのリスクやリターンを譲渡も留保もせず、当該資産の管理を譲渡しなかった場合においては、当該資産はシリーズ・トラストの関与が継続していると認識される。

公正価値の測定

シリーズ・トラストは、各会計報告期間の終了日に金融商品への投資有価証券の公正価値を測定する。

公正価値とは、測定日において、市場参加者間の適切な取引における資産の売却により受領される価格、または負債の譲渡により支払われる価格である。公正価値の測定は、資産の売却または負債の譲渡の取引が、次のいずれかにおいて実行されるという仮定に基づいている：

- その資産または負債の主たる市場、または、
- 主たる市場が存在しない場合には、その資産または負債にとって最も有利な市場

主たる市場または最も有利な市場は、シリーズ・トラストが利用可能な市場でなければならない。

資産または負債の公正価値は、市場参加者が経済的利益を最優先して行動すると仮定して、市場参加者が当該資産または負債の価格を決定する時に使用すると想定される価格を用いて測定される。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2021年12月31日

3. 重要な会計方針の要約（続き）

シリーズ・トラストでは、こうした状況において適切な評価技法や、公正価値を測定する上で十分なデータが入手可能である評価手法を使用しており、関連する観測可能なインプットの使用を最大限にする一方で、観測不能なインプットの使用を最小限に抑えている。

利息収入

利息収入は、すべての利付き金融商品について、実効金利法を用いて、損益及びその他の包括利益計算書で認識される。

配当金収入

配当金収入は、受け取る権利が確立したときに認識される。配当金収入は源泉税控除前の総額で表示される。源泉税は、損益及びその他の包括利益計算書で費用として別に開示される。

費用

全ての費用は管理報酬、投資運用報酬、実績報酬、受託報酬その他全ての費用を含め損益及びその他の包括利益計算書に発生主義で認識される。

機能通貨および表示通貨

シリーズ・トラストの機能通貨は米ドルであり、それは事業を運営している主要な経済環境の通貨である。シリーズ・トラストの運用実績の評価、および流動性の管理は米ドルで行われる。したがって、米ドルは、基本となる取引、事象および状況の経済効果を最も公正に表示する通貨であると考えられ、シリーズ・トラストの表示通貨も米ドルである。

外国為替換算

有価証券の売買や収益および費用を含む会計年度内の取引は、取引日の実勢為替レートで換算される。外貨建ての金融資産および負債は、会計報告期間最終日の実勢レートで外国為替の規定に従い機能通貨に再換算される。

損益を通じて公正価値で測定されるものとして分類される金融商品に係る為替差損益は、「損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る未実現利益 / (損失) の純変動」あるいは「損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る純実現利益」の一部として損益及びその他の包括利益計算書の中に含まれている。他の金融商品の為替差損益は、為替差損益として損益及びその他の包括利益計算書の中に含まれている。

2021年12月31日現在の実際の為替レートは1米ドル = 1.3529シンガポール・ドルおよび33.413タイ・バーツである（2020年：1米ドル = 1.3247シンガポール・ドル、29.946タイ・バーツ）。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2021年12月31日

3. 重要な会計方針の要約（続き）

損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債の純損益

この項目には、売買目的で保有される金融資産と金融負債の変動額、または当初の認識で損益を通じて公正価値で測定されるものとして指定された金融資産と金融負債の公正価値の変動額が含まれる一方、利息や配当収入および経費は含まれない。未実現損益は、当期における金融商品の公正価値の変動額、および当期に実現された金融商品の前期の未実現損益の戻入額の変動額から成る。

損益を通じて公正価値で測定されるものとして分類される金融商品の売却に係わる実現損益は、先入先出法（FIFO）を使用して計算されている。それらの実現損益は、金融商品の当初の簿価と売却額、またはデリバティブ契約に基づく現金の支払額または受取額（ただし、それらの金融商品の証拠金の受け払い金額は除く）の差額を表している。

資本金買戻可能受益証券の再分類

プッタブル金融商品は、以下の特徴の全てを持っている場合、資本性金融商品として分類される。

- ・ シリーズ・トラストの清算時には、所有者はシリーズ・トラストの純資産を持ち株数に応じて比例して分配を受け取ることができる。
- ・ 他のすべてのクラスの商品に対して劣後するクラスの商品である。
- ・ 他のすべてのクラスの商品に対して劣後するクラスのすべての金融商品が、同じ特徴を持っている。
- ・ 商品には、シリーズ・トラストの純資産に対する、持ち分に応じた所有者の権利を除き、現金または他の金融資産を受け渡すという契約上の義務がない。
- ・ 商品の残存期間にわたって、商品に帰属する期待キャッシュフローの合計が、実質的に損益や、認識された純資産の変動、もしくは商品の残存期間にわたるシリーズ・トラストの認識された、もしくは認識されていない純資産の公正価値の変動に基づく。

この全ての特徴をもつ商品に加えて、シリーズ・トラストには、以下のような特徴を持つ他の金融商品や契約はない。

- ・ キャッシュフロー合計が、実質的に損益や、認識された純資産の変動、シリーズ・トラストの認識された、もしくは認識されていない純資産の公正価値の変動に基づく。
- ・ プッタブル金融商品の所有者に対する残余財産分配を、実質的に制限または固定する効果。

シリーズ・トラストの買戻可能受益証券は、改正HKAS第32号において資本性金融商品として分類されたプッタブル金融商品の定義を満たす。そのため、シリーズ・トラストの買戻可能受益証券は資本性金融商品として分類された。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2021年12月31日

3. 重要な会計方針の要約（続き）

シリーズ・トラストは、買戻可能受益証券の分類を継続的に評価する。買戻可能受益証券が資本性金融商品として分類されるすべての特徴または条件を充たさなくなった場合、シリーズ・トラストはこれらを金融負債として再分類し、再分類日の公正価値で測定し、従前の帳簿価格との差は資本として認識される。その後、買戻可能受益証券が資本性金融商品として分類されるすべての特徴および条件を充たした場合、シリーズ・トラストはこれらを資本性金融商品に再分類し、その期日の負債の帳簿価格で測定する。

買戻可能受益証券の発行、取得、解約は、資本取引として計上される。受益証券の発行にあたっての収入は、資本に含まれる。

その資本性金融商品の発行、取得においてシリーズ・トラストが負担する取引コストは、それらがなければ発生しなかった資本取引に直接帰属する費用の追加分を上限に、資本から控除される。

シリーズ・トラスト自身の資本性金融商品の購入、販売、発行または解約については、損益及びその他の包括利益計算書において損益が認識されることはない。

現金及び現金同等物

財政状態計算書の現金及び現金同等物は、手元現金、要求払い預金、およびいつでも決められた金額で換金可能で価格変動リスクが殆どなく当初の満期が3ヶ月以内の流動性の高い短期投資商品で構成されており、当座借越が差し引かれる。

キャッシュフロー計算書において、現金及び現金同等物は銀行預金で構成される。

フィリップ・アイザワ トラスト タイフアンド

財務書類の注記

2021年12月31日

3. 重要な会計方針の要約（続き）

関連当事者

シリーズ・トラストの関連当事者とみなされるのは次の場合である：

- (a) 当事者が個人またはその近親者で、次のいずれかに該当する場合、
- () シリーズ・トラストを支配または共同で支配している：
 - () シリーズ・トラストに対する重要な影響力を持つ： または、
 - () シリーズ・トラストまたはその親会社の経営幹部である： あるいは、
- (b) 当事者が企業である場合は、次のいずれかの条件に該当する場合、
- () 企業とシリーズ・トラストが同一の会社の一員である：
 - () 一方の企業が他方の企業の関連会社またはジョイント・ベンチャー（または、他方の企業の親会社、子会社、または兄弟会社）である：
 - () 企業とシリーズ・トラストが同一の第三者のジョイント・ベンチャーである：
 - () 一方の企業が第三者のジョイント・ベンチャーであり、他方の企業が当該第三者の関連会社である：
 - () 企業がシリーズ・トラストまたはシリーズ・トラストに関連する企業の従業員のための退職後給付制度である：
 - () 企業が(a)で定義された個人に支配または共同支配されている：
 - () (a)(i)で定義された個人が、当該企業に対して重要な影響力を有しているか、または企業（もしくはその親会社）の経営幹部の一員である。および、
 - () 企業、または企業の一部を構成するグループの一員が、シリーズ・トラストまたはシリーズ・トラストの親会社に対して人事サービスを提供する。

ブローカーに対する債権

ブローカーに対する債権はブローカーで保有される現金および報告日に契約されたがまだ受渡をしていない証券に係る未収金を含む。会計方針の「その他金融資産・負債」の認識および測定を参照されたい。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2021年12月31日

4. 重要な会計上の判断、見積りおよび仮定

シリーズ・トラストの財務書類を作成するために、管理会社は、財務書類で認識される報告金額や偶発債務の開示に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行う必要がある。ただしこれらの仮定や見積りの不確実性により、今後数年間において影響を受ける資産または負債の帳簿価額の、重大な修正を必要とする結果につながる可能性がある。

判断

シリーズ・トラストの会計方針を適用する過程で、管理会社は財務書類で認識される金額に最も重大な影響を与える以下の判断を行った。

ゴーイングコンサーン

シリーズ・トラストの管理会社は、ゴーイングコンサーンとしてシリーズ・トラストの事業継続能力を評価し、シリーズ・トラストは当面、事業を継続するために必要なリソースを確保していることが確認された。さらに管理会社は、ゴーイングコンサーンとしてシリーズ・トラストの事業継続能力に、重大な疑いを生じさせる可能性のある重要な不確定要素を一切認識していない。したがって本財務書類は、引き続きゴーイングコンサーン・ベースで作成されている。

見積りおよび仮定

報告日時点における、将来に関する重要な仮定および見積りの不確実性に関するその他の主な要因は以下の通りであり、これらは翌会計年度内に、資産および負債の帳簿価額に重大な修正をもたらすリスクがある。シリーズ・トラストは、財務書類作成時に入手可能なパラメータに基づいて仮定および見積りを行っている。ただし、市場の変化またはシリーズ・トラストのコントロールを超えて発生する状況により、既存の状況や将来の動向に関する仮定が変化する可能性がある。そのような変化は、それらが発生した時点で仮定に反映される。

課税（税制）

複雑な税規制の解釈や、外国の源泉徴収税に関する税法の変更に関して、不確実性が存在している。幅広く国際投資を行っていることから、実際の投資収益と想定された仮定の間に差異が生じる、またはそのような仮定が将来変化した場合、すでに計上された税金費用を将来修正する必要性が生じる可能性がある。シリーズ・トラストは、投資しているそれぞれの管轄地域の税務当局による監査がもたらす可能性のある結果に対して、合理的な見積りに基づいて引当金を計上している。当該引当金の金額は、様々な要因や、税規制に関する課税対象企業および担当税務当局ごとの解釈の違いに基づいている。このような解釈の違いは、様々な問題に対して生じる場合があり、投資先のそれぞれの本籍地において通用している状況に左右される。シリーズ・トラストは、税金に関する訴訟やそれに伴う現金支出の可能性は低いと評価しているため、偶発債務は認識していない。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2021年12月31日

5. 関連当事者取引

基本信託証書において、管理会社は、それぞれのシリーズ・トラストの資産の投資および再投資の管理、および受益証券の発行ならびに買戻に対して責任を負っている。管理会社が受け取る権利を有する報酬の詳細は、本財務書類の注記6に記載されている。

管理会社は投資運用の責任、およびシリーズ・トラストの投資によって与えられた議決権の全ての権利行使を、投資運用契約書によって投資運用会社に委任している。投資運用会社が受け取る権利を有する報酬の詳細は、本財務書類の注記6に記載されている。

投資運用会社の関連会社で、ブローカーであるフィリップ証券（タイ）およびフィリップ・フューチャーズPte.リミテッドに、証拠金勘定が開設されており、ブローカーは先物契約取引について仲介業務を提供する合意をしている。2021年12月31日現在、利付口座の現金残高は、フィリップ証券（タイ）およびフィリップ・フューチャーズPte.リミテッドで、63,127米ドル（2020年：69,916米ドル）であった（注記11参照）。

上記は別として、当会計年度末、もしくは当会計期間中のどの時点においても、直接的もしくは間接的を問わず、シリーズ・トラストの業務に関して、シリーズ・トラストが当事者である、もしくは管理会社が重大な利害を持つ重要な契約はなかった。

6. 報酬

投資運用報酬

投資運用会社はシリーズ・トラストの各評価日における純資産総額の年率0.7%（2020年：0.7%）の投資運用報酬を毎月後払いで受け取る権利を有する。

2021年12月31日終了年度の投資運用報酬は17,475米ドルであった（2020年：15,249米ドル）。2021年12月31日現在、未払投資運用報酬は1,446米ドルであった（2020年：1,502米ドル）。

受託報酬

受託会社はシリーズ・トラストの各評価日における純資産総額の年率0.1%（2020年：0.1%）、最低月額8,500米ドル（2020年：8,500米ドル）の受託報酬を毎月後払いで受け取る権利を有する。

2021年12月31日終了年度の受託報酬は102,000米ドルであった（2020年：102,000米ドル）。2021年12月31日現在、未払受託報酬は8,500米ドルであった（2020年：8,500米ドル）。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2021年12月31日

6. 報酬（続き）

管理報酬

管理会社はシリーズ・トラストの各評価日における純資産総額の年率0.1%（2020年：0.1%）の管理報酬を毎月後払いで受け取る権利を有する。

2021年12月31日終了年度の管理報酬は2,497米ドルであった（2020年：2,178米ドル）。2021年12月31日現在、未払管理報酬は207米ドルであった（2020年：214米ドル）。

実績報酬

投資運用会社はまた、該当四半期中の発行済受益証券口数の平均に、当該四半期末の1口当り純資産価格が、それ以前の暦四半期末の1口当り純資産価格（実績報酬控除前）の最高額を上回る増加額（実績報酬控除前）を乗じた額の10%（2020年：10%）に相当する実績報酬を受け取る権利を有する。

2021年および2020年12月31日終了年度の実績報酬はなかった。2021年および2020年12月31日現在、未払実績報酬はなかった。

販売報酬

販売会社であるアイザワ証券株式会社はシリーズ・トラストの各評価日における純資産総額に対して年率0.5%（2020年：0.5%）の販売報酬を毎月後払いで受け取る権利を有する。

2021年12月31日終了年度の販売報酬は12,483米ドルであった（2020年：10,892米ドル）。2021年12月31日現在、未払販売報酬は1,033米ドルであった（2020年：1,072米ドル）。

代行協会員報酬

代行協会員であるアイザワ証券株式会社はシリーズ・トラストの各評価日における純資産総額に対して年率0.2%（2020年：0.2%）の代行協会員報酬を毎月後払いで受け取る権利を有する。

2021年12月31日終了年度の代行協会員報酬は4,994米ドルであった（2020年：4,357米ドル）。2021年12月31日現在、未払代行協会員報酬は413米ドルであった（2020年：428米ドル）。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2021年12月31日

7. 税制

ケイマン諸島の現行の法律下では、所得税、法人税、キャピタルゲイン税その他収益に対する課税はない。

トラストは、ケイマン諸島内閣総督より、2006年11月10日（設立日）から50年間にわたり、ケイマン諸島で制定されるいかなる法律によっても課税されないという免税措置を得ている。

ケイマン諸島以外の行政区において、シリーズ・トラストが受け取った配当および利息から外国源泉税が控除されることがある。

8. 分配金

2021年および2020年12月31日終了の会計年度において支払済分配金もしくは未払分配金はない。

9. 損益を通じて公正価値で測定される金融資産

	2021年 米ドル 簿価	2021年 米ドル 公正価値
損益を通じて公正価値で測定される金融資産		
- 上場株式	2,559,765	2,360,578
	<hr/>	<hr/>
損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計	2,559,765	2,360,578
	<hr/> <hr/>	<hr/> <hr/>
	2020年 米ドル 簿価	2020年 米ドル 公正価値
損益を通じて公正価値で測定される金融資産		
- 上場株式	2,636,801	2,400,726
	<hr/>	<hr/>
損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計	2,636,801	2,400,726
	<hr/> <hr/>	<hr/> <hr/>

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2021年12月31日

9. 損益を通じて公正価値で測定される金融資産（続き）

	2021年 米ドル	2020年 米ドル
損益を通じて公正価値で測定される金融資産の 純利益 / (損失)		
- 実現	211,434	9,050
- 未実現	36,888	(51,749)
	<hr/>	<hr/>
純利益 / (損失) 合計	<hr/> 248,322	<hr/> (42,699)

ポートフォリオ一覧の詳細は後述する。

公正価値の見積り

金融資産および金融負債の公正価値は以下のように決定される：

- ・活発な取引が行われている市場で売買されている金融資産の公正価値は、会計報告日における市場での取引終了時点の市場価格に基づいている。本ファンドの金融資産の評価のために使用されている市場価格は、その価格が公正価値を最も表している買呼値と売呼値のスプレッドの範囲内であれば、最終取引価格である。

投資運用会社は、財務書類において償却原価で計上された金融資産および金融負債の帳簿価格がそれらの公正価値に近似していると考えている。

HKFRS第13号：公正価値測定では、3つのレベルの公正価値ヒエラルキーを用いた公正価値測定に関する開示を要求している。公正価値測定が全体として分類されるレベルは、公正価値測定にとって重要な最下位のレベルのインプットに基づいて決定される。特定のインプットの重要性を評価するには、その資産または負債に特有の要因を考慮した判断が必要である。

シリーズ・トラストは、評価手法により金融商品の公正価値を決定し開示するために、以下に示すヒエラルキーを用いる：

レベル1：同一の資産または負債の活発な市場における（調整なしの）相場価格。

レベル2：公正価値の測定のために用いる評価技法への重要な最低レベルのインプットが、直接的または間接的に観測可能なもの。

レベル3：公正価値の測定のために用いる評価技法へ重要な最低レベルのインプットが、観測不能なもの。

2021年および2020年12月31日現在、損益を通じて公正価値で測定される金融資産は、全てレベル1に分類されている。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2021年12月31日

9. 損益を通じて公正価値で測定される金融資産（続き）

以下の表は、公正価値で測定されるシリーズ・トラストの金融資産の公正価値測定ヒエラルキーを示している：

2021年12月31日

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
損益を通じて公正価値で 測定される金融資産				
- 上場株式	2,360,578	-	-	2,360,578
	<u>2,360,578</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>2,360,578</u>

2020年12月31日

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
損益を通じて公正価値で 測定される金融資産				
- 上場株式	2,400,726	-	-	2,400,726
	<u>2,400,726</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>2,400,726</u>

今年度において、レベル1とレベル2間の公正価値測定の移動はなく、レベル3への移動やレベル3からの移動もなかった（2020年：0米ドル）。

フィリップ・アイザワ トラスト タイフアンド

財務書類の注記

2021年12月31日

10. 銀行預金

	2021年 米ドル	2020年 米ドル
銀行預金	165,890	164,012

三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店のグローバルサブカストディアンである、ブラウン・ブラザース・ハリマン社の2021年12月31日現在の銀行預金残高は165,890米ドル（2020年：164,012米ドル）であった。2021年12月31日終了年度において、銀行預金で得られた利息収入はなかった（2020年：0米ドル）。三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店は、受託会社の関連会社である。

11. ブローカーに対する債権

	2021年 米ドル	2020年 米ドル
証拠金勘定	63,127	69,916

12. 買戻可能受益証券の口数

受益証券は、適格投資家に対して取引日であればいつでも発行され、その募集価格は、当該取引日に計算される受益証券1口当たりの実勢純資産価格に等しい。取引日は、各営業日または管理会社が受託会社と相談の上、シリーズ・トラストに関して必要に応じて決定するその他の日とする。

各受益者は、シリーズ・トラストによる受益証券の買戻しを要求することができる。買戻しは買戻日に行うことができる。受益証券は当該買戻日における受益証券1口当たり純資産価格で買戻される。

買戻日は、各営業日または管理会社が受託会社と相談の上、シリーズ・トラストに関して必要に応じて決定するその他の日とする。

純資産価額の計算が停止されている場合、その間は受益証券を買戻すことはできない。管理会社または受託会社が、シリーズ・トラストの受益者の利益を考慮した上で、状況によってはそうするだけの適切かつ十分な理由があると判断した場合に、管理会社は、受託会社の事前の同意を得た上で、あるいは、自らの絶対的な裁量権でシリーズ・トラストの純資産価額（即ち当該シリーズ・トラストの受益証券の純資産価額）の決定を、1ヶ月を超えない期間の範囲でいつでも停止することができる。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2021年12月31日

12. 買戻可能受益証券の口数（続き）

発行済買戻可能受益証券の口数の変動は次の通りである：

	2021年	2020年
期首	15,079	15,470
期中受益証券の発行	660	190
期中受益証券の買戻	(1,040)	(581)
	<u>14,699</u>	<u>15,079</u>
期末		

13. 資本金

シリーズ・トラストの資本は買戻可能受益証券として、財政状態計算書にその1口当たり純資産価格で表示されている。買戻可能受益証券はシリーズ・トラストに戻すことができ、その発行、買戻は取引日であればいつでも可能である。期間中の買戻可能受益証券の申込および買戻は、持分変動計算書に表示される。

目論見書に従い、申込ならびに買戻、また様々な報酬の算出にあたって、買戻可能受益証券1口当たり純資産価格を決定するために、投資有価証券は最終の取引価格（取引コストの控除なし）で表示される。2021年および2020年12月31日現在、HKFRS第13号による投資ポジションの評価と、シリーズ・トラストの目論見書に示されている方法との間に違いはなかった。

2021年12月31日現在、シリーズ・トラストには、資本として分類されるプットブル金融商品が2,486,942米ドル（2020年：2,540,139米ドル）あり、発行済受益証券口数が14,699口（2020年：15,079口）あった。

14. 金融リスクおよび管理目的ならびに方針

シリーズ・トラストは保有する金融商品に起因する市場リスク（金利変動リスク、為替変動リスクおよび株価変動リスクを含む）、流動性リスク、信用リスクにさらされる。シリーズ・トラストのリスク管理の目的は、シリーズ・トラストの財務成績への潜在的な悪影響を抑えるために、潜在的な損失を最小限に抑える戦略を実施することである。

投資運用会社は、シリーズ・トラストの投資方針および投資制限を遵守するために、リスク管理およびコンプライアンス手続きを確立している。この手続きには、定期的なポートフォリオの運用成績の監視および投資制限に従った法令順守検査の実施を含む。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2021年12月31日

14. 金融リスクおよび管理目的ならびに方針（続き）

シリーズ・トラストの管理会社はシリーズ・トラストの日々の活動に対して責任がある。またシリーズ・トラストの資産の管理、および受益証券の発行・買戻に責任がある。

管理会社は、ファンド資産の運用を投資運用会社に委託している。投資運用会社には、10名のファンド・マネージャーおよびアナリストから成る投資チームがあり、彼らは最高投資責任者（CIO）に報告するようになっている。シリーズ・トラストについて責任を負う、投資運用会社のファンド・マネージャーは、シリーズ・トラストの投資についての考えを述べる責任がある。かかる責任には、マクロ経済および市場動向の精査および分析、株価のモニター、株式の選別および分析ならびに投資戦略および株式選別のための最終的な意見の提案が含まれる。このような投資に係る監視および分析機能を実行するにあたって、ファンド・マネージャーはブローカー、アナリスト、経営者および取引関係者を含む関係者等の幅広いネットワークから定期的に受領する膨大なリサーチおよびその他の情報に広く依拠している。

投資決定は、主に投資運用会社の投資委員会の週次ミーティングにおいて行われる。投資委員会の3名の委員は投資チームのメンバーであり、最高投資責任者を含む。投資委員会は、投資運用会社の主要投資責任者兼ストラテジストである最高投資責任者が議長を務める。投資委員会は最優先事項として、ファンド・マネージャーが提案する投資についての意見に関する報告および精査を行い、ポートフォリオ戦略、資産配分、株式選別および組入銘柄の変更に係る投資決定を下す。代表ファンド・マネージャーは投資委員会のミーティングにおける投資決定が実行されるよう努める。代表ファンド・マネージャーは、シリーズ・トラストの全体的な運用実績のモニターを行う。投資運用会社はシリーズ・トラストの管理事務代行会社により作成される評価レポートを検討し、シリーズ・トラストの評価の適切な実施を確保する。

シリーズ・トラストの資産および負債は下記を含む金融商品で構成される：

- ・ 上場株式への投資。これらはシリーズ・トラストの投資目的および方針に従って保有される；
- ・ 現金および投資活動から直接生じる短期の債権債務

(a) 市場リスク

市場リスクとは、個々の資産もしくは市場における全ての資産に影響を及ぼすような金利、外国為替、株価およびその他の要因の変動により、金融商品の将来キャッシュフローの公正価値が変動するリスクである。

財務書類計算日時点でのシリーズ・トラストのポートフォリオ一覧の詳細は後述する。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2021年12月31日

14. 金融リスクおよび管理目的ならびに方針（続き）

(a) 市場リスク（続き）

(i) 金利変動リスク

金利変動リスクとは、市場金利の変動により金融商品および将来キャッシュフローの価値が変動するリスクである。

シリーズ・トラストの金融資産の大部分は、株式および無利息で満期のないその他の金融商品である。したがって、シリーズ・トラストは市場金利水準の変動を要因とする大きなリスクにはさらされていない。シリーズ・トラストの現金及び現金同等物に係る金利リスクにさらされる残高は、注記10に開示されている。

(ii) 為替変動リスク

為替変動リスクとは、外国為替レートの変動により金融商品の価値が変動するリスクである。シリーズ・トラストは、米ドル以外の通貨建ての投資について為替変動リスクにさらされている。したがって、シリーズ・トラストの資産価値は、為替レートの変動により、有利もしくは不利な影響を受ける場合があり、シリーズ・トラストは必然的に為替変動リスクにさらされる。当年度において、シリーズ・トラストは、シンガポール・ドル（SGD）およびタイ・バーツ（THB）建ての証券または現金を保有した。

シリーズ・トラストの外国為替ヘッジ活動の主な目的は、通常の事業活動の中で外貨建ての投資有価証券ならびにその他の資産および負債を、それに関連した為替変動リスクから保護することである。シリーズ・トラストの外貨建て金融資産および負債の公正価値の増加または減少は、実際のヘッジ手法の使用による損益によって一部が相殺される。2021年および2020年12月31日終了の会計年度において、実際にヘッジ手法を使用したことはなかった。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2021年12月31日

14. 金融リスクおよび管理目的ならびに方針（続き）

(a) 市場リスク（続き）

(ii) 為替変動リスク（続き）

シリーズ・トラストにおいて為替変動リスクにさらされている金融商品は以下に開示される通りである。

2021年12月31日現在

原通貨	シンガポール ・ドル 米ドル	タイ・パーツ 米ドル	合計 米ドル
資産			
銀行預金	-	165,890	165,890
損益を通じて公正価値で 測定される金融資産	64,588	2,295,990	2,360,578
ブローカーに対する債権	-	63,127	63,127
資産合計	64,588	2,525,007	2,589,595

2020年12月31日現在

原通貨	シンガポール ・ドル 米ドル	タイ・パーツ 米ドル	合計 米ドル
資産			
銀行預金	-	164,012	164,012
損益を通じて公正価値で 測定される金融資産	51,449	2,349,277	2,400,726
ブローカーに対する債権	-	69,916	69,916
その他の資産	-	11,425	11,425
資産合計	51,449	2,594,630	2,646,079

フィリップ・アイザワトラスト タイファンド

財務書類の注記

2021年12月31日

14. 金融リスクおよび管理目的ならびに方針（続き）

(a) 市場リスク（続き）

(ii) 為替変動リスク（続き）

下記の分析は2021年および2020年12月31日現在、その他の全ての変数を一定とした場合において、米ドルに対する想定し得る為替レートの変動に伴う損益及びその他の包括利益計算書への影響について、管理会社の最良推定値を示したものである。下表のマイナス数値は損益及びその他の包括利益計算書および持分変動計算書において推定される純減額を示し、プラスの数値は推定される純増額を示す。実際の取引結果は以下の感応度分析と大きく異なることがあり、その差額が重大なものになることもあり得る。

2021年12月31日現在

通貨	為替レートの変動（％）	純資産額および 収益への影響（米ドル）
シンガポール・ドル	+/-5%	+/-3,229
タイ・バーツ	+/-5%	+/-126,250

2020年12月31日現在

通貨	為替レートの変動（％）	純資産額および 収益への影響（米ドル）
シンガポール・ドル	+/-5%	+/-2,572
タイ・バーツ	+/-5%	+/-129,732

(iii) 株価変動リスク

株価変動リスクとは、株価指数および個々の株価の変動の結果、株式の公正価値が減少する変動リスクである。株式の株価変動リスク・エクスポージャーは、シリーズ・トラストの投資ポートフォリオから生じる。シリーズ・トラストの株式は、損益及びその他の包括利益計算書において公正価値の変動に伴う損益が認識され、すべて公正価値で次年度へ繰り越されるため、市況の変動は全て直接、正味投資収益に影響を及ぼすことになる。

株価変動リスクは、シリーズ・トラストの投資運用会社による慎重な銘柄選択に加え、シリーズ・トラストにおいて単一の発行体が発行した証券への投資限度額を通常、受益者に帰属する純資産額の10%以下とすることによる投資ポートフォリオの分散化を通じて管理される。また、シリーズ・トラストの投資運用会社は個別の株価の変動を予測するためにタイ証券取引所指数（以下「SET指数」という。）を緊密に監視している。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2021年12月31日

14. 金融リスクおよび管理目的ならびに方針（続き）

(a) 市場リスク（続き）

(iii) 株価変動リスク（続き）

2021年12月31日現在、その他の全ての変数を一定とした場合において、投資運用会社はSET指数が5%上昇または下落したときに、損益を通じて公正価値で測定される金融資産も上昇または下落し、それに伴い純資産額は約137,279米ドル（2020年：164,601米ドル）増減する可能性があるとして試算している。実際の取引結果は以下の感応度分析と大きく異なることがあり、その差額が重大なものになることもあり得る。

	SET指数の変動	損益を通じて 公正価値で測定される 金融資産への影響	純資産額および 収益への影響 米ドル
2021年	+/-5%	+/-5.52%	+/-137,279
2020年	+/-5%	+/-6.48%	+/-164,601

今年度、新型コロナウイルス・パンデミックが世界中に広まり続けた。これにより、ビジネスや経済活動に非常に大きな混乱が生じるなど、世界中の金融市場、経済および社会に混乱が生じている。こうした経済的混乱により、シリーズ・トラストが保有するものを含む多くの金融商品の価値が著しく減少する可能性がある。これによるシリーズ・トラストへの最終的な影響の度合いは、現時点で推定できず、最終的には投資有価証券の実現に基づいてのみ判断されることになる。

(b) 流動性リスク

流動性リスクとは、シリーズ・トラストが金融資産に関する約定を履行するため、もしくは受益者の買戻に応じるための資金を調達することが困難な状況に陥るリスクである。流動性リスクは公正価値で即時に金融商品を売却できない場合に発生することがある。また、受益者による大量の受益証券買戻請求を受けた場合、管理会社が買戻に必要な現金を借入れることができなければ、投資運用会社は買戻しに必要な資金を調達する目的で、その他の場合に望ましいとされるよりも迅速に、かつより不利な価格で資金化を迫られることがあるため、シリーズ・トラストは流動性リスクにさらされることになる。2021年および2020年12月31日終了の会計年度末においてそのような借入は発生していない。

フィリップ・アイザワ トラスト タイフアンド

財務書類の注記

2021年12月31日

14. 金融リスクおよび管理目的ならびに方針（続き）

(b) 流動性リスク（続き）

比較的流動性の低い証券が取引される市場は、より流動性の高い証券が取引される市場よりも不安定な傾向がある。シリーズ・トラストの資産が比較的流動性の低い市場へ投資される場合、投資運用会社はシリーズ・トラストの投資資産を望ましい価格で望ましい時間内に売却できないことがある。シリーズ・トラストの上場証券はすべて様々な証券取引所に上場されているので換金可能と考えられるが、より小規模な会社の流動性の状況は、市況によって極めて大きく変わることがある。シリーズ・トラストが短期間で投資を流動化することを決定した場合に、マーケット・インパクト・コストが生じると予想される。

2021年12月31日現在

	1ヶ月未満 米ドル	1ヶ月以上 3ヶ月未満 米ドル	合計 米ドル
未払金及び未払費用	(14,084)	(88,569)	(102,653)
負債合計	(14,084)	(88,569)	(102,653)

2020年12月31日現在

	1ヶ月未満 米ドル	1ヶ月以上 3ヶ月未満 米ドル	合計 米ドル
未払金及び未払費用	(13,638)	(90,678)	(104,316)
未払買戻代金	(1,624)	-	(1,624)
負債合計	(15,262)	(90,678)	(105,940)

シリーズ・トラストは、主に1ヶ月以内に換金が可能と思われる証券に投資することにより、流動性リスクを管理している。2021年および2020年12月31日現在、保有資産の予想される流動性は1ヶ月未満であった。

(c) 信用リスク

信用リスクとは、金融商品の取引相手方の契約不履行によってシリーズ・トラストが損失を被るリスクである。シリーズ・トラストは、取引相手方の支払不能、破産もしくは債務不履行の可能性にさらされており、それはシリーズ・トラストに相当な損失をもたらす可能性がある。

2021年12月31日現在、シリーズ・トラストが信用リスクにさらされている金額は、主として、ブローカーに対する債権が63,127米ドル（2020年：69,916米ドル）、銀行預金がブラウン・ブラザーズ・ハリマン社に165,890米ドル（2020年：164,012米ドル）である。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2021年12月31日

14. 金融リスクおよび管理目的ならびに方針（続き）

(c) 信用リスク（続き）

上場投資有価証券のすべての取引は、承認されたブローカーを通して証券と資金の同時決済で行われる。有価証券売却の受渡はファンドの保管銀行が代金の支払を受けたときに限り行われるため、債務不履行のリスクは少ないと考えられる。購入については、シリーズ・トラストの保管銀行が証券を受領して初めて代金の支払が行われる。当事者のいずれかが義務を履行できない場合、取引は成立しない。

銀行預金は信頼できる金融機関に置かれている。

過度な信用リスクの集中

シリーズ・トラストの全体の信用エクスポージャーから見て取引相手方の信用エクスポージャーが大きいつきに、経済、産業、もしくは地理的要因の変動が取引相手方に大きな影響を及ぼす場合において、信用リスクが集中していると言える。シリーズ・トラストの金融商品ポートフォリオは、産業、製品、地理的要素に応じて分散し、幅広い取引相手方と取引を行うことにより、過度な信用リスクの集中が緩和されている。

したがって、シリーズ・トラストでは金融商品において重大な信用損失は想定していない。

(d) 資本管理

シリーズ・トラストの資本は発行済買戻可能受益証券の残高として表示される。現在、シリーズ・トラストの発行口数は14,699口(2020年15,079口)である（注記12）。

シリーズ・トラストの投資目的は、シリーズ・トラストの投資方針の範囲内で上場または未上場の普通株式、優先株式、ワラント、新株予約権、社債その他派生商品に投資することにより、一貫してプラスのリターンを得ることである。

投資運用会社は、一時的にシリーズ・トラストの現金を定期預金や短期金融商品およびその他現金同等物などの金融商品に投資することができる。また、投資運用会社は、リスク軽減またはリスク管理の目的で、有価証券やその他の金融商品に直接投資を行うことができる。

シリーズ・トラストには、外部から課された資本要件または株式の申込や買戻しに関する資本要件はない。関連する資本の変動は持分変動計算書に表示される。注記1で要約されている目的および注記14(a)から(c)にかけて記載されているリスク管理方針に従って、シリーズ・トラストは買戻請求に応じるための十分な流動性を維持しながら資本の充実を図るよう努力している。こうした流動性は、十分な流動性を持った投資対象の保有と買戻請求の通知期間によって高められている。

フィリップ・アイザワ トラスト タイファンド

財務書類の注記

2021年12月31日

15. 後発事象

2022年1月1日から本財務書類日現在までの期間に、390口の買戻可能受益証券が買戻され、合計64,314米ドルの買戻代金が支払われ、買戻可能受益証券の発行はなかった。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「BBH」という。）は2021年9月、ステート・ストリート・コーポレーション（以下「ステート・ストリート」という。）と契約を締結し、その契約に基づきBBHの投資家サービス事業（保管業務、ファンドの会計や事務管理、証券代行業務、預託、外国為替、および証券貸付サービスなどを含む）をステート・ストリートが取得すると発表した。この取引は2022年に完了する予定であるが、慣習的な完了条件および規制当局の承認が必要である。

上記に開示した以外に、2021年12月31日時点の財務書類に重大な影響を及ぼす修正や開示が必要な事象は発生していない。

16. 財務書類の承認

本財務書類は2022年5月23日に、受託会社および管理会社により発行が承認された。

フィリップ - アイザワ トラスト タイファンド

(3) 【投資有価証券明細表等】

未監査ポートフォリオ一覧

2021年12月31日

	株数	公正価値 米ドル	NAV に 占める割合 %
損益を通じて公正価値で測定される金融資産			
上場株式			
シンガポール			
Thai Beverage Public Company Limited	132,100	64,588	2.60
タイ			
Advanced Info Service Public Company Limited	20,700	143,546	5.77
Amata Corporation Public Company Limited	197,968	125,345	5.04
Amata VN Public Company Limited	35,224	7,700	0.31
Bangkok Bank Public Company Limited	13,500	49,454	1.99
Bank of Ayudhya Public Company Limited	91,500	97,936	3.94
Cal-Comp Electronics (Thailand) Public Company Limited	764,916	74,723	3.00
Charoen Pokphand Foods Public Company Limited	138,500	106,484	4.28
Indorama Ventures Public Company Limited	47,500	61,940	2.49
Kasikornbank Public Company Limited	31,200	133,579	5.37
Land & Houses Public Company Limited	433,280	114,960	4.62
Mega Lifesciences Public Company Limited	80,000	121,808	4.90
Namyong Terminal Public Company Limited	463,100	64,508	2.59
Platinum Group Public Company Limited	26,400	2,372	0.10
PTT Exploration Public Company Limited	26,753	95,181	3.83
PTT Global Chemical Public Company Limited	57,000	100,966	4.06
PTT Public Company Limited	192,000	219,978	8.85
Quality Houses Public Company Limited	733,500	49,981	2.01
Ratch Group Public Company Limited	45,000	61,055	2.46
Rojana Indus Park Public Company Limited	251,400	50,406	2.03
SCG Packaging Public Company Limited	1,346	2,810	0.11
Thai Oil Public Company Limited	30,000	44,773	1.80
The Siam Cement Public Company Limited	9,550	111,144	4.47
The Siam Commercial Bank Public Company Limited	47,000	179,968	7.24
Unique Engineering and Construction Public Company Limited	306,700	60,106	2.42
Vinythai Public Company Limited	29,600	34,359	1.38
WHA Corporation Public Company Limited	830,000	88,088	3.54
WHA Premium Growth Real Estate Investment Trust	126,000	48,246	1.93
Wice Logistics Public Company Limited	77,000	44,574	1.79
		2,295,990	92.32
損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計		2,360,578	94.92

フィリップ - アイザワ トラスト タイファンド

未監査ポートフォリオ一覧

2020年12月31日

	株数	公正価値 米ドル	NAV に 占める割合 %
損益を通じて公正価値で測定される金融資産			
上場株式			
シンガポール			
Thai Beverage Public Company Limited	92,100	51,449	2.02
タイ			
Advanced Info Service Public Company Limited	13,100	76,992	3.03
Amata Corporation Public Company Limited	151,968	82,718	3.26
Amata VN Public Company Limited	35,224	6,469	0.25
Bangkok Bank Public Company Limited	13,500	53,421	2.10
Bangkok Life Assurance Public Company Limited	70,000	49,088	1.93
Bank of Ayudhya Public Company Limited	91,500	95,484	3.76
Cal-Comp Electronics (Thailand) Public Company Limited	983,000	70,904	2.79
Charoen Pokphand Foods Public Company Limited	78,500	70,122	2.76
Delta Electronics (Thailand) Public Company Limited	6,500	105,490	4.15
Hana Microelectronics Public Company Limited	91,000	120,792	4.76
Indorama Ventures Public Company Limited	47,500	58,689	2.31
Kasikornbank Public Company Limited	31,200	117,732	4.63
Land & Houses Bank Public Company Limited	433,280	115,026	4.53
Mega Lifesciences Public Company Limited	80,000	95,505	3.76
Minor International Public Company Limited	2,655	34	-
Namyong Terminal Public Company Limited	463,100	50,724	2.00
Platinum Group Public Company Limited	26,400	2,169	0.09
PTT Exploration Public Company Limited	26,753	87,774	3.46
PTT Global Chemical Public Company Limited	57,000	111,350	4.38
PTT Public Company Limited	167,000	237,010	9.33
Quality Houses Public Company Limited	733,500	56,826	2.24
Ratch Group Public Company Limited	25,000	44,247	1.74
Rojana Indus Park Public Company Limited	491,400	73,843	2.91
SCG Packaging Public Company Limited	1,346	1,865	0.07
Thai Oil Public Company Limited	30,000	52,094	2.05
The Siam Cement Public Company Limited	9,550	120,547	4.75
The Siam Commercial Bank Public Company Limited	47,000	137,331	5.41
Unique Engineering and Construction Public Company Limited	266,700	41,146	1.62
Vinythai Public Company Limited	29,600	31,630	1.25
WHA Corporation Public Company Limited	580,000	58,879	2.32
WHA Premium Growth Real Estate Investment Trust	126,000	55,961	2.20
Wice Logistics Public Company Limited	412,000	67,415	2.65
		2,349,277	92.49

2,400,726	94.51
-----------	-------

損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計

[次へ](#)

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

31 December 2021

	Notes	2021 USD	2020 USD
ASSETS			
Cash at bank	10	165,890	164,012
Financial assets at fair value through profit or loss	9	2,360,578	2,400,726
Amounts due from brokers	5, 11	63,127	69,916
Subscriptions receivable		-	11,425
TOTAL ASSETS		<u>2,589,595</u>	<u>2,646,079</u>
LIABILITIES			
Accounts payable and accrued liabilities		102,653	104,316
Redemptions payable		-	1,624
TOTAL LIABILITIES		<u>102,653</u>	<u>105,940</u>
EQUITY			
Unit capital	13	<u>2,486,942</u>	<u>2,540,139</u>
TOTAL LIABILITIES AND EQUITY		<u>2,589,595</u>	<u>2,646,079</u>
NUMBER OF REDEEMABLE UNITS IN ISSUE	12	<u>14,699</u>	<u>15,079</u>
NET ASSET VALUE PER REDEEMABLE UNIT (calculated in accordance with HKFRS)		<u>169.19</u>	<u>168.46</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

STATEMENT OF PROFIT OR LOSS AND OTHER COMPREHENSIVE INCOME

Year ended 31 December 2021

	Notes	2021 USD	2020 USD
INCOME			
Dividend income		78,836	82,503
		<u>78,836</u>	<u>82,503</u>
EXPENSES			
Investment management fee	6	17,475	15,249
Trustee fee	6	102,000	102,000
Management fee	6	2,497	2,178
Administration expenses		22,400	22,220
Audit fee		43,772	42,000
Legal and professional fees		38,892	33,958
Custody fees		4,176	4,803
Distribution fee	6	12,483	10,892
Agent company fee	6	4,994	4,357
Withholding tax		8,148	8,250
Miscellaneous expenses		23,587	23,715
Commission expenses		3,048	5,028
		<u>283,472</u>	<u>274,650</u>
LOSS BEFORE INVESTMENT AND EXCHANGE DIFFERENCES		<u>(204,636)</u>	<u>(192,147)</u>
INVESTMENT AND EXCHANGE DIFFERENCES			
Net realised gains on financial assets at fair value through profit or loss	9	211,434	9,050
Net change in unrealised gains/(losses) on financial assets at fair value through profit or loss	9	36,888	(51,749)
Exchange differences		(29,008)	1,874
		<u>219,314</u>	<u>(40,825)</u>
GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR		<u>14,678</u>	<u>(232,972)</u>
TOTAL COMPREHENSIVE INCOME/(LOSS) FOR THE YEAR		<u>14,678</u>	<u>(232,972)</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

Year ended 31 December 2021

	Number of units outstanding	Unit capital USD	Total equity USD
At 1 January 2020	15,470	2,833,449	2,833,449
Issue of redeemable units during the year	190	26,957	26,957
Redemption of redeemable units during the year	(581)	(87,295)	(87,295)
Total comprehensive loss for the year	-	(232,972)	(232,972)
At 31 December 2020 and 1 January 2021	15,079	2,540,139	2,540,139
Issue of redeemable units during the year	660	113,541	113,541
Redemption of redeemable units during the year	(1,040)	(181,416)	(181,416)
Total comprehensive income for the year	-	14,678	14,678
At 31 December 2021	14,699	2,486,942	2,486,942

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

STATEMENT OF CASH FLOWS

Year ended 31 December 2021

	Notes	2021 USD	2020 USD
CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES			
Total comprehensive gain/(loss) for the year		14,678	(232,972)
Adjustments for:			
Dividend income, net of withholding tax		(70,688)	(74,253)
Purchase of financial assets at fair value through profit or loss		(229,210)	(433,750)
Proceeds from sales of financial assets at fair value through profit or loss		517,680	737,662
Net realised gains on financial assets at fair value through profit or loss	9	(211,434)	(9,050)
Net change in unrealised (gains)/losses on financial assets at fair value through profit or loss	9	(36,888)	51,749
Decrease in amounts due from brokers		6,789	61
(Decrease)/increase in accounts payable and accrued liabilities		(1,663)	203
Net cash (used in)/provided by operations		(10,736)	39,650
Dividends received		70,688	76,101
Net cash flows provided by operating activities		59,952	115,751
CASH FLOWS FROM FINANCING ACTIVITIES			
Proceeds from issue of redeemable units		124,966	15,532
Payments on redemption of redeemable units		(183,040)	(87,473)
Net cash flows used in financing activities		(58,074)	(71,941)
NET INCREASE IN CASH AT BANK		1,878	43,810
Cash at bank at beginning of the year		164,012	120,202
CASH AT BANK AT END OF THE YEAR	10	165,890	164,012

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS**

31 December 2021

1. THE TRUST

Phillip-Aizawa Trust (the “Master Trust”) is an open-ended umbrella unit trust established under the laws of Cayman Islands pursuant to the terms of a master trust deed made by and between HSBC Trustee (Cayman) Limited and FC Investment Ltd. (the “Manager”) dated 10 November 2006. The Trust is a regulated mutual fund under the Cayman Island Mutual Fund Act (2021 Revision). Phillip-Aizawa Trust – Thai Fund (the “Series Trust”) is a Series Trust of the Trust established on the same date as the Trust. The offering of units commenced on 1 December 2006 and the initial offering period was closed on 28 December 2006. The Series Trust commenced operations on 5 January 2007. As at 31 December 2021, the Trust has only one series trust. Pursuant to the Offering Memorandum as of July 2013, the Series Trust’s Trustee is G.A.S. (Cayman) Limited (the “Trustee”).

The investment objective of the Series Trust is to achieve consistent positive returns. Phillip Capital Management (S) Limited (the “Investment Manager”) will invest for the account of the Series Trust primarily, but not exclusively, in listed equities, non-voting depository receipt (“NVDRs”), bonds, warrants and other securities and derivatives (including options, forwards and futures) of such securities, issued by companies established or carrying on business in Thailand. The Series Trust may therefore also invest up to 30 percent of the net asset value (“NAV”) in securities of such companies listed outside Thailand. The Investment Manager will not, as a matter of policy, seek control over the companies in which it invests for the account of the Series Trust.

The Series Trust terminates on the earlier of (i) upon 31 December 2106, or (ii) if on any date, the NAV is USD5,000,000 or less and the Manager, decides to terminate upon three months’ notice to unitholders.

For the year ended 31 December 2021, the Series Trust’s NAV has remained below USD5,000,000 at USD2,486,942 (2020: USD2,540,139). As the Manager and the Investment Manager have a positive intention to continue the Series Trust, the Series Trust has not been terminated.

2.1 BASIS OF PREPARATION

These financial statements have been prepared in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards (“HKFRSs”) (which include Hong Kong Accounting Standards (“HKASs”) and Interpretations) issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants and accounting principles generally accepted in Hong Kong.

These financial statements have been prepared under the historical cost convention, except for financial assets held at fair value through profit or loss, which have been measured at fair value. These financial statements are presented in United States Dollars (“USD”).

The preparation of financial statements in conformity with HKFRSs requires management to make judgements estimates and assumptions that affect the amounts reported in the financial statements and accompanying notes. Management believes that the estimates utilised in preparing the financial statements are reasonable and prudent. Actual results could differ from their estimates.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2021

2.2 CHANGES IN ACCOUNTING POLICIES AND DISCLOSURES

There are no standards and interpretations that are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2021 which, in the opinion of the Trustee and Manager will clearly impact the Series Trust and applied by the Series Trust for the first-time. The Series Trust also has not early adopted any other standard, interpretation or amendment that has been issued but is not yet effective.

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE HKFRSs

The Series Trust has not applied the following new and revised HKFRSs, that have been issued but are not yet effective, in these financial statements.

Amendments to HKAS 1 *Classification of Liabilities as Current or Non-current*

Amendments to HKAS 1 clarify the requirements for classifying liabilities as current or non-current. The amendments specify that if an entity's right to defer settlement of a liability is subject to the entity complying with specified conditions, the entity has a right to defer settlement of the liability at the end of the reporting period if it complies with those conditions at that date. Classification of a liability is unaffected by the likelihood that the entity will exercise its right to defer settlement of the liability. The amendments also clarify the situations that are considered a settlement of a liability. The amendments are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2023 and shall be applied retrospectively. Earlier application is permitted. The amendments are not expected to have any significant impact on the Series Trust's financial statements.

Amendments to HKAS 8 *Definition of Accounting Estimates*

The amendments to HKAS 8, in which it introduces a definition of "accounting estimates". The amendments clarify the distinction between changes in accounting estimates and changes in accounting policies and the correction of errors. Also, they clarify how entities use measurement techniques and inputs to develop accounting estimates.

The amendments are effective for annual reporting periods beginning on or after 1 January 2023 and apply to changes in accounting policies and changes in accounting estimates that occur on or after the start of that period. Earlier application is permitted as long as this fact is disclosed. The amendments are not expected to have a material impact on the Series Trust.

Amendments to HKAS 1 and HKFRS Practice Statement 2 *Disclosure of Accounting Policies*

The amendments to HKAS 1 and HKFRS Practice Statement 2 *Making Materiality Judgements*, in which it provides guidance and examples to help entities apply materiality judgements to accounting policy disclosures. The amendments aim to help entities provide accounting policy disclosures that are more useful by replacing the requirement for entities to disclose their "significant" accounting policies with a requirement to disclose their "material" accounting policies and adding guidance on how entities apply the concept of materiality in making decisions about accounting policy disclosures.

The amendments to HKAS 1 are applicable for annual periods beginning on or after 1 January 2023 with earlier application permitted. Since the amendments to the Practice Statement 2 provide non-mandatory guidance on the application of the definition of material to accounting policy information, an effective date for these amendments is not necessary. The amendments are not expected to have a material impact on the Series Trust.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2021

3. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

Financial instruments

(i) Classification

In accordance with HKFRS 9, the Series Trust classifies its financial assets and financial liabilities at initial recognition into the categories discussed below.

In applying that classification, a financial asset or financial liability is held for trading if:

- (a) It is acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing it in the near term; or
- (b) On initial recognition, it is part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which, there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit-taking; or
- (c) It is a derivative (except for a derivative that is a financial guarantee contract or a designated and effective hedging instrument).

Financial assets

The Series Trust classifies its financial assets as subsequently measured at amortised cost or measured at fair value through profit or loss based on both:

- The entity's business model for managing the financial assets
- The contractual cash flow characteristics of the financial asset

Financial assets measured at fair value through profit or loss (FVPL)

A financial asset is measured at FVPL if:

- (a) Its contractual terms do not give rise to cash flows on specified dates that are solely payments of principal and interest (SPPI) on the principal amount outstanding; or
- (b) It is not held within a business model whose objective is either to collect contractual cash flows, or to both collect contractual cash flows and sell; or
- (c) At initial recognition, it is irrevocably designated as measured at FVPL when doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognising the gains and losses on them on different bases.

The Series Trust includes in this category instruments held for trading. This category includes equity instruments which are acquired principally for the purpose of generating a profit from short-term fluctuations in price.

Financial assets measured at amortised cost

The Series Trust includes in this category cash at bank, amounts due from brokers, and subscriptions receivable.

Financial liabilities*Financial liabilities measured at FVPL*

A financial liability is measured at fair value through profit or loss if it meets the definition of held for trading. The Series Trust has no derivative contracts in a liability position and equity and debt instruments, which are classified as, held for trading.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2021

3. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments (continued)

(i) Classification (continued)

Financial liabilities (continued)*Financial liabilities measured at amortised cost*

This category includes all financial liabilities, other than those measured at fair value through profit or loss. The Series Trust includes in this category accounts payable and accrued liabilities, and redemptions payable.

(ii) Recognition

The Series Trust recognises a financial asset or a financial liability when, and only when, it becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

Purchases or sales of financial assets that require delivery of assets within the time frame generally established by regulation or convention in the marketplace (regular way trades) are recognised on the trade date, i.e., the date that the Series Trust commits to purchase or sell the asset. Realised gains and losses on sale of financial instruments are calculated on a first-in, first-out ("FIFO") basis and are dealt with in the statement of profit or loss and other comprehensive income.

(iii) Initial measurement

Financial instruments at fair value through profit or loss are recorded in the statement of financial position at fair value. All transaction costs for such instruments are recognised directly in the statement of profit or loss and other comprehensive income.

Other receivables and other financial liabilities are measured initially at their fair value plus any directly attributable incremental costs of acquisition or issue.

(iv) Subsequent measurement

After initial measurement, the Series Trust remeasures financial instruments at fair value through profit or loss at fair value.

The fair value of investments traded in active markets at the reporting date is based on their last trade prices, without any deduction for transaction costs. If a quoted market price is not available on a recognised stock exchange or from a reputable broker/counterparty, the fair value of the financial instruments may be estimated by the Manager or the Investment Manager using valuation techniques, including use of independent broker's quotations, recent arm's length market transaction, reference to the current fair value of another instrument that is substantially the same, discounted cash flow techniques, option pricing models or any other valuation technique that provides a reliable estimate of prices obtained in actual market transactions. The estimate and presumption of the fair value of financial instruments may differ from the values that would have been used had a ready market existed, and the differences could be material. None of the financial instruments were estimated by the Manager or the Investment Manager using these techniques for the years ended 31 December 2021 and 2020.

Subsequent changes in the fair value of those financial instruments are recorded in the statement of profit or loss and other comprehensive income.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2021

3. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments (continued)

(iv) Subsequent measurement (continued)

Impairment of financial assets

The Series Trust holds receivables which have maturities of less than 12 months at amortised cost and, as such, has chosen to apply an approach similar to the simplified approach for Expected Credit Losses (“ECLs”) under HKFRS 9 to all its receivables. Therefore, the Series Trust does not track changes in credit risk, but instead, recognises a loss allowance based on lifetime ECLs at each reporting date.

The Series Trust’s approach to ECLs reflects a probability-weighted outcome, the value of money and reasonable and supportable information that is available without undue cost or effort at the reporting date about past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

The Series Trust uses the provision matrix as a practical expedient to measure ECLs on receivables, based on days past due for Series Trust of receivables with similar loss patterns. Receivables are grouped based on their nature. The provision matrix is based on historical observed loss rates over the expected life of the receivables and is adjusted for forward-looking estimates.

(v) Derecognition

A financial asset (or, where applicable a part of a financial asset or part of a Series Trust of similar financial assets) is derecognised where:

- The rights to receive cash flows from the asset have expired; or
- The Series Trust has transferred its rights to receive cash flows from the asset or has assumed an obligation to pay the received cash flows in full without material delay to a third party under a “pass-through” arrangement; and
- Either (a) the Series Trust has transferred substantially all the risks and rewards of the asset, or (b) the Series Trust has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset, but has transferred control of the asset.

When the Series Trust has transferred its rights to receive cash flows from an asset (or has entered into a pass-through arrangement), and has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset nor transferred control of the asset, the asset is recognised to the extent of the Series Trust’s continuing involvement in the asset.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2021

3. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Fair value measurement

The Series Trust measures its investments in financial instruments at fair value at the end of each reporting year.

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. The fair value measurement is based on the presumption that the transaction to sell the asset or transfer the liability takes place either:

- In the principal market for the asset or liability, or
- In the absence of a principal market, in the most advantageous market for the asset or liability.

The principal or the most advantageous market must be accessible to by the Series Trust.

The fair value of an asset or a liability is measured using the assumptions that market participants would use when pricing the asset or liability, assuming that market participants act in their economic best interest.

The Series Trust uses valuation techniques that are appropriate in the circumstances and for which sufficient data are available to measure fair value, maximising the use of relevant observable inputs and minimising the use of unobservable inputs.

Interest income

Interest income is recognised in the statement of profit or loss and other comprehensive income for all interest-bearing financial instruments using the effective interest method.

Dividend income

Dividend income is recognised when the right to receive the payment is established. Dividend income is presented gross of any non-recoverable withholding taxes, which are disclosed separately as an expense in the statement of profit or loss and other comprehensive income.

Expenses

All expenses, including management fee, investment management fee, performance fee, trustee fee, and all other expenses are recognised in the statement of profit or loss and other comprehensive income on an accrual basis.

Functional and presentation currency

The Series Trust's functional currency is the USD, which is the currency of the primary economic environment in which it operates. The Series Trust's performance is evaluated and its liquidity is managed in USD. Therefore, the USD is considered as the currency that most faithfully represents the economic effects of the underlying transactions, events and conditions. The Series Trust's presentation currency is also the USD.

Foreign currency translation

Transactions during the year, including purchases and sales of securities, income and expenses, are translated at the rate of exchange prevailing on the date of transaction. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are retranslated at the functional currency rate of exchange ruling at the reporting date.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2021

3. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Foreign currency translation (continued)

Foreign currency transaction gains and losses on financial instruments classified as at fair value through profit or loss are included in the statement of profit or loss and other comprehensive income as part of the “net change in unrealised gains/(losses) on financial assets at fair value through profit or loss” or “net realised gains on financial assets at fair value through profit or loss”. Exchange differences on other financial instruments are included in the statement of profit or loss and other comprehensive income as “exchange differences”.

The rate of exchange in effect at 31 December 2021 was USD1 = SGD1.3529, THB33.413 (2020: USD1 = SGD1.3247 and THB29.946).

Net gain or loss on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss

This item includes changes in the fair value of financial assets and liabilities held for trading or designated upon initial recognition as at fair value through profit or loss and excludes interest and dividend income and expenses. Unrealised gains and losses comprise changes in the fair value of financial instruments for the year and from reversal of prior year’s unrealised gains and losses for financial instruments which were realised in the reporting year.

Realised gains and losses on disposals of financial instruments classified as at fair value through profit or loss are calculated using FIFO method. They represent the difference between an instrument’s initial carrying amount and disposal amount, or cash payments or receipts made on derivative contracts (excluding payments or receipts on collateral margin accounts for such instruments).

Unit capitalReclassification of redeemable units

A puttable financial instrument is classified as an equity instrument if it has all of the following features:

- The instrument entitles the holder to a pro rata share of the Series Trust’s net assets in the event of the Series Trust’s liquidation.
- The instrument is in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments.
- All financial instruments in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments have identical features.
- The instrument does not include any contractual obligation to deliver cash or another financial asset other than the holder’s rights to a pro rata share of the Series Trust’s net assets.
- The total expected cash flows attributable to the instrument over the life of the instrument are based substantially on the profit or loss, the change in the recognised net assets or the change in the fair value of the recognised and unrecognised net assets of the Series Trust over the life of the instrument.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2021

3. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Unit capital (continued)Reclassification of redeemable units (continued)

In addition to the instrument having all the above features, the Series Trust must have no other financial instrument or contract that has:

- Total cash flows based substantially on the profit or loss, the change in the recognised net assets or the change in the fair value of the recognised and unrecognised net assets of the Series Trust, and
- The effect of substantially restricting or fixing the residual return to the puttable instrument holders.

The Series Trust's redeemable units meet the definition of puttable instruments classified as equity instruments under the revised HKAS 32. Consequently, the Series Trust's redeemable units have been classified as equity instruments.

The Series Trust continuously assesses the classification of the redeemable units. If the redeemable units cease to have all the features or meet all the conditions set out to be classified as equity, the Series Trust will reclassify them as financial liabilities and measure them at fair value at the date of reclassification, with any differences from the previous carrying amount recognised in equity. If the redeemable units subsequently have all the features and meet the conditions to be classified as equity, the Series Trust will reclassify them as equity instruments and measure them at the carrying amount of the liabilities at the date of the reclassification.

The issuance, acquisition and cancellation of redeemable units are accounted for as equity transactions. Upon issuance of units, the consideration received is included in equity.

Transaction costs incurred by the Series Trust in issuing or acquiring its own equity instruments are accounted for as a deduction from equity to the extent that they are incremental costs directly attributable to the equity transaction that otherwise would have been avoided.

No gain or loss is recognised in the statement of profit or loss and other comprehensive income on the purchase, sale, issuance or cancellation of the Series Trust's own equity instruments.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents in the statement of financial position comprise cash on hand, deposits held at call with banks, and short-term highly liquid investments with original maturities of three months or less when acquired, less bank overdrafts.

For the purpose of the statement of cash flows, cash and cash equivalents consist of cash at bank.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2021

3. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Related parties

A party is considered to be related to the Series Trust if:

- (a) the party is a person or a close member of that person's family and that person,
 - (i) has control or joint control over the Series Trust;
 - (ii) has significant influence over the Series Trust; or
 - (iii) is a member of the key management personnel of the Series Trust or of a parent of the Series Trust;

or

- (b) the party is an entity where any of the following conditions applies:
 - (i) the entity and the Series Trust are members of the same trust;
 - (ii) one entity is an associate or joint venture of the other entity (or of a parent, subsidiary or fellow subsidiary of the other entity);
 - (iii) the entity and the Series Trust are joint ventures of the same third party;
 - (iv) one entity is a joint venture of a third entity and the other entity is an associate of third entity;
 - (v) the entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Series Trust or an entity related to the Series Trust;
 - (vi) the entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a);
 - (vii) a person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity); and
 - (viii) the entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Series Trust or to the parent of the Series Trust.

Amounts due from brokers

Amounts due from brokers include margin accounts and receivables for securities sold that have been contracted for but not yet delivered on the reporting date. Refer to accounting policy for "other financial assets and liabilities" for recognition and measurement.

4. SIGNIFICANT ACCOUNTING JUDGEMENTS, ESTIMATES AND ASSUMPTIONS

The preparation of the Series Trust's financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the reported amounts recognised in the financial statements and disclosure of contingent liabilities. However, uncertainty about these assumptions and estimates could result in outcomes that could require a material adjustment to the carrying amount of the assets or liabilities affected in the future years.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2021

4. SIGNIFICANT ACCOUNTING JUDGEMENTS, ESTIMATES AND ASSUMPTIONS (continued)

Judgements

In the process of applying the Series Trust's accounting policies, management has made the following judgements, which have the most significant effect on the amounts recognised in the financial statements:

Going concern

The Series Trust's management has made an assessment of the Series Trust's ability to continue as a going concern and is satisfied that the Series Trust has the resources to continue in business for the foreseeable future. Furthermore, management is not aware of any material uncertainties that may cast significant doubt upon the Series Trust's ability to continue as a going concern. Therefore, the financial statements continue to be prepared on the going concern basis.

Estimates and assumptions

The key assumptions concerning the future and other key sources of estimation uncertainty at the reporting date, that have a significant risk of causing a material adjustment to the carrying amounts of assets and liabilities within the next financial year, are described below. The Series Trust based its assumptions and estimates on parameters available when the financial statements were prepared. However, existing circumstances and assumptions about future developments may change due to market changes or circumstances arising beyond the control of the Series Trust. Such changes are reflected in the assumptions when they occur.

Taxation

Uncertainties exist with respect to the interpretation of complex tax regulations and changes in tax laws on foreign withholding tax. Given the wide range of international investments, differences arising between the actual investment income and the assumptions made, or future changes to such assumptions, could necessitate future adjustments to tax expense already recorded. The Series Trust establishes provisions, based on reasonable estimates, for possible consequences of audits by the tax authorities of the respective jurisdictions in which it invests. The amounts of such provisions are based on various factors and differing interpretations of tax regulations by the taxable entity and the responsible tax authority. Such differences of interpretation may arise on a wide variety of issues depending on the conditions prevailing in the respective domicile of the investments. As the Series Trust assesses the probability for litigation and subsequent cash outflow with respect to taxes as remote, no contingent liability has been recognised.

5. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Under the Master Trust Deed, the Manager is responsible for management of the investments and reinvestment of the assets of each series trust and for the issue and redemption of units. Details of the fees to which the Manager is entitled are provided in note 6 to the financial statements.

The Manager has delegated its investment management responsibility and the exercise of all rights of voting conferred by any investment of the Series Trust to the Investment Manager pursuant to the Investment Management Agreement. Details of the fees to which the Investment Manager is entitled are provided in note 6 to the financial statements.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2021

5. RELATED PARTY TRANSACTIONS (continued)

Margin accounts are opened with brokers, Phillip Securities (Thailand) PCL and Phillip Futures Pte. Ltd., related companies of the Investment Manager, whereby the brokers agree to provide the brokerage services in relation to futures contract transactions. As at 31 December 2021, a cash balance of USD63,127 (2020: USD69,916) was placed with Phillip Securities (Thailand) PCL and Phillip Futures Pte. Ltd. in an interest bearing account (see note 11).

Apart from the above, there were no contracts of significance in relation to the Series Trust's business to which the Series Trust was a party or in which the Manager had a material interest, whether directly or indirectly, at the end of the year or at any time during the year.

6. FEES

Investment management fee

The Investment Manager is entitled to receive an investment management fee, calculated at an annual rate of 0.7% (2020: 0.7%) on the NAV of the Series Trust at each valuation day, payable monthly in arrears.

The investment management fee for the year ended 31 December 2021 was USD17,475 (2020: USD15,249). As at 31 December 2021, an investment management fee of USD1,446 (2020: USD1,502) was payable to the Investment Manager.

Trustee fee

The Trustee is entitled to receive a trustee fee, calculated at an annual rate of 0.1% (2020: 0.1%) on the NAV of the Series Trust at each valuation day, payable monthly in arrears, subject to a minimum monthly payment of USD8,500 (2020: USD8,500).

The trustee fee for the year ended 31 December 2021 was USD102,000 (2020: USD102,000). As at 31 December 2021, a trustee fee of USD8,500 (2020: USD8,500) was payable to the Trustee.

Management fee

The Manager is entitled to receive a management fee, calculated at an annual rate of 0.1% (2020: 0.1%) on the NAV of the Series Trust at each valuation day, payable monthly in arrears.

The management fee for the year ended 31 December 2021 was USD2,497 (2020: USD2,178). As at 31 December 2021, a management fee of USD207 (2020: USD214) was payable to the Manager.

Performance fee

The Investment Manager is also entitled to receive an annual performance fee of 10% (2020: 10%) of the increase in the NAV per unit (before deduction of the performance fee) at the end of the relevant quarter if the NAV per unit exceeds the highest of the NAV per unit (before deduction of the performance fee) as at the end of any of the preceding calendar quarters per average number of units in issue during the relevant quarter.

There was no performance fee charged for the years ended 31 December 2021 and 2020. As at 31 December 2021 and 2020, there was no performance fee payable to the Investment Manager.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2021

6. FEES (continued)

Distribution fee

The Distributor, Aizawa Securities Co. Ltd., is entitled to receive a distribution fee, calculated at an annual rate of 0.5% (2020: 0.5%) on the NAV of the Series Trust at each valuation day, payable monthly in arrears.

The distribution fee for the year ended 31 December 2021 was USD12,483 (2020: USD10,892). As at 31 December 2021, a distribution fee of USD1,033 (2020: USD1,072) was payable to the Distributor.

Agent company fee

The Agent Company, Aizawa Securities Co. Ltd., is entitled to receive an agent company fee, calculated at an annual rate of 0.2% (2020: 0.2%) on the NAV of the Series Trust at each valuation day and payable monthly in arrears.

The agent company fee for the year ended 31 December 2021 was USD4,994 (2020: USD4,357). As at 31 December 2021, an agent company fee of USD413 (2020: USD428) was payable to the Agent Company.

7. TAXATION

Under the current laws of Cayman Islands, there is no income tax, corporation tax, capital gains tax or any other kinds of tax on profits or gains.

The Trust has received an undertaking from the Governor-in Council of the Cayman Islands to the effect that, for a period of 50 years from 10 November 2006 (date of establishment), no law that is hereafter enacted in the Cayman Islands imposing any tax on income will be levied on the Trust.

In jurisdictions other than the Cayman Islands, in some cases foreign taxes will be withheld at source of dividends and interest received by the Series Trust.

8. DISTRIBUTION

No distribution was paid or payable for the years ended 31 December 2021 and 2020.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2021

9. FINANCIAL ASSETS AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

	2021 USD Cost	2021 USD Fair Value
Financial assets at fair value through profit or loss		
- Listed equities	2,559,765	2,360,578
Total financial assets at fair value through profit or loss	<u>2,559,765</u>	<u>2,360,578</u>
	2020 USD Cost	2020 USD Fair Value
Financial assets at fair value through profit or loss		
- Listed equities	2,636,801	2,400,726
Total financial assets at fair value through profit or loss	<u>2,636,801</u>	<u>2,400,726</u>
	2021 USD	2020 USD
Net gains/(losses) on financial assets at fair value through profit or loss		
- Realised	211,434	9,050
- Unrealised	36,888	(51,749)
Total net gains/(losses)	<u>248,322</u>	<u>(42,699)</u>

A detailed unaudited portfolio listing is set out on pages 32 to 33.

Fair value estimation

The fair value of financial assets and financial liabilities are determined as follows:

- The fair value of financial assets traded in active liquid markets are based on quoted market prices at the close of trading on the reporting date. The quoted market price used for financial assets of the Fund is the last traded price provided that such price is within the bid ask spread that are most representative of the fair value.

The Investment Manager considers that the carrying amounts of the financial assets and financial liabilities recorded at amortised cost in the financial statements approximate their fair values.

HKFRS 13 *Fair Value Measurement* requires disclosures relating to fair value measurements using a three-level fair value hierarchy. The level within which the fair value measurement is categorised in its entirety is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement. Assessing the significance of a particular input requires judgement, considering factors specific to the asset or liability.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2021

9. FINANCIAL ASSETS AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS (continued)

The Series Trust uses the following hierarchy for determining and disclosing the fair value of financial instruments by valuation technique:

Level 1: Quoted (unadjusted) market prices in active markets for identical assets or liabilities

Level 2: Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is directly or indirectly observable

Level 3: Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is unobservable.

As at 31 December 2021 and 2020, all the financial assets at fair value through profit and loss were classified as Level 1. The following table illustrates fair value measurement hierarchy of the Series Trust's financial assets measured at fair value:

As at 31 December 2021

	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	Total USD
Financial assets at fair value through profit or loss				
- Listed equities	2,360,578	-	-	2,360,578
	<u>2,360,578</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>2,360,578</u>

As at 31 December 2020

	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	Total USD
Financial assets at fair value through profit or loss				
- Listed equities	2,400,726	-	-	2,400,726
	<u>2,400,726</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>2,400,726</u>

During the year, there were no transfer of fair value measurements between Level 1 and Level 2 and no transfer into or out of Level 3 (2020: USDNil).

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2021

10. CASH AT BANK

	2021 USD	2020 USD
Cash at bank	<u>165,890</u>	<u>164,012</u>

Balances of USD165,890 (2020: USD164,012) were held with Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch)'s global sub-custodian, Brown Brothers Harriman & Co., as of 31 December 2021. There was no interest income earned from cash at bank for the year ended 31 December 2021 (2020: USDNil). Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) is an affiliate of the Trustee.

11. AMOUNTS DUE FROM BROKERS

	2021 USD	2020 USD
Margin account	<u>63,127</u>	<u>69,916</u>

12. NUMBER OF REDEEMABLE UNITS IN ISSUE

Units may be issued on any Dealing Day to Eligible Investors at a subscription price equal to the prevailing NAV per Unit calculated as at the relevant Dealing Day. Dealing Day is each Business Day or such other day or days as the Manager, after consultation with the Trustee, may from time to time determine in respect of the Series Trust.

Each Unitholder may request a repurchase of Units by the Series Trust. Repurchases may occur on a Repurchase Day. Units will be repurchased at the NAV per Unit as at the relevant Repurchase Day.

Repurchase Day is each Business Day or such other day or days as the Manager, after consultation with the Trustee, may from time to time determine in respect of the Series Trust.

No units may be repurchased during any period when the calculation of the NAV has been suspended. The Manager may, with the prior agreement of the Trustee, or will, if the Manager so determines in its absolute discretion, suspend the determination of the NAV of a Series Trust (and therefore the NAV of the Units of such Series Trust) at any time for a period not exceeding one month if the Manager, or the Trustee, as the case may be, is of the opinion that there is good and sufficient reason to do so having regard to the interests of the unitholders of such Series Trust.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2021

12. NUMBER OF REDEEMABLE UNITS IN ISSUE (continued)

The movement in the number of redeemable units in issue is as follows:

	2021	2020
At beginning of year	15,079	15,470
Issue of units during the year	660	190
Redemption of units during the year	(1,040)	(581)
At end of year	<u>14,699</u>	<u>15,079</u>

13. UNIT CAPITAL

The Series Trust's capital is represented by the redeemable units in the Series Trust, and shown as NAV per redeemable unit in the statement of financial position. The redeemable units can be put back to the Series Trust, and an issue or repurchase of units may take place on any Dealing Day. Subscriptions and redemptions of units during the year are shown in the statement of changes in equity.

In accordance with the Offering Memorandum, investments are stated at the last trade prices, without any deduction for transaction costs, for the purpose of determining NAV per unit for subscriptions and redemptions and for various fee calculations. There was no difference between the valuation of investment position as prescribed by HKFRS 13 and the methodology indicated in the Series Trust's Offering Memorandum as at 31 December 2021 and 2020.

As at 31 December 2021, the Series Trust had USD2,486,942 (2020: USD2,540,139) of puttable financial instruments classified as equity and 14,699 units (2020: 15,079 units) in issue.

14. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES

The Series Trust is exposed to market risk (including interest rate, currency and equity price risk), liquidity risk and credit risk arising from the financial instruments it holds. The risk management objective of the Series Trust is to implement strategies to minimise potential losses so as to mitigate potential adverse effects on the Series Trust's financial performance.

The Investment Manager has established risk management procedures to assure compliance with the investment policy and restrictions of the Series Trust. The procedures include regular monitoring of portfolio performance and performing compliance review with applicable investment restrictions.

The Manager of the Series Trust is responsible for the daily operation of the Series Trust. It is also responsible for the management of the Series Trust's assets and issue and repurchase of the units.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2021

14. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (continued)

The Manager entrusts the management of the Series Trust's assets to the Investment Manager. The Investment Manager has a team of ten fund managers and analysts, and reports to the Chief Investment Officer ("CIO"). The Investment Manager's fund managers responsible for the Series Trust are each responsible for stating their opinion with respect to the Series Trust's investments. That responsibility includes investigating and analysing the trends in the macro economy and the markets, monitoring the results of their shares, selecting and analysing shares, and making final recommendations on investment strategies and issue selections. When the fund managers carry out their functions of monitoring and analysing investments, they will use considerable amounts of research and other information that the Investment Manager collects regularly from a wide network of relevant sources, such as brokers, analysts, management and other people related to the relevant transactions.

Investment decisions are mainly made at the weekly meeting of the Investment Manager's Investment Committee. The Investment Committee has three members who are also members of the investment team and this includes the CIO. The major role of the Investment Committee – which is chaired by the CIO, who is the Investment Manager's main investment officer and strategist – is to hear reports on and investigate investment recommendations from the fund managers and to make decisions on portfolio strategies, asset distribution, issue selection, and portfolio changes. The lead fund manager is tasked to execute the investment decisions which are made at the Investment Committee. The lead fund manager is assigned to monitor the overall performance of the Series Trust. The Investment Manager reviews the valuation report prepared by the Administrator of the Series Trust to ensure that the Series Trust's valuation is conducted appropriately.

The Series Trust's assets and liabilities comprise financial instruments which include:

- Investment in listed equities. These are held in accordance with the Series Trust's investment objectives and policies;
- Cash and short-term debtors and creditors that arise directly from its investment activities.

(a) Market Risk

Market risk is the risk that the fair value or future cash flows of financial instruments will fluctuate due to changes in market variables such as interest rates, foreign exchange rates and equity prices.

A detailed investment portfolio listing of the Series Trust as at the end of the reporting year is set out on pages 32 to 33.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2021

14. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (continued)

(a) Market Risk (continued)

(i) Interest Rate Risk

Interest rate risk is the risk that the value of a financial instrument and future cash flows will fluctuate as a result of changes in market interest rates.

The majority of the Series Trust's financial assets were equity shares and other instruments which neither pay interest nor have a maturity date. As a result, the Series Trust was not subject to significant amount of risk due to fluctuations in the prevailing levels of market interest rates. The Series Trust's exposure to interest rate risk on its cash is disclosed in note 10.

(ii) Currency Risk

Currency risk is the risk that the value of a financial instrument will fluctuate due to changes in foreign exchange rates. The Series Trust is exposed to currency risk on its investments which are denominated in currencies other than the USD. Accordingly, the value of the Series Trust's assets may be affected favourably or unfavourably by fluctuations in currency rates and therefore the Series Trust will necessarily be subject to currency risks. During the year, the Series Trust invested in securities and held cash denominated in Singapore Dollars (SGD) and Thai Baht (THB).

The primary purpose of the Series Trust's foreign currency hedging activities is to protect against the volatility associated with investments and other assets and liabilities denominated in foreign currencies in the normal course of business. Increases or decreases in the fair values of the Series Trust's foreign-currency-denominated financial assets and liabilities are partially offset by gains and losses on the economic hedging instruments. For the years ended 31 December 2021 and 2020, no hedging techniques were used.

The financial instruments that expose the Series Trust to significant foreign currency risks are disclosed as follows:

At 31 December 2021

Original currency	SGD USD	THB USD	Total USD
Assets			
Cash at bank	-	165,890	165,890
Financial assets at fair value through profit or loss	64,588	2,295,990	2,360,578
Amounts due from brokers	-	63,127	63,127
Total assets	<u>64,588</u>	<u>2,525,007</u>	<u>2,589,595</u>

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2021

14. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (continued)

(a) Market Risk (continued)

(ii) Currency Risk (continued)

At 31 December 2020

Original currency	SGD USD	THB USD	Total USD
Assets			
Cash at bank	-	164,012	164,012
Financial assets at fair value through profit or loss	51,449	2,349,277	2,400,726
Amounts due from brokers	-	69,916	69,916
Other assets	-	11,425	11,425
Total assets	<u>51,449</u>	<u>2,594,630</u>	<u>2,646,079</u>

The analysis below shows management's best estimates of the effect of a reasonably possible movement of the currency rates against the USD with all other variables held constant on the statement of profit or loss and other comprehensive income as at 31 December 2021 and 2020. A negative amount in the table reflects a potential net reduction in statement of profit or loss and other comprehensive income and statement of changes in equity, while a positive amount reflects a net potential increase. In practice, the actual trading results may differ from the below sensitivity analysis and the difference could be material.

At 31 December 2021

Currency	Change in Currency Rate (%)	Effect on net assets & profits (USD)
SGD	+/-5%	+/-3,229
THB	+/-5%	+/-126,250

At 31 December 2020

Currency	Change in Currency Rate (%)	Effect on net assets & profits (USD)
SGD	+/-5%	+/-2,572
THB	+/-5%	+/-129,732

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2021

14. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (continued)

(a) Market Risk (continued)

(iii) Equity Price Risk

Equity price risk is the risk of unfavourable changes in the fair values of equities decrease as a result of changes in the level equity indices and the value of individual units. The equity price risk exposure arises from the Series Trust's investment portfolio. As all of the Series Trust's equities are carried at fair value with fair value changes recognised in the statement of profit or loss and other comprehensive income, all changes in market conditions will directly affect net investment income.

Equity price risk is managed by the Series Trust's Investment Manager through deliberate securities selection, and diversification of the investment portfolio whereby the maximum value of the Series Trust's holding of securities issued by any single issuer does not usually exceed 10% of its net assets attributable to unitholders. The Investment Manager of the Series Trust also closely monitors the Stock Exchange of Thai ("SET") index so as to anticipate the fluctuation in the value of individual units.

At 31 December 2021, it is reasonably expected by the Investment Manager that a possible increase/decrease of 5% in SET index, with all other variables held constant, would increase/decrease the financial assets at fair value through profit or loss and accordingly, the net assets by approximately USD137,279 (2020: USD164,601). In practice, the actual trading results may differ from the below sensitivity analysis and the difference could be material.

	Change in SET index	Effect in financial assets at fair value through profit or loss	Effect on net assets and profits USD
2021	+/-5%	+/-5.52%	+/-137,279
2020	+/-5%	+/-6.48%	+/-164,601

During the year, a viral COVID-19 pandemic continued to spread across the globe. It is causing very significant financial market, economic and social dislocation globally, including very significant disruption to business and economic activity. The economic disruption may significantly reduce the value of many financial instruments including those held by the Series Trust. The ultimate extent of the effect of this on the Series Trust is not possible to estimate at this time and will only be finally determined on realisation of investments.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2021

14. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (continued)

(b) Liquidity Risk

Liquidity risk is the risk that the Series Trust will encounter difficulty in raising funds to meet commitments associated with financial assets or in meeting unitholder redemption requests. Liquidity risk may result from an inability to realise the financial instrument timely at its fair value. Also, substantial redemptions of units at the request of unitholders may expose the Series Trusts to liquidity risk as it could require the Investment Manager to liquidate investments of the Series Trust more rapidly than otherwise desirable and at less favourable prices to fund the redemptions, unless the Manager is able to borrow the necessary cash for such redemptions. For the years ended 31 December 2021 and 2020, no such borrowings have arisen.

The market for relatively illiquid securities tends to be more volatile than the market for more liquid securities. Investment of the Series Trust's assets in relatively illiquid securities may restrict the ability of the Investment Manager to dispose of the Series Trust's investments at a price and time that it wishes to do so. The Series Trust's listed securities are considered realisable as they are all listed on various stock exchanges, but the liquidity conditions for smaller companies can vary significantly in different market conditions. It is expected that there will be market impact costs if the Series Trust decides to liquidate its investment in a short time frame.

At 31 December 2021	Less than 1 month USD	1 - 3 months USD	Total USD
Accounts payable and accrued liabilities	(14,084)	(88,569)	(102,653)
Total liabilities	(14,084)	(88,569)	(102,653)
At 31 December 2020	Less than 1 month USD	1 - 3 months USD	Total USD
Accounts payable and accrued liabilities	(13,638)	(90,678)	(104,316)
Redemptions payable	(1,624)	-	(1,624)
Total liabilities	(15,262)	(90,678)	(105,940)

The Series Trust manages its liquidity risk by investing predominantly in securities that it expects to be able to liquidate within 1 month or less. As at 31 December 2021 and 2020, the expected liquidity of assets held was less than 1 month.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2021

14. FINANCIAL RISK AND MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (continued)

(c) Credit Risk

Credit risk is the risk that a counterparty to a financial instrument causes financial loss for the Series Trust by failing to discharge an obligation. The Series Trust will be subject to the possibility of insolvency, bankruptcy or default of a counterparty with which the Series Trust trades, which could result in substantial losses to the Series Trust.

As at 31 December 2021, the Series Trust was mainly exposed to credit risk on the amounts due from brokers of USD63,127 (2020: USD69,916) and deposits that the Series Trust had placed with Brown Brothers Harriman & Co., with the total amounting to USD165,890 (2020: USD164,012).

All transactions in listed investments are settled on a delivery versus payment basis using approved brokers. The risk of default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made when the Series Trust's custodian bank has received payment. For a purchase, payment is made once the securities have been received by the Series Trust's custodian bank. The trade will fail if either party fails to meet their obligation.

Bank balances are placed with reputable financial institutions.

Risk concentrations of the maximum exposure to credit risk

Concentrations of credit risk exist when changes in economic, industry or geographic factors affect counterparties whose aggregate credit exposure is significant in relation to the Series Trust's total credit exposure. The Series Trust's portfolio of financial instruments is diversified along industry, product and geographic lines, and transactions are entered into with a range of counterparties, thereby mitigating any significant concentration of credit risk.

Therefore, the Series Trust does not expect to incur material credit losses on its financial instruments.

(d) Capital Management

The Series Trust's capital is represented by outstanding redeemable units in issue. Currently, the Series Trust has 14,699 units (2020: 15,079 units) in issue (note 12).

The investment objective of the Series Trust is to achieve consistent positive returns by investing into publicly traded or privately issued common stocks, preferred stocks, stock warrants and rights, bonds or other derivative instruments within the investment policy of the Series Trust.

The Investment Manager may temporarily invest the Series Trust's available monies in financial instruments such as fixed time deposits, money market instruments or other cash equivalents. In addition, the Investment Manager may, from time to time, make direct investments in securities or other financial instruments for mitigating or risk management purposes.

The Series Trust does not have any externally imposed capital requirements or capital requirements on the subscriptions and redemptions of shares. The relevant movements are shown in the statement of changes in equity. In accordance with the objectives outlined in note 1 and the risk management policies in notes 14 (a) to (c), the Series Trust endeavours to achieve capital appreciation, whilst maintaining sufficient liquidity to meet redemption requests, such liquidity being augmented by the holding of liquid investments and notice periods for redemption requests.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2021

15. EVENTS AFTER THE REPORTING YEAR

During the period from 1 January 2022 up to the date of these financial statements, 390 redeemable units were redeemed for total redemption proceeds of USD64,314 and no redeemable units were subscribed.

In September 2021, Brown Brothers Harriman & Co. ("BBH") announced that they have entered into an agreement with State Street Corporation ("State Street") under which State Street will acquire BBH's Investor Services business, which includes its custody, fund accounting and administration, transfer agency, depository, foreign exchange and securities lending services. The transaction is expected to be completed in 2022, subject to customary closing conditions and regulatory approvals.

Other than those disclosed above, no subsequent events have occurred that would require adjustment or disclosure and have a material effect on the financial statements as at 31 December 2021.

16. APPROVAL OF THE FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved and authorised for issue by the Trustee and the Manager on 23 May 2022.

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

UNAUDITED PORTFOLIO LISTING

31 December 2021

	Holdings	Fair Value USD	% of NAV
<u>Financial assets at fair value through profit or loss</u>			
Listed Equities			
<u>Singapore</u>			
Thai Beverage Public Company Limited	132,100	64,588	2.60
<u>Thailand</u>			
Advanced Info Service Public Company Limited	20,700	143,546	5.77
Amata Corporation Public Company Limited	197,968	125,345	5.04
Amata VN Public Company Limited	35,224	7,700	0.31
Bangkok Bank Public Company Limited	13,500	49,454	1.99
Bank of Ayudhya Public Company Limited	91,500	97,936	3.94
Cal-Comp Electronics (Thailand) Public Company Limited	764,916	74,723	3.00
Charoen Pokphand Foods Public Company Limited	138,500	106,484	4.28
Indorama Ventures Public Company Limited	47,500	61,940	2.49
Kasikornbank Public Company Limited	31,200	133,579	5.37
Land & Houses Public Company Limited	433,280	114,960	4.62
Mega Lifesciences Public Company Limited	80,000	121,808	4.90
Namyong Terminal Public Company Limited	463,100	64,508	2.59
Platinum Group Public Company Limited	26,400	2,372	0.10
PTT Exploration Public Company Limited	26,753	95,181	3.83
PTT Global Chemical Public Company Limited	57,000	100,966	4.06
PTT Public Company Limited	192,000	219,978	8.85
Quality Houses Public Company Limited	733,500	49,981	2.01
Ratch Group Public Company Limited	45,000	61,055	2.46
Rojana Indus Park Public Company Limited	251,400	50,406	2.03
SCG Packaging Public Company Limited	1,346	2,810	0.11
Thai Oil Public Company Limited	30,000	44,773	1.80
The Siam Cement Public Company Limited	9,550	111,144	4.47
The Siam Commercial Bank Public Company Limited	47,000	179,968	7.24
Unique Engineering and Construction Public Company Limited	306,700	60,106	2.42
Vinythai Public Company Limited	29,600	34,359	1.38
WHA Corporation Public Company Limited	830,000	88,088	3.54
WHA Premium Growth Real Estate Investment Trust	126,000	48,246	1.93
Wice Logistics Public Company Limited	77,000	44,574	1.79
		2,295,990	92.32
Total financial assets at fair value through profit or loss		2,360,578	94.92

PHILLIP-AIZAWA TRUST – THAI FUND

UNAUDITED PORTFOLIO LISTING

31 December 2020

	Holdings	Fair Value USD	% of NAV
<u>Financial assets at fair value through profit or loss</u>			
Listed Equities			
<u>Singapore</u>			
Thai Beverage Public Company Limited	92,100	51,449	2.02
<u>Thailand</u>			
Advanced Info Service Public Company Limited	13,100	76,992	3.03
Amata Corporation Public Company Limited	151,968	82,718	3.26
Amata VN Public Company Limited	35,224	6,469	0.25
Bangkok Bank Public Company Limited	13,500	53,421	2.10
Bangkok Life Assurance Public Company Limited	70,000	49,088	1.93
Bank of Ayudhya Public Company Limited	91,500	95,484	3.76
Cal-Comp Electronics (Thailand) Public Company Limited	983,000	70,904	2.79
Charoen Pokphand Foods Public Company Limited	78,500	70,122	2.76
Delta Electronics (Thailand) Public Company Limited	6,500	105,490	4.15
Hana Microelectronics Public Company Limited	91,000	120,792	4.76
Indorama Ventures Public Company Limited	47,500	58,689	2.31
Kasikornbank Public Company Limited	31,200	117,732	4.63
Land & Houses Bank Public Company Limited	433,280	115,026	4.53
Mega Lifesciences Public Company Limited	80,000	95,505	3.76
Minor International Public Company Limited	2,655	34	-
Nanyong Terminal Public Company Limited	463,100	50,724	2.00
Platinum Group Public Company Limited	26,400	2,169	0.09
PTT Exploration Public Company Limited	26,753	87,774	3.46
PTT Global Chemical Public Company Limited	57,000	111,350	4.38
PTT Public Company Limited	167,000	237,010	9.33
Quality Houses Public Company Limited	733,500	56,826	2.24
Ratch Group Public Company Limited	25,000	44,247	1.74
Rojana Indus Park Public Company Limited	491,400	73,843	2.91
SCG Packaging Public Company Limited	1,346	1,865	0.07
Thai Oil Public Company Limited	30,000	52,094	2.05
The Siam Cement Public Company Limited	9,550	120,547	4.75
The Siam Commercial Bank Public Company Limited	47,000	137,331	5.41
Unique Engineering and Construction Public Company Limited	266,700	41,146	1.62
Vinythai Public Company Limited	29,600	31,630	1.25
WHA Corporation Public Company Limited	580,000	58,879	2.32
WHA Premium Growth Real Estate Investment Trust	126,000	55,961	2.20
Wice Logistics Public Company Limited	412,000	67,415	2.65
		<u>2,349,277</u>	<u>92.49</u>
Total financial assets at fair value through profit or loss		<u>2,400,726</u>	<u>94.51</u>

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2022年4月末日現在)

	米ドル(を除く)	円(を除く)
資産総額	2,362,823.54	304,473,441
負債総額	127,068.80	16,374,086
純資産総額(-)	2,235,754.74	288,099,356
発行済口数	14,309口	
純資産価格	156.25	20,134

第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】

受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次の通りです。

取扱機関 SMTファンド・サービーズ(アイルランド)リミテッド

取扱場所 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、
ブロック5

日本の実質上の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続きが行われますが、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託していない場合は、個人の責任で所定の手続きを行う必要があります。名義書換の費用は徴収されません。

受益者集会

受託会社または管理会社は、集会を招集する通知に記載されている日時と場所においてすべての受益者またはサブ・ファンドの受益者のいずれか該当する方の集会を招集することができるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは保有受益証券の純資産価格の総額がすべてのサブ・ファンドの純資産総額の少なくとも10分の1の受益証券を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請、もしくは提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の少なくとも10分の1を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請のある場合、受託会社はこれらいずれかを招集しなければならないものとし、

受託会社は、集会の場所、日時および集会で提案される一切の決議の条件を定めた各集会の14日前の書面による通知を、全受益者の集会の場合は、各受益者に対し、またサブ・ファンドの受益者の集会の場合は、該当するサブ・ファンドの受益者に対し郵送するものとし、

定足数の要件は、2名の受益者ですが、受益者がただ一人の場合には、定足数は、その受益者1名となります。

いずれの集会においても、総会の投票に付された決議は書面による投票で決定されるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは、保有受益証券の純資産価格の総額が、すべてのサブ・ファンドの純資産総額の75%以上の受益証券を保有している受益者により承認された場合、または提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは、該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の4分の3以上を保有している受益者により承認された場合、投票の結果は集会の決議とみなされるものとし、

受益者に対する特典、譲渡制限

生命保険、年金等の特別のサービスの付与等の受益者に対する特典はありません。

管理会社は、米国人をはじめその他いかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

第三部 【特別情報】

第1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の2022年4月末日現在の資本金は5,000万円で、全額払込済みです。管理会社は、1株50,000円の記名式株式1,000株を発行済みです。

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

管理会社の機構

管理会社の取締役の員数は、1人または取締役会が定めるそれ以上の数以上とされています。設立当初の取締役は、発起人により選任され、その後は、株主総会または取締役により選任されます。取締役の任期は、その選任の際、次回もしくは次々回の定時株主総会の時、特定の事情が生じた時、または特定の期間の経過までと定められます。

取締役会は、取締役または取締役の要求があった場合には、秘書役により随時招集されます。取締役会を開催するための定足数は2名です。ただし、取締役が1名の場合には定足数は1名です。取締役会においては、投票数の過半数の賛成により決議がなされます。賛否同数の場合には、決議はなされません。

投資運用の意思決定機構

管理会社の投資判断は、取締役により決定されます。

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することを含みます。

管理会社は、2022年4月末日現在、以下のとおり、公募投資信託5本の管理・運用を行っています。

(2022年4月末日現在)

国別 (設立国)	種類別	本数	純資産の合計(通貨別)
ケイマン	公募	3	37,866,292.67米ドル
		2	6,469,343,797円

3 【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近二事業年度の日本文の財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を管理会社が翻訳したものです。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、監査人である興亜監査法人の監査を受けており、添付のとおり監査報告書の原文（英文）を受領しております。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、日本円で表示されています。

(1) 【貸借対照表】

FCインベストメント・リミテッド 貸借対照表

2021年8月31日現在

(単位: 円)

資産の部		負債の部	
流動資産:	125,102,335	流動負債:	683,883
現金及び預金	32,331,643	未払金	683,883
売掛金	1,565,583	負債合計	683,883
短期貸付金	80,000,000	純資産の部	
営業投資有価証券	10,675,597	株主資本	124,418,452
その他	529,512	資本金	50,000,000
		利益剰余金	74,418,452
		その他利益剰余金	74,418,452
		繰越利益剰余金	74,418,452
		純資産合計	124,418,452
資産合計	125,102,335	負債純資産合計	125,102,335

(2) 【損益計算書】

FCインベストメント・リミテッド 損益計算書

自 2020年9月1日 至 2021年8月31日

(単位: 円)

科目	金額	
売上高		32,751,757
売上原価		7,655,836
売上総利益		25,095,921
販売費及び一般管理費		7,805,701
営業利益		17,290,220
営業外収益		
受取利息	1,183,435	1,183,435
営業外費用		
為替差損	26,956	26,956
経常利益		18,446,699
税引前当期純利益		18,446,699
当期純利益		18,446,699

FCインベストメント・リミテッド 株主資本等変動計算書

自 2020年9月1日 至 2021年8月31日

(単位: 円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
2020年9月1日残高	50,000,000	55,971,753	55,971,753	105,971,753	105,971,753
事業年度中の変動額					
当期純利益		18,446,699	18,446,699	18,446,699	18,446,699
事業年度中の変動額合計	-	18,446,699	18,446,699	18,446,699	18,446,699
2021年8月31日残高	50,000,000	74,418,452	74,418,452	124,418,452	124,418,452

FCインベストメント・リミテッド 個別注記表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

有価証券の評価基準及び評価方法

営業投資有価証券

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

FC Investment Ltd.

Balance sheet

As of August 31, 2021

(Unit: Yen)

ASSETS		LIABILITIES	
Current assets:	125,102,335	Current liabilities:	683,883
Cash and deposits	32,331,643	Accounts payable	683,883
Accounts receivable	1,565,583	Total liabilities	683,883
Short-term loans receivable	80,000,000	NET ASSETS	
Operational investment securities	10,675,597	Shareholders' equity	124,418,452
Other	529,512	Common stock	50,000,000
		Retained earnings	74,418,452
		Other retained earnings	74,418,452
		Retained earnings brought forward	74,418,452
		Total net assets	124,418,452
Total assets	125,102,335	Total liabilities and net assets	125,102,335

FC Investment Ltd.

Statement of income

From September 1, 2020 to August 31, 2021

(Unit: Yen)

Account	Amount	
Net sales		32,751,757
Cost of sales		7,655,836
Gross profit		25,095,921
Selling, general and administrative expenses		7,805,701
Operating income		17,290,220
Other income		
Interest income	1,183,435	1,183,435
Other expenses		
Foreign exchange loss	26,956	26,956
Ordinary income		18,446,699
Income before income taxes		18,446,699
Net income		18,446,699

FC INVESTMENT LTD.
Statements of changes in shareholder's equity
From September 1, 2020 to August 31, 2021

(Unit: Yen)

	Shareholders' equity			Shareholders' equity	Total net assets
	Common stock	Retained earnings			
		Other retained earnings	Total retained earnings		
		Retained earnings brought forward			
Balance at September 1, 2020	50,000,000	55,971,753	55,971,753	105,971,753	105,971,753
Changed amounts for this term					
Net income for the year		18,446,699	18,446,699	18,446,699	18,446,699
Total changed amounts for this term	-	18,446,699	18,446,699	18,446,699	18,446,699
Balance at August 31, 2021	50,000,000	74,418,452	74,418,452	124,418,452	124,418,452

FC INVESTMENT LTD.
Notes to Financial Statements

1 Note to Significant accounting policies

Valuation standards and methods for securities

Operational investment securities

Non-marketable securities Stated at cost based on the moving average method.

For investments in the investment enterprise limited Liability association and similar associations (deemed to be securities pursuant to Article 2, Paragraph 2 to the Financial Instruments and Exchange Law), the net amount corresponding to the ownership percentage is used, based on the reporting date and other materials stipulated in the partnership contract.

[次へ](#)

(1) 貸借対照表

FCインベストメント・リミテッド
貸借対照表

2020年8月31日現在

(単位: 円)

資産の部		負債の部	
流動資産:	106,936,638	流動負債:	964,885
現金及び預金	13,739,361	未払金	964,885
売掛金	1,428,256	負債合計	964,885
短期貸付金	80,000,000	純資産の部	
営業投資有価証券	10,312,336	株主資本	105,971,753
その他	1,456,685	資本金	50,000,000
		利益剰余金	55,971,753
		その他利益剰余金	55,971,753
		繰越利益剰余金	55,971,753
		純資産合計	105,971,753
資産合計	106,936,638	負債純資産合計	106,936,638

(2) 損益計算書

FCインベストメント・リミテッド
損益計算書

自 2019年9月1日 至 2020年8月31日

(単位: 円)

科目	金額	
売上高		18,029,564
売上原価		4,753,167
売上総利益		13,276,397
販売費及び一般管理費		8,370,617
営業利益		4,905,780
営業外収益		
受取利息	1,183,317	1,183,317
営業外費用		
為替差損	40,789	40,789
経常利益		6,048,308
税引前当期純利益		6,048,308
当期純利益		6,048,308

FCインベストメント・リミテッド 株主資本等変動計算書

自 2019年9月1日 至 2020年8月31日

(単位: 円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
2019年9月1日残高	50,000,000	49,923,445	49,923,445	99,923,445	99,923,445
事業年度中の変動額					
当期純利益		6,048,308	6,048,308	6,048,308	6,048,308
事業年度中の変動額合計	-	6,048,308	6,048,308	6,048,308	6,048,308
2020年8月31日残高	50,000,000	55,971,753	55,971,753	105,971,753	105,971,753

FCインベストメント・リミテッド 個別注記表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

有価証券の評価基準及び評価方法

営業投資有価証券

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

FC Investment Ltd.**Balance sheet**

As of August 31, 2020

(Unit: Yen)

ASSETS		LIABILITIES	
Current assets:	106,936,638	Current liabilities:	964,885
Cash and deposits	13,739,361	Accounts payable	964,885
Accounts receivable	1,428,256	Total liabilities	964,885
Short-term loans receivable	80,000,000	NET ASSETS	
Operational investment securities	10,312,336	Shareholders' equity	105,971,753
Other	1,456,685	Common stock	50,000,000
		Retained earnings	55,971,753
		Other retained earnings	55,971,753
		Retained earnings brought forward	55,971,753
		Total net assets	105,971,753
Total assets	106,936,638	Total liabilities and net assets	106,936,638

FC Investment Ltd.**Statement of income**

From September 1, 2019 to August 31, 2020

(Unit: Yen)

Account	Amount	
Net sales		18,029,564
Cost of sales		4,753,167
Gross profit		13,276,397
Selling, general and administrative expenses		8,370,617
Operating income		4,905,780
Other income		
Interest income	1,183,317	1,183,317
Other expenses		
Foreign exchange loss	40,789	40,789
Ordinary income		6,048,308
Income before income taxes		6,048,308
Net income		6,048,308

FC INVESTMENT LTD.
Statements of changes in shareholder's equity
From September 1, 2019 to August 31, 2020

(Unit: Yen)

	Shareholders' equity			Shareholders' equity	Total net assets
	Common stock	Retained earnings			
		Other retained earnings	Total retained earnings		
		Retained earnings brought forward			
Balance at September 1, 2019	50,000,000	49,923,445	49,923,445	99,923,445	99,923,445
Changed amounts for this term					
Net income for the year		6,048,308	6,048,308	6,048,308	6,048,308
Total changed amounts for this term	-	6,048,308	6,048,308	6,048,308	6,048,308
Balance at August 31, 2020	50,000,000	55,971,753	55,971,753	105,971,753	105,971,753

FC INVESTMENT LTD.
Notes to Financial Statements

1 Note to Significant accounting policies

Valuation standards and methods for securities

Operational investment securities

Non-marketable securities Stated at cost based on the moving average method.

For investments in the investment enterprise limited Liability association and similar associations (deemed to be securities pursuant to Article 2, Paragraph 2 to the Financial Instruments and Exchange Law), the net amount corresponding to the ownership percentage is used, based on the reporting date and other materials stipulated in the partnership contract.

[次へ](#)

中間財務書類

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を管理会社が翻訳したものです。これは、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。

- b．管理会社の中間財務書類は、本国における独立監査人の監査を受けていません。

- c．管理会社の原文の中間財務書類は、日本円で表示されています。

[前へ](#)

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

FCインベストメント・リミテッド

中間貸借対照表

2022年2月28日現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
流動資産：	128,795,845	流動負債：	773,881
現金及び預金	35,097,086	未払金	773,881
売掛金	1,676,091	負債合計	773,881
未収入金	1,011,887	純資産の部	
短期貸付金	80,000,000	株主資本	128,021,964
営業投資有価証券	10,710,237	資本金	50,000,000
その他	300,544	利益剰余金	78,021,964
		その他利益剰余金	78,021,964
		繰越利益剰余金	78,021,964
		純資産合計	128,021,964
資産合計	128,795,845	負債純資産合計	128,795,845

(2) 損益の状況

FCインベストメント・リミテッド

中間損益計算書

自 2021年9月1日 至 2022年2月28日

(単位：円)

科目	金額	
売上高		10,200,266
売上原価		1,452,285
売上総利益		8,747,981
販売費及び一般管理費		5,715,949
営業利益		3,032,032
営業外収益		
受取利息	585,299	585,299
営業外費用		
為替差損	13,819	13,819
経常利益		3,603,512
税引前中間純利益		3,603,512
中間純利益		3,603,512

[前へ](#)

4 【利害関係人との取引制限】

受託会社、管理会社、管理事務代行会社、保管会社、その持株会社、持株会社の株主、持株会社のいずれかの子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社(「利害関係者」)は、サブ・ファンドと利益相反を生ずる可能性のあるその他の金融取引、投資またはその他の専門的活動に参与することができます。これには、その他の信託の運用、管理またはそれらの受託会社もしくは業務提供者としての活動、証券の売買、投資運用または投資顧問活動、仲介活動およびその他の信託またはその他の会社の取締役、役員、顧問もしくは代理人としての活動が含まれます。特に、管理会社は、サブ・ファンドと類似または重複する投資目的を有するその他の投資信託の運用または顧問を行うことができると考えられます。利害関係者は、サブ・ファンドに提供される業務と類似の業務を第三者に対して提供することができ、かかる活動のいずれかにより得た利益を申告する義務を負いません。利益相反が生じた場合、受託会社、管理会社、管理事務代行会社または保管会社(必要に応じて)は、公正かつ完全な解決が確保されるよう努力します。サブ・ファンドを含む異なるクライアントへの投資機会の配分に関し、管理会社は、かかる義務に関連して利益相反に直面する可能性があります、かかる状況での投資機会が常に公正に配分されることを確保します。

受託会社またはその他の業務提供会社(または受託会社の親会社、子会社またはしくは関連会社)が、サブ・ファンドに関するバンカー、ブローカーとして行為するか、サブ・ファンドに関する管理事務業務、専門的業務もしくはその他の業務を提供する場合、受託会社またはその他の業務提供会社は、かかる資格において、それらの業務に関連して、サブ・ファンドによる受託会社またはその他の業務提供会社に対する支払いが合意された報酬または費用を信託財産から受領し、保持する権利を有するものとします。

受託会社、または管理会社は、たとえ権限もしくは裁量の行使の方法もしくは結果、または取引において、異なる、もしくは相反する利害関係(個人的利害関係、もしくは他の資格における利害関係、または受託会社の場合、他のファンドの唯一の受託者もしくは複数の受託者のうち1名の資格における利害関係であるか否かを問いません。)を有することがあったとしても、基本信託証書、関連する補遺信託証書に基づき、もしくは一般法によって権限を付与された取引を締結し、実施する権限または裁量を行使することができ、また、結果的にかかる資格において受託会社、管理会社または投資運用会社が創出または発生させた収益について説明責任を負いませんが、受託会社については、異なる、もしくは相反する利害関係を有する可能性がある事項については、単なる形式的当事者である場合を除き、行為を控えることができます。

受託会社ならびにその役員および従業員は、たとえその立場もしくは役職が、受託会社の地位、もしくはサブ・ファンドに帰属するか、関連するあらゆる持分株式、権能もしくは権限のいずれかによるか、これらの手段により、またはこれらを理由として、取得されたか、または保有もしくは維持されたとしても、サブ・ファンドに関連して、いずれかの会社、組織または企業の役員、従業員、代理人またはアドバイザーとして得た合理的な報酬その他の利益について説明責任を負いません。

適用ある法律または規則により規定されている条件に基づき、管理会社または受託会社は、いかなる利害関係者またはかかる者により助言もしくは管理される投資信託もしくは勘定からも、サブ・ファンドのために証券を取得することができ、かかる者に証券を売却することができます。いかなる利害関係者(ただし受託会社を除く)も、適切と考える受益証券の保有および取引を行うことができます。いかなる利害関係者も、類似の投資対象をサブ・ファンドが所有するか否かに関わらず、自己の勘定で投資対象の購入、保有および取引を行うことができます。

いかなる利害関係者も、受益者またはその証券がサブ・ファンドもしくはサブ・ファンドの勘定により所有されているいずれかの法人と、金融その他の取引について、契約を締結し、またはかかる契約もしくは取引に関与することができます。さらに、いかなる利害関係者も、サブ・ファンドの勘定となる、サブ・ファンドのいずれかの投資対象の販売または購入に関連して取り決める手数料または利益を、当該サブ・ファンドの利益になる可能性のあるものもないものも含め、受領することができます。

5 【その他】

管理会社の定款は、随時、管理会社の定款の定足数を充たした株主総会の決議により変更することができます。

管理会社に重要な影響を与えまたは与えると予想される事実は生じていません。

有価証券報告書提出前1年以内において、管理会社に重要な影響を与えまたは与えると予想される事実は生じていません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

1 フィリップ・キャピタル・マネジメント(S)リミテッド(Phillip Capital Management (S) Limited)(「投資運用会社」)

(1) 資本金の額

2022年4月末日現在、5,000,000シンガポール・ドル(約4億6,615万円)

(注) シンガポール・ドルの円貨換算額は、2022年4月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1シンガポール・ドル=93.23円)によります。

(2) 事業の内容

投資運用会社は、1999年9月2日にシンガポールに設立されました。投資運用会社は当局から付与されたキャピタル・マーケット・サービス・ライセンスを保有し、法人顧客と個人顧客の双方にファンド管理および投資顧問サービスを提供しています。投資運用会社は、1975年に設立された統合金融サービスグループであり、個人および機関投資家に包括的な金融サービスを提供するフィリップキャピタル(フィリップキャピタルグループ)のメンバーです。今日、フィリップキャピタルグループは、シンガポール、イギリス、アメリカ、フランス、日本、中国(および香港特別行政区)、マレーシア、タイ、インドネシア、ベトナム、トルコ、カンボジア、インド、アラブ首長国連邦、オーストラリアにおける金融ハブとして確固たる存在です。

投資運用会社は、2000年以来、シンガポールで集団スキームや一任運用ファンドを運用してきました。投資運用会社は、アジア太平洋地域およびグローバルに投資するファンドを運用する確立された実績があります。投資運用会社が管理する投資ファンドは、以下を含みます：フィリップ・マネー・マーケット・ファンド、グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、フィリップ・シンガポール・リアルエステート・インカム・ファンド、フィリップSGX APACディビデンド・リーダーズREIT ETF、フィリップSNGインカムETF、フィリップSGDマネー・マーケットETF、フィリップ・グローバル・ライジング・イールド・イノベーター・ファンド、フィリップMSCIシンガポール・デイリー(2X)レバレッジド・プロダクト、フィリップMSCIシンガポール・デイリー(-1X)インバース・プロダクトおよびフィリップ・グレーター・インドニア・エクイティ・ファンド(SFAの下で機関投資家および認定投資家/富裕層にのみ提供される制限付きファンド)。投資運用会社はまた、ライオン・フィリップ S-REIT ETの副投資運用会社としての業務も行います。

2 G.A.S.(ケイマン)リミテッド(G.A.S. (Cayman) Limited)(「受託会社」)

(1) 資本金の額

2022年4月末日現在、531,915ユーロ(約7,225万円)

(注) ユーロの円貨換算は、2022年4月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ = 135.83円)によります。以下同じです。

(2) 事業の内容

受託会社は、2001年10月16日、ケイマン諸島において設立されました。払込株式資本の金額は531,915ユーロです。受託会社は、ケイマン諸島において、集合投資スキームの受託会社および投資信託の管理事務代行会社として行為するための免許を与えられております。受託会社の最終的な親会社は三井住友トラスト・ホールディングス株式会社です。

3 SMTファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(SMT Fund Services (Ireland) Limited)(「管理事務代行会社」)

(1) 資本金の額

2022年4月末日現在、62,992,338ユーロ(約85億5,625万円)

(2) 事業の内容

管理事務代行会社は、1995年にアイルランドにおいて設立され、その最終的な親会社は三井住友トラスト・ホールディングス株式会社です。管理事務代行会社は、様々な法域で設立された集合投資スキームに対して業務を提供しております。

4 三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店 (Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited, London Branch)(「保管会社」)

(1) 資本金の額

三井住友信託銀行株式会社の資本金の額は、2022年4月末日現在、3,420億円です。

(2) 事業の内容

三井住友信託銀行株式会社は1925年に設立され、銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。また、英国において保管業務を行うために英国の当局認可を受けています。

5 アイザワ証券株式会社(「日本における販売会社」および「代行協会員」)

(1) 資本金の額

2022年4月末日現在、3,000百万円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者として業務を行っています。

2 【関係業務の概要】

- 1 フィリップ・キャピタル・マネジメント(S)リミテッド(Phillip Capital Management (S) Limited)(「投資運用会社」)
ファンドに対し、投資顧問業務および投資運用業務を提供します。
- 2 G.A.S.(ケイマン)リミテッド(G.A.S. (Cayman) Limited)(「受託会社」)
ファンドの受託業務を行います。
- 3 SMTファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(SMT Fund Services (Ireland) Limited)(「管理事務代行会社」)
管理事務代行業務を行います。
- 4 三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店 (Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited, London Branch)(「保管会社」)
ファンド資産の保管業務を行います。
- 5 アイザワ証券株式会社(「日本における販売会社」および「代行協会員」)
日本におけるファンドに関する代行協会員業務および受益証券の販売・買戻しの取扱業務を行います。

3 【資本関係】

管理会社および投資運用会社と他の関係法人の間に資本関係はありません。

第3 【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要
 - 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（改正済）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（改正済）または地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
 - 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
 - 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
 - (a) 1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
 - (b) 2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するプライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）
 - 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合（または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合）を除き、本リーガルガイドの残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
 - 1.5 2021年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、12,451（3,145のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託（2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド（以下に定義する。）の両方を含むが、これらに限られない。）が存在していた。
 - 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- (a) 投資持分の保有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合
 - (b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合
- ただし、以下を除く。
- (a) 銀行および信託会社または保険法（改正済）に基づく免許を受けた者
 - (b) 住宅金融組合法（改正済）または共済会法（改正済）に基づき登録された者、または
 - (c) 非ファンド・アレンジメント（アレンジメントの一例は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。）
- 2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド（以下「規制フィーダー・ファンド」という。）のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して（直接的または仲介会社を通じて間接的に）受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。
- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正した（改正）ミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「改正法」という。）が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（以下「限定投資家ファンド」という。）をCIMAに登録するよう定める。

2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役（または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員）に適切かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4(3)条ミューチュアル・ファンド）

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

(a) 一投資者当たりの最低初期投資額が（CIMAが100,000米ドルと同等とみなす）80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務（CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。）に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならず、当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者（運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。）を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額（80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額）の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4 投資信託の継続的要件

- 4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの募集書類（当該書類はCIMAに提出しなければならない。）に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類（限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料（届出がされている場合））を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式（および該当する条件）によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（改正済）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。
- 5 . 投資信託管理者
- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること（免除会社またはユニット・トラストであるかによる。）を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。

- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託（該当する場合）にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託（CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。）に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の(i)および(ii)に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合
 - (i) ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - (ii) 免許を受ける者が、以下の各号のいずれかにおいて「法人向けサービス提供者」として定義されている場合
 - (A) 会社法（改正済）（以下「会社法」という。）の第17編A
 - (B) 有限責任会社法（改正済）の第12編
 - (C) 有限責任事業組合法（改正済）の第8編
- （以下、併せて「受益所有権法」という。）
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類(特に定款)は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- (i) 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
 - (vii) 免除会社は、適用される受益所有権法を遵守しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。

- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。 ）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（改正済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者としていない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロース・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。
- (b) 免除リミテッド・パートナーシップ法(改正済)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。

- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島パートナーシップ法（改正済）により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモンの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（改正済）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - (vi) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。

- (b) 有限責任会社は、(免除会社と同様に)別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。
- (c) 有限責任会社は、複数の種類の取引(ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬/プラン・ピークルなどを含む。)において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド(代替投資ピークルを含む。)がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。
- (d) 特に、オンショア オフショアのファンド構造において、オンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらし、かかる構造の異なるピークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。契約(第三者の権利)法(改正済)により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（登録投資信託）または第4(4)(a)条（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。

- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了したまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。
8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督
- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了したまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
- (c) 受益所有権法に定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、受益所有権法に違反した場合

- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合

8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること

8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。

- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること

- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合

- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。
- 9 . ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行
- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10 . CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、以下の場合はこの限りでない。
- (a) 例えば秘密情報公開法（改正済）、犯罪収益に関する法律（改正済）（以下「犯罪収益に関する法律」という。）または薬物濫用法（改正済）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
 - (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
 - (c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項（場合に依りて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。）に関係する場合
 - (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合
 - (e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合
 - (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
 - (g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合
 - (h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合
 - (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
 - (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（改正済）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権が発生せしめうる。

- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12 ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法(改正済)第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法(改正済)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(l)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照）。

14 . 一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）

- 14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社（有限責任会社を含む。）またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である。）をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること

- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - (iv) 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手續および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - (viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域（以下「同等の法律が存在する法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。

- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（改正済）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること

- (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (iv) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
 - (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
 - (vi) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。

- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - (ii) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。

- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明

- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xxi) 以下の記述
「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xxii) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
- (xxiii) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xxiv) 投資顧問会社(下記事項を含む)
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4 【その他】

- (1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について
 - 使用開始日を記載することがあります。
 - 次の事項を記載することがあります。
 - ・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
 - 管理会社の名称その他ロゴ・マーク等を記載することがあります。
 - 図案を採用することがあります。
- (2) 投資リスクとして、次の事項を記載することがあります。
 - ・「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。」との趣旨を示す記載
 - ・「ファンドの信託財産に生じた損益はすべて受益者のみなさまに帰属します。ファンドは投資元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。」との趣旨を示す記載
- (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (4) ファンド証券の券面は発行されません。

独立監査人の監査報告書

フィリップ・アイザワ・トラスト・タイファンドの受託会社 殿
(ケイマン諸島法に基づき基本信託証書および補遺信託証書により設定されたユニット・トラストのシリーズ・トラスト)

財務諸表の監査報告書

監査意見

当監査法人は、フィリップ・アイザワ・トラスト・タイファンド（以下「シリーズ・トラスト」という。）の2021年12月31日現在の財政状態計算書、および2021年12月31日に終了した会計年度の損益及びその他の包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュフロー計算書、および重要な会計方針の要約を含む、財務諸表注記で構成される財務諸表を監査した。

当監査法人は、財務諸表がシリーズ・トラストの2021年12月31日現在における財務状況、および同日に終了した会計年度の財務実績およびキャッシュフローを香港財務報告基準に準拠して真正かつ適正に表示していると考えている。

監査意見の基礎

当監査法人は、香港会計監査基準（以下「HKSAs」という。）に従って監査を行った。それらの基準の下での当監査法人の責任は、当監査法人の報告書における財務諸表の監査に関する監査法人の責任の項にさらに詳細に記述されている。当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む）（以下「IESBA倫理規程」という。）に従って、本トラストから独立している。また、当監査法人はIESBA倫理規程に従って、その他の倫理的責任を果たした。当監査法人は取得した監査証拠が監査意見の根拠として十分かつ適切であると考えている。

その他の情報

その他の情報とは、経営および管理に関する情報ならびに未監査のポートフォリオ・リストで構成される。管理会社には、その他の情報に関して責任がある。

本財務諸表に関する当監査法人の意見ではその他の情報をカバーしていない。また、当監査法人はその結論の保証という形では如何なる表示も行わない。

本財務諸表の当監査法人の監査に関して、当監査法人の責任は、その他の情報を読み、その際に、その他の情報が本財務諸表または監査において得られた当監査法人の認識と大きく矛盾していないかどうか、あるいは重大な虚偽表示を行っていないかどうかを検討することである。当監査法人が実施した業務に基づき、当該その他の情報に重大な虚偽記載があると結論を下した場合、当監査法人はその事実を報告する必要がある。当監査法人は、これに関して報告する事項は何もない。

本財務諸表に対する管理会社および受託会社の責任

管理会社は、香港財務報告基準に従って本財務諸表を作成し、公正に表示する責任がある。したがって、管理会社は故意・過失によらず重大な虚偽表示のない財務諸表の作成を可能とするために内部統制を行う必要がある。

本財務諸表の作成に際して、管理会社は、ゴーイングコンサーンとして事業を継続する能力があるかを評価し、該当する場合にはゴーイングコンサーンに関する事項を開示し、管理会社がシリーズ・トラストを清算するか、または営業活動を終了する意図がない限り、あるいはそうするしか現実的な選択肢が存在しない限り、ゴーイングコンサーン基準を使用する責任を負っている。

受託会社は、シリーズ・トラストの財務報告プロセスを監督する責任を負っている。

財務諸表の監査に関する監査法人の責任

当監査法人の報告書は、シリーズ・トラストの受託会社のためにのみ作成されたものであり他に目的はない。我々は、それ以外の者に対して本報告書の内容に関していかなる責任または義務も負うものではない。

当監査法人の目的は、故意または過失を問わず、全体として本財務諸表に重大な虚偽記載がないか否かについて合理的保証を得ることと、当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。合理的保証は高水準の保証であるが、HKSAsに従って行われる監査により、存在する重大な虚偽記載が常に見つけれられるという保証はない。虚偽記載は故意または過失から発生する可能性があり、虚偽記載が個別または全体として、これらの財務諸表に基づいて利用者が行う経済的決定に影響すると合理的に予想されるならば、虚偽記載は重大であるとみなされる。

HKSAsに従った監査の一環として、当監査法人は専門的判断を行い、監査を通して職業的懐疑心を維持する。また、当監査法人は：

- 故意または過失を問わず、本財務諸表の重大な虚偽記載のリスクを特定し評価する。また、それらのリスクに対応した監査手順を設計し実行する。さらに、当監査法人の監査意見の基礎を提供する上で十分かつ適切な監査証拠を得る。故意から生じている重大な虚偽記載を見つけれられないリスクは、過失から生じているリスクの場合よりも重大である。その理由としては、故意が共謀、偽造、意図的な怠慢、虚偽表示、または内部統制の無視の可能性を含んでいることが挙げられる。
- 当該状況下で適切な監査手順を策定するために、監査に関連する内部統制についての理解を得る。しかし、これはシリーズ・トラストの内部統制の有効性に関する意見を表明することを目的としていない。
- 使用される会計方針の適切性や、管理会社によりなされる会計見積りおよび関連する開示の妥当性を評価する。

- 管理会社によるゴーイングコンサーン・ベースの会計基準の使用の適切性に関して判断するとともに、得られた監査証拠に基づいて、シリーズ・トラストがゴーイングコンサーンとして事業を継続する能力があるかに関して、重大な疑義が持たれるイベントまたは状況に関して重大な不確実性が存在するか否かを判断する。重大な不確実性が存在すると判断された場合、本財務諸表の関連した開示に対して当監査法人の報告書において注意を促すか、開示が不十分である場合、監査意見を修正することが求められる。当監査法人の判断は、監査報告書日までに得られる監査証拠に基づく。ただし、将来のイベントまたは状況が、ゴーイングコンサーンとしてシリーズ・トラストの存続を終了せざるを得ない原因になる可能性がある。
- 開示を含む本財務諸表全体の表示、構成および内容を評価するとともに、本財務諸表が公正な表示を達成するという点において、取引やイベントを表示しているか否かを評価する。

当監査法人は、数ある中でも特に、監査の計画範囲およびタイミング、ならびに重要な監査結果（当監査法人の監査中に特定された内部統制の重大な欠陥など）について、受託会社と情報交換する。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2022年5月23日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

The Trustee

Phillip-Aizawa Trust - Thai Fund

(A series trust of a unit trust constituted by a Master Trust Deed
and a Supplemental Trust Deed under the acts of the Cayman Islands)

Report on the Audit of the Financial Statements

Opinion

We have audited the financial statements of Phillip-Aizawa Trust – Thai Fund (the “Series Trust”) which comprise the statement of financial position as at 31 December 2021, and the statement of profit or loss and other comprehensive income, statement of changes in equity and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at 31 December 2021 and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing (HKSAAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors’ responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with the *International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards)* (IESBA Code) and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

Other information consists of the management and administration information and unaudited portfolio listing. Management is responsible for the other information.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of Management and the Trustee for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The Trustee is responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSA's will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with HKSA's, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.

- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our Auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our Auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Trustee regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young Ltd.

23 May 2022

()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書届出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

FC Investment Ltd .

取締役会 御中

監査意見

当監査法人は、FC Investment Ltd . の2021年8月31日現在における日本円で表示された貸借対照表、2021年8月31日をもって終了する会計年度に係る損益計算書及び株主資本等変動計算書、個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FC Investment Ltd . の2021年8月31日現在の財産の状態及び2021年8月31日をもって終了する会計年度に係る損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、日本において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、日本における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、日本において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

興亜監査法人

日本、東京

2022年1月31日

[前へ](#)

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

The Board of Directors
FC Investment Ltd.:

Opinion

We have audited the accompanying financial statements of FC Investment Ltd. which comprise the balance sheets as of August 31, 2021, and income statements and the statements of changes in shareholder's equity for the year then ended, notes to financial statements, and the annexed detailed statement thereof, all expressed in Japanese yen.

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial of FC Investment Ltd as of August 31, 2021 and the result of its operations for the year then ended in conformity with accounting principles generally accepted in Japan.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in Japan. Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Japan, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Japan, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error. In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern and disclosing, as required by accounting principles generally accepted in Japan, matters related to going concern.

Auditor's Responsibility for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements. As part of our audit in accordance with auditing standards generally accepted in Japan, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risk, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, basis on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation in accordance with accounting principles generally accepted in Japan.

We communicate with the Management, among other matters, the planned scope and timing of the audit significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Koa Audit Corporation

Tokyo, Japan

January 31, 2022

()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

FC Investment Ltd .
取締役会 御中

当監査法人は、FC Investment Ltd . の2020年8月31日現在における日本円で表示された貸借対照表、2020年8月31日をもって終了する会計年度に係る損益計算書及び株主資本等変動計算書、個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、日本において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算処理の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算処理の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

興亜監査法人

日本、東京
2021年1月28日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

The Board of Directors

FC Investment Ltd.:

We have audited the accompanying financial statements of FC Investment Ltd. which comprise the balance sheets as of August 31, 2020, and income statements and the statements of changes in shareholder's equity for the year then ended, notes to financial statements, and the annexed detailed statement thereof, all expressed in Japanese yen.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Japan, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audits. We conducted our audits in accordance with auditing standards generally accepted in Japan. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, while the objective of the financial statement audit is not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements and the annexed detailed statement thereof present fairly, in all material respects, the financial position of FC Investment Ltd. as at August 31 2020, and its financial performance for the years then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Japan.

Koa Audit Corporation

Tokyo, Japan

January 28, 2021

()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。